

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政法令解釈通達	別冊 酒税法及び酒類行政法令解釈通達
目次	目次
第3編 租税特別措置法関係	第3編 租税特別措置法関係
第87条・第87条の2 (省略)	第87条・第87条の2 (同左)
<u>第87条の3</u> 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税 の税率の特例	<u>第87条の5</u> 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税 の税率の特例
<u>第87条の4</u> ビールに係る酒税の税率の特例	<u>第87条の6</u> ビールに係る酒税の税率の特例
<u>第87条の5</u> 外航船等に積み込む酒類の免税	<u>第87条の7</u> 外航船等に積み込む酒類の免税
<u>第87条の6</u> 輸出酒類販売場である酒類の製造場から移 出する酒類に係る酒税の免税	<u>(新設)</u>
第87条の8 (省略)	第87条の8 (同左)
第7編 災害被害者に対する租税の減免・徴収猶予等に関 する法律関係	第7編 災害被害者に対する租税の減免・徴収猶予等に関 する法律関係
第1条・第7条 (省略)	第1条・第7条 (同左)
<u>第8条</u>	<u>(新設)</u>
第8編 酒類行政法令関係	第8編 酒類行政法令関係
第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係	第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係
<u>第86条の2</u> 基準販売価格に係る告示	<u>(新設)</u>
<u>第86条の3</u> 公正な取引の基準	<u>(新設)</u>
<u>第86条の4</u> 公正な取引の基準に関する命令 <u>(削除)</u>	<u>(新設)</u> <u>第86条の4</u> 基準販売価格に係る告示

改正後	改正前
<p>第2編 酒税法関係</p> <p>第2条 酒類の定義及び種類</p> <p>第1項関係</p> <p>2 アルコール含有医薬品の取扱い</p> <p>アルコール含有医薬品であっても、飲用することができ、かつ、アルコール分が1度以上のものは酒類に該当する。ただし、<u>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）</u>の規定によって厚生労働大臣から製造（輸入販売を含む。）の許可を受けたアルコール含有医薬品で、次に掲げるものについては強いて酒類には該当しないことに取り扱う。</p> <p>(1) 日本標準商品分類（総務庁編。平成2年6月改定のもの。以下同じ。）の「<u>医薬品及び関連製品</u>」に分類の「<u>ホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）</u>、<u>ビタミン剤</u>、<u>滋養強壯薬その他の代謝性医薬品</u>」に該当しないもの</p> <p>(2) (1)の「<u>ホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）</u>、<u>ビタミン剤</u>、<u>滋養強壯薬その他の代謝性医薬品</u>」のうち、次の状態で市販することを目的として製造するもの。ただし、2種類以上の容量の容器（通常市販品に使用される容器をいう。）に収容した同一の成分規格及び品名のアルコール含有医薬品を製造場から移出する場合又は保税地域から引き取る場合で、その一部はイ又はロに該当するものであるが、他の一部にイ及びロに該当しないものがあるときは、当該アルコール含有医薬品の全部がイ及びロに該当しないものとする。</p> <p>イ・ロ （省略）</p> <p>(3) (1)の「<u>ホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）</u>、<u>ビタミン剤</u>、<u>滋養強壯薬その他の代謝性医薬品</u>」のうち、その使用目的が医療のためだけに限定されており、用法用量を誤ると有害な副作用を伴うもの又は客観的に嗜好飲料として飲用されるおそれがないもので国税庁長官が酒類として取り扱うことが適当でないと認めたもの</p> <p>5 法の適用を受けるアルコール分90度以上のアルコールの取扱い</p> <p>法第2条第1項<u>括弧書</u>の規定により法の適用を受けるアルコール分90度以上のアルコールの取扱いは、次による。</p>	<p>第2編 酒税法関係</p> <p>第2条 酒類の定義及び種類</p> <p>第1項関係</p> <p>2 アルコール含有医薬品の取扱い</p> <p>アルコール含有医薬品であっても、飲用することができ、かつ、アルコール分が1度以上のものは酒類に該当する。ただし、<u>薬事法（昭和35年法律第145号。以下同じ。）</u>の規定によって厚生労働大臣から製造（輸入販売を含む。）の許可を受けたアルコール含有医薬品で、次に掲げるものについては強いて酒類には該当しないことに取り扱う。</p> <p>(1) 日本標準商品分類（総務庁編。平成2年6月改定のもの。以下同じ。）の「<u>医薬品及び関連製品</u>」に分類の「<u>ホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）</u>、<u>ビタミン剤</u>、<u>滋養強壯薬その他の代謝性医薬品</u>」に該当しないもの</p> <p>(2) (1)の「<u>ホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）</u>、<u>ビタミン剤</u>、<u>滋養強壯薬その他の代謝性医薬品</u>」のうち、次の状態で市販することを目的として製造するもの。ただし、2種類以上の容量の容器（通常市販品に使用される容器をいう。）に収容した同一の成分規格及び品名のアルコール含有医薬品を製造場から移出する場合又は保税地域から引き取る場合で、その一部はイ又はロに該当するものであるが、他の一部にイ及びロに該当しないものがあるときは、当該アルコール含有医薬品の全部がイ及びロに該当しないものとする。</p> <p>イ・ロ （同左）</p> <p>(3) (1)の「<u>ホルモン剤（抗ホルモン剤を含む。）</u>、<u>ビタミン剤</u>、<u>滋養強壯薬その他の代謝性医薬品</u>」のうち、その使用目的が医療のためだけに限定されており、用法用量を誤ると有害な副作用を伴うもの又は客観的に嗜好飲料として飲用されるおそれがないもので国税庁長官が酒類として取り扱うことが適当でないと認めたもの</p> <p>5 法の適用を受けるアルコール分90度以上のアルコールの取扱い</p> <p>法第2条第1項<u>かつこ書</u>の規定により法の適用を受けるアルコール分90度以上のアルコールの取扱いは、次による。</p>

改正後	改正前
<p>(1)・(2) (省略)</p> <p>第3条 その他の用語の定義 (共通事項)</p> <p>2 原料を加工した際分離されたもの等の取扱い</p> <p>米ぬか、ふすま、果実の搾りかす等のように原料の加工の際に分離されたもの及び人造米等のように<u>でん粉</u>、穀類等を加工したものであっても当該加工により当該物品に本質的な変化を来していないものは、加工前の物品の名称のものとして取り扱う。</p> <p>(注) 「本質的な変化」とは、分解、合成、酸化、還元等の化学的操作又は抽出、蒸留等の精製操作により組成又は成分が明らかに変化することをいい、粉碎、成型、加熱、冷却等の単なる物理的操作により成分がほとんど変化しないときはこれに当たらない。例えば、米粉と<u>でん粉</u>を用いて製造した人造米は、米粉及び<u>でん粉</u>として取扱い、その重量の計算は、人造米の数量を、当該人造米に含まれている米粉と<u>でん粉</u>の重量比により<u>あん分</u>する。</p> <p>5 酒類の原料物品等の定義</p> <p>法、令及び規則に規定する「ぶどう糖」、「水あめ」、「有機酸」、「有機酸の塩類」、「アミノ酸」、「アミノ酸の塩類」、「糖類」、「<u>でん粉質物</u>」、「<u>でん粉質物分解物</u>」、「たんぱく質物」、「たんぱく質物分解物」、「無機酸」、「無機塩類」、「色素」、「粘ちよう剤」、「核酸分解物」、「核酸分解物の塩類」、「アルコール含有物」、「含糖質物」、「香料」、「転化糖」又は「果糖」とは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>なお、これらの物品が化学的合成品である場合には、その使用に当たって食品衛生法（昭和22年法律第233号）の適用を受けることに留意する。</p> <p>(1) 「ぶどう糖」とは、例えば、結晶ぶどう糖、精製ぶどう糖のように<u>でん粉質物</u>を高度に加水分解し、かつ、十分に精製したものをいう。</p> <p>なお、ぶどう糖とデキストリン等が共存するものについては、<u>固形分</u>中の純粋なぶどう糖の含有率が100分の50を超える場合はぶどう糖として取り扱う。</p> <p>(2) 「水あめ」とは、加水分解の程度が低い<u>でん粉質物</u></p>	<p>(1)・(2) (同左)</p> <p>第3条 その他の用語の定義 (共通事項)</p> <p>2 原料を加工した際分離されたもの等の取扱い</p> <p>米ぬか、ふすま、果実の搾りかす等のように原料の加工の際に分離されたもの及び人造米等のように<u>でんぶん</u>、穀類等を加工したものであっても当該加工により当該物品に本質的な変化を来していないものは、加工前の物品の名称のものとして取り扱う。</p> <p>(注) 「本質的な変化」とは、分解、合成、酸化、還元等の化学的操作又は抽出、蒸留等の精製操作により組成又は成分が明らかに変化することをいい、粉碎、成型、加熱、冷却等の単なる物理的操作により成分がほとんど変化しないときはこれに当たらない。例えば、米粉と<u>でんぶん</u>を用いて製造した人造米は、米粉及び<u>でんぶん</u>として取扱い、その重量の計算は、人造米の数量を、当該人造米に含まれている米粉と<u>でんぶん</u>の重量比により<u>按分</u>する。</p> <p>5 酒類の原料物品等の定義</p> <p>法、令及び規則に規定する「ぶどう糖」、「水あめ」、「有機酸」、「有機酸の塩類」、「アミノ酸」、「アミノ酸の塩類」、「糖類」、「<u>でんぶん質物</u>」、「<u>でんぶん質物分解物</u>」、「たんぱく質物」、「たんぱく質物分解物」、「無機酸」、「無機塩類」、「色素」、「粘ちよう剤」、「核酸分解物」、「核酸分解物の塩類」、「アルコール含有物」、「含糖質物」、「香料」、「転化糖」又は「果糖」とは、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>なお、これらの物品が化学的合成品である場合には、その使用に当たって食品衛生法（昭和22年法律第233号。<u>以下同じ。</u>）の適用を受けることに留意する。</p> <p>(1) 「ぶどう糖」とは、例えば、結晶ぶどう糖、精製ぶどう糖のように<u>でんぶん質物</u>を高度に加水分解し、かつ、十分に精製したものをいう。</p> <p>なお、ぶどう糖とデキストリン等が共存するものについては、<u>固型分</u>中の純粋なぶどう糖の含有率が100分の50を超える場合はぶどう糖として取り扱う。</p> <p>(2) 「水あめ」とは、加水分解の程度が低い<u>でんぶん質物</u></p>

改正後	改正前
<p>解物のうち精製程度が高く、不純物の含有量が少ないものをいう。</p> <p>(3)～(7) (省略)</p> <p>(8) 「<u>でん粉質物</u>」とは、例えば、<u>でん粉</u>、<u>穀類</u>、<u>芋類</u>のように<u>でん粉質</u>を主成分とするもので、その<u>でん粉質</u>が主として利用されるものをいう。</p> <p>(9) 「<u>でん粉質物分解物</u>」とは、<u>でん粉質物</u>を加水分解したものをいう。ただし、<u>糖類</u>に該当するものを除く。</p> <p>(10)～(18) (省略)</p> <p>(19) 「<u>含糖質物</u>」とは、例えば、<u>砂糖</u>、<u>糖蜜</u>、<u>蜂蜜</u>のように糖分その他の成分を含む物品で、その含有糖分が主として利用されるものをいう。</p> <p>(20)～(22) (省略)</p>	<p>分解物のうち精製程度が高く、不純物の含有量が少ないものをいう。</p> <p>(3)～(7) (同左)</p> <p>(8) 「<u>でんぷん質物</u>」とは、例えば、<u>でんぷん</u>、<u>穀類</u>、<u>いも類</u>のように<u>でんぷん質</u>を主成分とするもので、その<u>でんぷん質</u>が主として利用されるものをいう。</p> <p>(9) 「<u>でんぷん質物分解物</u>」とは、<u>でんぷん質物</u>を加水分解したものをいう。ただし、<u>糖類</u>に該当するものを除く。</p> <p>(10)～(18) (同左)</p> <p>(19) 「<u>含糖質物</u>」とは、例えば、<u>砂糖</u>、<u>糖みつ</u>、<u>蜂みつ</u>のように糖分その他の成分を含む物品で、その含有糖分が主として利用されるものをいう。</p> <p>(20)～(22) (同左)</p>
<p>6 酒類原料を溶解し又は薄めた場合の重量の計算</p>	<p>6 酒類原料を溶解し又は薄めた場合の重量の計算</p>
<p>アルコール、<u>焼酎</u>(法第3条第9号《<u>その他の用語の定義</u>》に規定する<u>連続式蒸留焼酎</u>及び同条第10号に規定する<u>単式蒸留焼酎</u>をいう。以下、第2編において同じ。)、<u>砂糖</u>、<u>ぶどう糖</u>、<u>水あめ</u>、<u>乳酸</u>、<u>こはく酸</u>、<u>グルタミン酸ソーダ</u>、<u>でん粉</u>等を溶解し又は薄めて酒類の原料とする場合に使用する水は、仕込水として使用したものとして<u>取り扱う</u>ものとし、当該原料の重量の計算は、その溶解し又は薄める前の重量(数回にわたって薄める場合は、初回の際に薄める前の重量)による。</p>	<p>アルコール、<u>しょうちゅう</u>(法第3条第9号に規定する<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>及び同条第10号に規定する<u>単式蒸留しょうちゅう</u>をいう。以下、第2編において同じ。)、<u>砂糖</u>、<u>ぶどう糖</u>、<u>水あめ</u>、<u>乳酸</u>、<u>こはく酸</u>、<u>グルタミン酸ソーダ</u>、<u>でんぷん</u>等を溶解し又は薄めて酒類の原料とする場合に使用する水は、仕込水として使用したものとして<u>取扱う</u>ものとし、当該原料の重量の計算は、その溶解し又は薄める前の重量(数回にわたって薄める場合は、初回の際に薄める前の重量)による。</p>
<p>7 酒類の原料として取り扱わない物品</p>	<p>7 酒類の原料として取り扱わない物品</p>
<p>次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。</p> <p>なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。</p>	<p>次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。</p> <p>なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。</p>
<p>(1)・(2) (省略)</p>	<p>(1)・(2) (同左)</p>
<p>(3) 酒造の合理化等の目的で醸造工程中に加える次の酵素剤</p>	<p>(3) 酒造の合理化等の目的で醸造工程中に加える次の酵素剤</p>
<p>イ 清酒、合成清酒及びみりんの製造の際に米こうじと併用する原料(清酒については米、合成清酒については令第3条第1項第1号《<u>合成清酒の原料等</u>》に掲げる物品、みりんについては米及びとうもろこしに限る。)の重量の1,000分の1以下に相当する酵素剤</p> <p>ロ～ニ (省略)</p>	<p>イ 清酒、合成清酒及びみりんの製造の際に米こうじと併用する原料(清酒については米、合成清酒については令第3条第1号に掲げる物品、みりんについては米及びとうもろこしに限る。)の重量の1,000分の1以下に相当する酵素剤</p> <p>ロ～ニ (同左)</p>
<p>ホ リンゴ果汁に含まれる<u>でん粉質</u>及び<u>繊維質</u>の分解を促進するために加える必要最小量のα-アミラー</p>	<p>ホ リンゴ果汁に含まれる<u>でんぷん質</u>及び<u>繊維質</u>の分解を促進するために加える必要最小量のα-アミラ</p>

改 正 後	改 正 前																																																																
ゼ及びセルラーゼ (4)～(7) (省略)	ーゼ及びセルラーゼ (4)～(7) (同左)																																																																
11 「こす」の意義 酒類の製造方法の一つである「こす」とは、その方法の いかんを問わず酒類のもろみを液状部分とかす部分とに 分離する <u>全て</u> の行為をいう。	11 「こす」の意義 酒類の製造方法の一つである「こす」とは、その方法の いかんを問わず酒類のもろみを液状部分とかす部分とに 分離する <u>すべて</u> の行為をいう。																																																																
15 酒類の製成の時期 酒類の製成の時期とは、法第3条各号《 <u>その他の用語の 定義</u> 》に定める酒類の品目ごとにその製造方法に従って、 次のとき又は酒類に炭酸ガス（炭酸水を含む。）を加えた とき若しくは水を加えた場合で品目に異動が生じたとき をいう。	15 酒類の製成の時期 酒類の製成の時期とは、法第3条《 <u>その他の用語の定 義</u> 》各号に定める酒類の品目ごとにその製造方法に従っ て、次のとき又は酒類に炭酸ガス（炭酸水を含む。）を加 えたとき若しくは水を加えた場合で品目に異動が生じた ときをいう。																																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">製成の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>清酒</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td>合成清酒</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td>連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td>みりん</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td>ビール</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td>果実酒</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td>甘味果実酒</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td>ウイスキー及びブランデー</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td>原料用アルコール</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td>発泡酒</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td>その他の醸造酒</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td>スピリッツ</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td>リキュール</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td>粉末酒</td><td>(省略)</td></tr> <tr><td>雑酒</td><td>(省略)</td></tr> </tbody> </table>	品目	製成の時期	清酒	(省略)	合成清酒	(省略)	連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎	(省略)	みりん	(省略)	ビール	(省略)	果実酒	(省略)	甘味果実酒	(省略)	ウイスキー及びブランデー	(省略)	原料用アルコール	(省略)	発泡酒	(省略)	その他の醸造酒	(省略)	スピリッツ	(省略)	リキュール	(省略)	粉末酒	(省略)	雑酒	(省略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">製成の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>清酒</td><td>(同左)</td></tr> <tr><td>合成清酒</td><td>(同左)</td></tr> <tr><td>連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅう</td><td>(同左)</td></tr> <tr><td>みりん</td><td>(同左)</td></tr> <tr><td>ビール</td><td>(同左)</td></tr> <tr><td>果実酒</td><td>(同左)</td></tr> <tr><td>甘味果実酒</td><td>(同左)</td></tr> <tr><td>ウイスキー及びブランデー</td><td>(同左)</td></tr> <tr><td>原料用アルコール</td><td>(同左)</td></tr> <tr><td>発泡酒</td><td>(同左)</td></tr> <tr><td>その他の醸造酒</td><td>(同左)</td></tr> <tr><td>スピリッツ</td><td>(同左)</td></tr> <tr><td>リキュール</td><td>(同左)</td></tr> <tr><td>粉末酒</td><td>(同左)</td></tr> <tr><td>雑酒</td><td>(同左)</td></tr> </tbody> </table>	品目	製成の時期	清酒	(同左)	合成清酒	(同左)	連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅう	(同左)	みりん	(同左)	ビール	(同左)	果実酒	(同左)	甘味果実酒	(同左)	ウイスキー及びブランデー	(同左)	原料用アルコール	(同左)	発泡酒	(同左)	その他の醸造酒	(同左)	スピリッツ	(同左)	リキュール	(同左)	粉末酒	(同左)	雑酒	(同左)
品目	製成の時期																																																																
清酒	(省略)																																																																
合成清酒	(省略)																																																																
連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎	(省略)																																																																
みりん	(省略)																																																																
ビール	(省略)																																																																
果実酒	(省略)																																																																
甘味果実酒	(省略)																																																																
ウイスキー及びブランデー	(省略)																																																																
原料用アルコール	(省略)																																																																
発泡酒	(省略)																																																																
その他の醸造酒	(省略)																																																																
スピリッツ	(省略)																																																																
リキュール	(省略)																																																																
粉末酒	(省略)																																																																
雑酒	(省略)																																																																
品目	製成の時期																																																																
清酒	(同左)																																																																
合成清酒	(同左)																																																																
連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅう	(同左)																																																																
みりん	(同左)																																																																
ビール	(同左)																																																																
果実酒	(同左)																																																																
甘味果実酒	(同左)																																																																
ウイスキー及びブランデー	(同左)																																																																
原料用アルコール	(同左)																																																																
発泡酒	(同左)																																																																
その他の醸造酒	(同左)																																																																
スピリッツ	(同左)																																																																
リキュール	(同左)																																																																
粉末酒	(同左)																																																																
雑酒	(同左)																																																																
(清酒の定義) 2 清酒の原料となる糖類 規則第1条の2《 <u>清酒の原料となる糖類</u> 》に規定する 「ぶどう糖以外の糖類で <u>でん粉質物を分解したもの</u> 」と は、水あめのほか、例えば、米を原料として加水分解して 精製した糖類をいう。	(清酒の定義) 2 清酒の原料となる糖類 規則第1条の2に規定する「ぶどう糖以外の糖類で <u>で んぶん質物を分解したもの</u> 」とは、水あめのほか、例えば、 米を原料として加水分解して精製した糖類をいう。																																																																

改正後	改正前
<p>6 糖類の重量計算</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 規則第1条の2《<u>清酒の原料となる糖類</u>》に規定する「ぶどう糖以外の糖類で<u>でん粉質物</u>を分解したもの」が液状の場合における糖類の重量の計算方法は、原則として、当該糖類の製造方法を踏まえ、当該液体に含まれる糖類の重量を合理的に計算する。ただし、米（こうじ米を含む。）を原料として製造する場合で、当該液体の製造方法等による合理的な計算が困難な場合には、次の計算方法によることとして差し支えない。</p> <p>[計算方法]</p> <p>米（こうじ米を含む。）の使用重量×0.65＝糖類の重量</p> <p>(合成清酒の定義)</p> <p>1 「米を原料の全部又は一部として製造した物品」の範囲 法第3条第8号《<u>その他の用語の定義</u>》に規定する「米を原料の全部又は一部として製造した物品」には、酒類（米を原料として発酵させて蒸留したものを除く。）及び米を原料として製造した<u>でん粉質物</u>分解物、たんぱく質物等を含み、アルコール含有物であるかどうかは問わない。ただし、米を原料として製造した酒類のかすは含まないことに取り扱う。</p> <p>4 アミノ酸度の意義等</p> <p>(1) アミノ酸度とは、令第3条第2項第2号《<u>合成清酒の原料等</u>》に規定する「財務省令で定める方法により測定した場合における原容量10立方センチメートル中に含有するアミノ酸を中和する0.1モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液の容量」をいう。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>5 酸度の意義等</p> <p>(1) 酸度とは、令第3条第2項第3号《<u>合成清酒の原料等</u>》に規定する「財務省令で定める方法により測定した場合における原容量10立方センチメートル中に含有する酸を中和する0.1モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液の容量」をいう。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>6 糖類の重量計算</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 規則第1条の2に規定する「ぶどう糖以外の糖類で<u>でんぶん質物</u>を分解したもの」が液状の場合における糖類の重量の計算方法は、原則として、当該糖類の製造方法を踏まえ、当該液体に含まれる糖類の重量を合理的に計算する。ただし、米（こうじ米を含む。）を原料として製造する場合で、当該液体の製造方法等による合理的な計算が困難な場合には、次の計算方法によることとして差し支えない。</p> <p>[計算方法]</p> <p>米（こうじ米を含む。）の使用重量×0.65＝糖類の重量</p> <p>(合成清酒の定義)</p> <p>1 「米を原料の全部又は一部として製造した物品」の範囲 法第3条第8号に規定する「米を原料の全部又は一部として製造した物品」には、酒類（米を原料として発酵させて蒸留したものを除く。）及び米を原料として製造した<u>でんぶん質物</u>分解物、たんぱく質物等を含み、アルコール含有物であるかどうかは問わない。ただし、米を原料として製造した酒類のかすは含まないことに取り扱う。</p> <p>4 アミノ酸度の意義等</p> <p>(1) アミノ酸度とは、令第3条《<u>合成清酒の原料等</u>》第2項第1号に規定する「財務省令で定める方法により測定した場合における原容量10立方センチメートル中に含有するアミノ酸を中和する0.1モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液の容量」をいう。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>5 酸度の意義等</p> <p>(1) 酸度とは、令第3条《<u>合成清酒の原料等</u>》第2項第2号に規定する「財務省令で定める方法により測定した場合における原容量10立方センチメートル中に含有する酸を中和する0.1モル毎リットルの水酸化ナトリウム水溶液の容量」をいう。</p> <p>(2) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(<u>焼酎</u>の定義)</p> <p>2 <u>焼酎</u>から除かれる酒類</p> <p>アルコール含有物を蒸留したものであっても、法第3条第9号イからニまで《<u>その他の用語の定義</u>》に該当する酒類は、<u>焼酎</u>から除かれるものであり、その酒類の品目は次のとおりとなる。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>3 <u>砂糖等を加えた焼酎</u>の取扱い</p> <p>法第3条第9号又は第10号へ《<u>その他の用語の定義</u>》に規定する砂糖等を加えた<u>焼酎</u>の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 法第3条第9号に規定する<u>連続式蒸留焼酎</u>又は同条第10号へに規定する<u>単式蒸留焼酎</u>に混和することができる物品は、令第3条の2第1項《<u>連続式蒸留焼酎の原料等</u>》に規定する<u>分蜜</u>をした砂糖、酒石酸若しくはくえん酸又はこれらの物品とともに混和する場合の規則第3条《<u>連続式蒸留焼酎の合成着色料</u>》に規定する食用黄色4号及び食用黄色5号に限る。</p> <p>(注)1 砂糖、酒石酸又はくえん酸については、当該混和によって当該酒類に着色又は着香させることとなるものは除かれていることに留意する。</p> <p>2 「<u>分蜜</u>をした砂糖」とは、砂糖を製造するに当たって、しよ糖液を<u>真空結晶缶</u>による結晶工程操作を加えて、砂糖(しよ糖の結晶体)と<u>糖蜜</u>に分離した際の砂糖部分をいう。</p> <p>(2) 法第3条第9号又は第10号への規定に基づいて製造した砂糖等を加えた<u>焼酎</u>に、更に令第3条の2第2項の規定に基づいて、同条第1項に規定する物品を混和したものは、法第3条第9号又は第10号へに規定する砂糖等を加えた<u>焼酎</u>に該当する。</p> <p>(3) 法第3条第9号ハ又は第10号ニに規定する<u>焼酎</u>の原料とすることができる「政令で定める砂糖」は、<u>分蜜</u>をしない砂糖で令第4条第2項《<u>しらかばの炭以外のろ過剤等</u>》に規定するものをいう。</p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p>7 「<u>分蜜をしない砂糖</u>」等の意義</p> <p>令第4条第2項《<u>しらかばの炭以外のろ過剤等</u>》に規定</p>	<p>(<u>しょうちゅう</u>の定義)</p> <p>2 <u>しょうちゅう</u>から除かれる酒類</p> <p>アルコール含有物を蒸留したものであっても、法第3条第9号イからニまでに該当する酒類は、<u>しょうちゅう</u>から除かれるものであり、その酒類の品目は次のとおりとなる。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>3 <u>砂糖等を加えたしょうちゅう</u>の取扱い</p> <p>法第3条第9号又は第10号へに規定する砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 法第3条第9号に規定する<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>又は同条第10号へに規定する<u>単式蒸留しょうちゅう</u>に混和することができる物品は、令第3条の2《<u>連続式蒸留しょうちゅうの原料等</u>》第1項に規定する<u>分みつ</u>をした砂糖、酒石酸若しくはくえん酸又はこれらの物品とともに混和する場合の規則第3条《<u>連続式蒸留しょうちゅうの合成着色料</u>》に規定する食用黄色4号及び食用黄色5号に限る。</p> <p>(注)1 砂糖、酒石酸又はくえん酸については、当該混和によって当該酒類に着色又は着香させることとなるものは除かれていることに留意する。</p> <p>2 「<u>分みつ</u>をした砂糖」とは、砂糖を製造するに当たって、しよ糖液を<u>真空結晶かん</u>による結晶工程操作を加えて、砂糖(しよ糖の結晶体)と<u>糖みつ</u>に分離した際の砂糖部分をいう。</p> <p>(2) 法第3条第9号又は第10号への規定に基づいて製造した砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>に、更に令第3条の2第2項の規定に基づいて、同条第1項に規定する物品を混和したものは、法第3条第9号又は第10号へに規定する砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>に該当する。</p> <p>(3) 法第3条第9号ハ又は第10号ニに規定する<u>しょうちゅう</u>の原料とすることができる「政令で定める砂糖」は、<u>分みつ</u>をしない砂糖で令第4条第2項に規定するものをいう。</p> <p>(4)・(5) (同左)</p> <p>7 「<u>分みつをしない砂糖</u>」等の意義</p> <p>令第4条第2項に規定する、次の用語の意義は、それぞれ</p>

改正後	改正前
<p>する、次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「<u>分蜜</u>をしない砂糖」とは、積極的な操作を加えて<u>糖蜜</u>を分離しない砂糖をいう。</p> <p>(2) 「<u>真空結晶缶</u>による結晶工程を経たもの」とは、<u>真空結晶缶</u>を用いてしよ糖液を結晶させる操作を行ったものをいう。</p> <p>(3)～(6) (省略)</p>	<p>れ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「<u>分みつ</u>をしない砂糖」とは、積極的な操作を加えて<u>糖みつ</u>を分離しない砂糖をいう。</p> <p>(2) 「<u>真空結晶かん</u>による結晶工程を経たもの」とは、<u>真空結晶かん</u>を用いてしよ糖液を結晶させる操作を行ったものをいう。</p> <p>(3)～(6) (同左)</p>
<p>10 <u>単式蒸留焼酎</u>の原料として砂糖を使用する場合の取扱い</p> <p>法第3条第10号ニ《<u>その他の用語の定義</u>》に規定する政令で定める砂糖を<u>単式蒸留焼酎</u>の原料として使用することは、大島税務署（鹿児島県）の管轄区域内において製造する場合で、当該砂糖と米こうじとを併用するときに限り認める。</p>	<p>10 <u>単式蒸留しょうちゅう</u>の原料として砂糖を使用する場合の取扱い</p> <p>法第3条第10号ニに規定する政令で定める砂糖を<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の原料として使用することは、大島税務署（鹿児島県）の管轄区域内において製造する場合で、当該砂糖と米こうじとを併用するときに限り認める。</p>
<p>11 アルコール含有物を蒸留したものの品目</p> <p>アルコール含有物である酒類を蒸留したもので、そのアルコール分が45度以下（連続式蒸留機により蒸留したものについてはアルコール分が36度未満）の酒類の品目は、次のとおりとなる。</p> <p>(1) 清酒、合成清酒又はみりんを蒸留したものの <u>焼酎</u></p> <p>(2) <u>連続式蒸留焼酎</u>又は<u>単式蒸留焼酎</u>を連続式蒸留機で蒸留したものの <u>連続式蒸留焼酎</u></p> <p>(3) <u>連続式蒸留焼酎</u>と<u>単式蒸留焼酎</u>とを混和したものを連続式蒸留機で蒸留したものの <u>連続式蒸留焼酎</u></p> <p>(4) <u>連続式蒸留焼酎</u>を連続式蒸留機以外の蒸留機（以下、第2編において「単式蒸留機」という。）で蒸留したものの <u>連続式蒸留焼酎</u></p> <p>(5) <u>連続式蒸留焼酎</u>と<u>単式蒸留焼酎</u>とを混和したものを単式蒸留機で蒸留したものの <u>連続式蒸留焼酎</u>と<u>単式蒸留焼酎</u>の混和酒</p> <p>(6)～(10) (省略)</p> <p>(11) 発泡酒を蒸留したものの <u>焼酎</u>、ウイスキー又はスピリッツ</p> <p>(12) その他の醸造酒を蒸留したものの <u>焼酎</u>、ウイスキー</p>	<p>11 アルコール含有物を蒸留したものの品目</p> <p>アルコール含有物である酒類を蒸留したもので、そのアルコール分が45度以下（連続式蒸留機により蒸留したものについてはアルコール分が36度未満）の酒類の品目は、次のとおりとなる。</p> <p>(1) 清酒、合成清酒又はみりんを蒸留したものの <u>しょうちゅう</u></p> <p>(2) <u>連続式蒸留しょうちゅう</u>又は<u>単式蒸留しょうちゅう</u>を連続式蒸留機で蒸留したものの <u>連続式蒸留しょうちゅう</u></p> <p>(3) <u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と<u>単式蒸留しょうちゅう</u>とを混和したものを連続式蒸留機で蒸留したものの <u>連続式蒸留しょうちゅう</u></p> <p>(4) <u>連続式蒸留しょうちゅう</u>を連続式蒸留機以外の蒸留機（以下、第2編において「単式蒸留機」という。）で蒸留したものの <u>連続式蒸留しょうちゅう</u></p> <p>(5) <u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と<u>単式蒸留しょうちゅう</u>とを混和したものを単式蒸留機で蒸留したものの <u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の混和酒</p> <p>(6)～(10) (同左)</p> <p>(11) 発泡酒を蒸留したものの <u>しょうちゅう</u>、ウイスキー又はスピリッツ</p> <p>(12) その他の醸造酒を蒸留したものの <u>しょうちゅう</u>、ウ</p>

改正後	改正前
<p>又はスピリッツ (13)～(15) (省略)</p>	<p>イスキー又はスピリッツ (13)～(15) (同左)</p>
<p>(みりんの定義)</p>	<p>(みりんの定義)</p>
<p>2 ぶどう糖、水あめ又は米の重量計算の取扱い</p>	<p>2 ぶどう糖、水あめ又は米の重量計算の取扱い</p>
<p>令第5条第1項第2号《みりんの原料等》に規定するぶどう糖、水あめ又は米(以下この2において「ぶどう糖等」という。)の重量には、原料として使用するみりんの原料として使用したぶどう糖等の重量を含めて計算することに取り扱う。</p>	<p>令第5条《みりんの原料等》第1項第1号に規定するぶどう糖、水あめ又は米(以下この2において「ぶどう糖等」という。)の重量には、原料として使用するみりんの原料として使用したぶどう糖等の重量を含めて計算することに取り扱う。</p>
<p>3 原料ぶどう糖等の重量計算の取扱い</p>	<p>3 原料ぶどう糖等の重量計算の取扱い</p>
<p>令第5条第1項第3号《みりんの原料等》に規定する原料ぶどう糖等の固形分の重量には、当該原料ぶどう糖等に含有される水分の重量を含めないことに取り扱う。ただし、原料ぶどう糖等に含有される水分の重量を測定することが困難な場合には、当該水分の重量を含めて計算することとして差し支えない。</p>	<p>令第5条《みりんの原料等》第1項第2号に規定する原料ぶどう糖等の固形分の重量には、当該原料ぶどう糖等に含有される水分の重量を含めないことに取り扱う。ただし、原料ぶどう糖等に含有される水分の重量を測定することが困難な場合には、当該水分の重量を含めて計算することとして差し支えない。</p>
<p>(果実酒及び甘味果実酒の定義)</p>	<p>(果実酒及び甘味果実酒の定義)</p>
<p>3 「既に加えたブランデー等」の取扱い</p>	<p>3 「既に加えたブランデー等」の取扱い</p>
<p>法第3条第13号ニ及び第14号ハ《その他の用語の定義》に規定する「既に加えたブランデー等」には、果実酒等を製造するときに加えたもの、その後において更に加えたもの及び法第43条第1項第6号《みなし製造》の規定により酒類の保存のために加えたもの<u>全て</u>を含むことに取り扱う。</p>	<p>法第3条第13号ニ及び第14号ハに規定する「既に加えたブランデー等」には、果実酒等を製造するときに加えたもの、その後において更に加えたもの及び法第43条《<u>みなし製造</u>》第1項第6号の規定により酒類の保存のために加えたもの<u>すべて</u>を含むことに取り扱う。</p>
<p>なお、ブランデー等を加えた果実酒等を果実酒等の原料等とするために未納税移出する場合には、移入製造場において「既に加えたブランデー等」の数量を把握する必要があるため、移出製造場において、当該ブランデー等を加えた果実酒等に係る製造方法を明らかにさせる。</p>	<p>なお、ブランデー等を加えた果実酒等を果実酒等の原料等とするために未納税移出する場合には、移入製造場において「既に加えたブランデー等」の数量を把握する必要があるため、移出製造場において、当該ブランデー等を加えた果実酒等に係る製造方法を明らかにさせる。</p>
<p>5 ブランデー等のアルコール分の総量が100分の90を超えるものの取扱い</p>	<p>5 ブランデー等のアルコール分の総量が100分の90を超えるものの取扱い</p>
<p>法第3条第14号ハ又はニ《その他の用語の定義》に規定する甘味果実酒を製造する場合で、ブランデー等を加えた場合のブランデー等のアルコール分の総量が、当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の100分の90を超えることとなったものは、そのエキス分が</p>	<p>法第3条第14号ハ若しくはニに規定する甘味果実酒を製造する場合で、ブランデー等を加えた場合のブランデー等のアルコール分の総量が、当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の100分の90を超えることとなったものは、そのエキス分が2度未満のものは</p>

改正後	改正前
<p>2度未満のものはスピリッツに、そのエキス分が2度以上のものはリキュールに、それぞれ該当する。</p> <p>(ウイスキーの定義)</p> <p>3 留出時のアルコール分の取扱い</p> <p>法第3条第15号イ及びロ《<u>その他の用語の定義</u>》に規定する「留出時のアルコール分」の取扱いは、<u>焼酎</u>の定義の8〈「留出時のアルコール分」の取扱い〉の定めを準用する。</p> <p>(ブランデーの定義)</p> <p>1 果実の取扱い</p> <p>法第3条第16号イ《<u>その他の用語の定義</u>》に規定する果実の取扱いは、<u>焼酎</u>の定義の4〈果実の取扱い〉の定めを準用する。</p> <p>2 留出時のアルコール分の取扱い</p> <p>法第3条第16号イ《<u>その他の用語の定義</u>》に規定する「留出時のアルコール分」の取扱いは、<u>焼酎</u>の定義の8〈「留出時のアルコール分」の取扱い〉の定めを準用する。</p> <p>(発泡酒の定義)</p> <p>2 「麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたもの」の意義</p> <p>法第3条第18号《<u>その他の用語の定義</u>》に規定する「麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたもの」とは、<u>焼酎</u>、ウイスキー又はブランデーに該当する酒類以外のもの（例えばいわゆるウオッカ又はジン等）をいう。</p> <p>(リキュールの定義)</p> <p>2 リキュールから除かれる「その性状がみりに類似する酒類」の取扱い</p> <p>令第8条の2第1号《<u>みりに類似する酒類</u>》の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 木灰汁を酒類の原料とする場合の木灰の重量は、木灰汁に使用した木灰が<u>全て</u>溶解したものとして計算する。</p> <p>[計算例]</p>	<p>スピリッツに、そのエキス分が2度以上のものは、<u>リキュール</u>に、それぞれ該当する。</p> <p>(ウイスキーの定義)</p> <p>3 留出時のアルコール分の取扱い</p> <p>法第3条第15号イ及びロに規定する「留出時のアルコール分」の取扱いは、<u>しょうちゅう</u>の定義の8〈「留出時のアルコール分」の取扱い〉の定めを準用する。</p> <p>(ブランデーの定義)</p> <p>1 果実の取扱い</p> <p>法第3条第16号イに規定する果実の取扱いは、<u>しょうちゅう</u>の定義の4〈果実の取扱い〉の定めを準用する。</p> <p>2 留出時のアルコール分の取扱い</p> <p>法第3条第16号イに規定する「留出時のアルコール分」の取扱いは、<u>しょうちゅう</u>の定義の8〈「留出時のアルコール分」の取扱い〉の定めを準用する。</p> <p>(発泡酒の定義)</p> <p>2 「麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたもの」の意義</p> <p>法第3条第18号に規定する「麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたもの」とは、<u>しょうちゅう</u>、ウイスキー又はブランデーに該当する酒類以外のもの（例えばいわゆるウオッカ又はジン等）をいう。</p> <p>(リキュールの定義)</p> <p>2 リキュールから除かれる「その性状がみりに類似する酒類」の取扱い</p> <p>令第8条の2《<u>みりに類似する酒類</u>》第1号の<u>取扱い</u>は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 木灰汁を酒類の原料とする場合の木灰の重量は、木灰汁に使用した木灰が<u>すべて</u>溶解したものとして計算する。</p> <p>[計算例]</p>

改正後	改正前
<p>木灰21キログラムに水を加え、100リットルの木灰汁を作り、その上澄液60リットルを酒類6,100リットルに加え、6,160リットルの酒類を製成した場合の木灰の重量は次のとおりである。</p> <p>1 原料とした木灰の重量</p> $21(\text{kg}) \times \frac{60(\text{l})}{100(\text{l})} = 12.6(\text{kg})$ <p>2 製成酒類1キロリットル当たり木灰のキログラム数</p> $12.6(\text{kg}) \div 6.16(\text{k}\ell) = 2.0(\text{kg}/\text{k}\ell) > 1(\text{kg}/\text{k}\ell)$ (令第8条の2第1号に該当) <p>(酒母、もろみ及びこうじの定義)</p> <p>4 こうじの原料の取扱い</p> <p>こうじの原料の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第9条《こうじの原料》に規定する「<u>でん粉質物</u>以外の物品」とは、こうじの製造操作を容易にする等のために使用するもみがら等をいう。</p> <p>第6条の2 保稅地域に該當する製造場</p> <p>2 保稅地域に該當する製造場以外の場所へ引き取る場合の取扱い</p> <p>製造場内の保稅地域にある外国貨物である酒類を、関稅法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定により輸入の許可を受けて、その製造場以外の場所に引き取る場合は、製造場から移出したものに該當する。</p> <p>なお、この場合における酒稅については、関稅法施行令(昭和29年政令第150号) <u>第62条の34第3号《内國消費稅の同時納付を要しない場合》</u>の規定により、通常の納付手續を行うこととなるから留意する。</p> <p>第6条の3 移出又は引取り等とみなす場合</p> <p>第1項關係</p> <p>6 滞納処分等により換価された酒類等の酒稅の徴収</p> <p>酒類等の製造場に現存する酒類等が滞納処分等により換価された場合の当該酒類等は、法第6条の3 <u>第1項第4号《移出又は引取り等とみなす場合》</u>の規定により製造場から移出したものとみなされるが、この酒類等の酒稅</p>	<p>木灰21キログラムに水を加え、100リットルの木灰汁を作り、その上澄液60リットルを酒類6,100リットルに加え、6,160リットルの酒類を製成した場合の木灰の重量は次のとおりである。</p> <p>1 原料とした木灰の重量</p> $21(\text{kg}) \times \frac{60(\text{l})}{100(\text{l})} = 12.6(\text{kg})$ <p>2 製成酒類1キロリットル当たり木灰のキログラム数</p> $12.6(\text{kg}) \div 6.16(\text{k}\ell) = 2.0(\text{kg}/\text{k}\ell) > 1(\text{kg}/\text{k}\ell)$ (令第8条の2第1号に該当) <p>(酒母、もろみ及びこうじの定義)</p> <p>4 こうじの原料の取扱い</p> <p>こうじの原料の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第9条《こうじの原料》に規定する「<u>でんぷん質物</u>以外の物品」とは、こうじの製造操作を容易にする等のために使用するもみがら等をいう。</p> <p>第6条の2 保稅地域に該當する製造場</p> <p>2 保稅地域に該當する製造場以外の場所へ引き取る場合の取扱い</p> <p>製造場内の保稅地域にある外国貨物である酒類を、関稅法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定により輸入の許可を受けて、その製造場以外の場所に引き取る場合は、製造場から移出したものに該當する。</p> <p>なお、この場合における酒稅については、関稅法施行令(昭和29年政令第150号) <u>第62条の2《内國消費稅の同時納付を要しない場合》第2号</u>の規定により、通常の納付手續を行うこととなるから留意する。</p> <p>第6条の3 移出又は引取り等とみなす場合</p> <p>第1項關係</p> <p>6 滞納処分等により換価された酒類等の酒稅の徴収</p> <p>酒類等の製造場に現存する酒類等が滞納処分等により換価された場合の当該酒類等は、法第6条の3 <u>《移出又は引取り等とみなす場合》第1項第4号</u>の規定により製造場から移出したものとみなされるが、この酒類等の酒稅</p>

改正後	改正前
<p>の徴収は、通則法第39条《強制換価の場合の消費税等の徴収の特例》及び徴収法第11条《強制換価の場合の消費税等の優先》の規定により、その売却代金のうちから他の国税、地方税その他の債権より優先的に徴収することができるから留意する。</p>	<p>の徴収は、通則法第39条《強制換価の場合の消費税の徴収の特例》及び徴収法第11条《強制換価の場合の消費税の優先》の規定により、その売却代金のうちから他の国税、地方税その他の債権より優先的に徴収することができるから留意する。</p>
<p>第7条 酒類の製造免許</p>	<p>第7条 酒類の製造免許</p>
<p>第1項関係</p>	<p>第1項関係</p>
<p>5 法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い</p>	<p>5 法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い</p>
<p>酒類等製造者（製造者又は酒母等の製造免許を受けている者をいう。以下同じ。）が、次の(1)に掲げる営業主体の人格の変更等（以下製造免許関係の取扱いにおいて「法人成り等」という。）を行うことにより、新たに酒類等の製造免許の申請がなされた場合において、当該申請が次の(2)に掲げる要件を満たすときは、酒類等の製造場の増加を伴わないものに限り、法人成り等が行われる直前において当該製造場において受けていた酒類等の製造免許と同一の新規免許を付与することに取り扱う。</p>	<p>酒類等製造者（製造者又は酒母等の製造免許を受けている者をいう。以下同じ。）が、次の(1)に掲げる営業主体の人格の変更等（以下、製造免許関係の取扱いにおいて「法人成り等」という。）を行うことにより、新たに酒類等の製造免許の申請がなされた場合において、当該申請が次の(2)に掲げる要件を満たすときは、酒類等の製造場の増加を伴わないものに限り、法人成り等が行われる直前において当該製造場において受けていた酒類等の製造免許と同一の新規免許を付与することに取り扱う。</p>
<p>(1) 営業主体の人格の変更等の形態</p>	<p>(1) 営業主体の人格の変更等の形態</p>
<p>イ・ロ （省略）</p>	<p>イ・ロ （同左）</p>
<p>ハ 酒類等製造者の一部の製造場（清酒、合成清酒、<u>連続式蒸留焼酎</u>、その他の<u>焼酎</u>（第10条第11号関係の2〈酒類の製造免許の取扱い〉の(4)のハに定める<u>単式蒸留焼酎</u>をいう。以下同じ。）、その他のみりん（同号関係の2の(5)のロに定めるみりんをいう。以下同じ。）及び原料用アルコールの製造場を除く。）が、当該酒類等製造者から離れ、独立の人格となる場合</p>	<p>ハ 酒類等製造者の一部の製造場（清酒、合成清酒、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>、その他の<u>しょうちゅう</u>（第10条第11号関係の2〈酒類の製造免許の取扱い〉の(4)のハに定める<u>単式蒸留しょうちゅう</u>をいう。以下同じ。）、その他のみりん（同号関係の2の(5)のロに定めるみりんをいう。以下同じ。）及び原料用アルコールの製造場を除く。）が、当該酒類等製造者から離れ、独立の人格となる場合</p>
<p>ニ・ホ （省略）</p>	<p>ニ・ホ （同左）</p>
<p>ヘ 製造者の営業を譲り受けて酒類（清酒、合成清酒、<u>連続式蒸留焼酎</u>、その他の<u>焼酎</u>、その他のみりん及び原料用アルコールに限る。）の製造をしようとする場合。ただし、次の1つに該当する場合を除く。</p>	<p>ヘ 製造者の営業を譲り受けて酒類（清酒、合成清酒、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>、その他の<u>しょうちゅう</u>、その他のみりん及び原料用アルコールに限る。）の製造をしようとする場合。ただし、次の1つに該当する場合を除く。</p>
<p>(イ)・(ロ) （省略）</p>	<p>(イ)・(ロ) （同左）</p>
<p>(2) （省略）</p>	<p>(2) （同左）</p>
<p>7 酒類等の製造免許の取扱官庁</p>	<p>7 酒類等の製造免許の取扱官庁</p>
<p>(1) （省略）</p>	<p>(1) （同左）</p>

改正後	改正前
<p>(2) 国税局長限りで処理するもの</p> <p>次に掲げるもの又は税務署長において製造免許の付与若しくは移転の許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。ただし、試験製造免許、薬用酒（<u>医薬品医療機器等法</u>の規定により、厚生労働大臣の許可を受けた者が製造し又は輸入するアルコール含有医薬品である酒類をいう。以下同じ。）の製造免許、5（法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い）並びに第5項関係3（期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い）の場合の酒類の製造免許及び国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものは、この限りでない。</p> <p>イ 酒類の製造免許の付与</p> <p>(イ)・(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 製造しようとする酒類の品目が、清酒、合成清酒、<u>連続式蒸留焼酎</u>、<u>単式蒸留焼酎</u>、みりん又は原料用アルコールである場合</p> <p>ロ 条件の緩和又は解除</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 条件の緩和又は解除を受けようとする酒類の品目が、清酒、合成清酒、<u>連続式蒸留焼酎</u>、<u>単式蒸留焼酎</u>、みりん又は原料用アルコールである場合</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>(2) 国税局長限りで処理するもの</p> <p>次に掲げるもの又は税務署長において製造免許の付与若しくは移転の許可の可否判定が困難であるものについては、国税局長に上申の上、その指示により処理する。ただし、試験製造免許、薬用酒（<u>薬事法</u>の規定により、厚生労働大臣の許可を受けた者が製造し又は輸入するアルコール含有医薬品である酒類をいう。以下同じ。）の製造免許、5（法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い）並びに第5項関係3（期限付免許の永久免許への切り替えの取扱い）の場合の酒類の製造免許及び国税局長が税務署長限りで処理しても差し支えないと認めたものは、この限りでない。</p> <p>イ 酒類の製造免許の付与</p> <p>(イ)・(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 製造しようとする酒類の品目が、清酒、合成清酒、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>、<u>単式蒸留しょうちゅう</u>、みりん又は原料用アルコールである場合</p> <p>ロ 条件の緩和又は解除</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 条件の緩和又は解除を受けようとする酒類の品目が、清酒、合成清酒、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>、<u>単式蒸留しょうちゅう</u>、みりん又は原料用アルコールである場合</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>第8条 酒母等の製造免許</p> <p>3 現地破碎に係るもろみの製造免許の取扱い</p> <p>果実酒等原料用ぶどう果を果実酒等製造場以外の場所で破碎（以下「現地破碎」という。）しようとする者に対するもろみの製造免許については、次の(1)～(3)に該当する場合に限り付与する。ただし、もろみの製造免許には、条件を付すことができないので、(1)のハ及びニ、(3)のロ、並びに(4)についての誓約書の提出がある場合に限るものとする。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 現地破碎の方法等</p> <p>現地破碎は、次により行われる場合</p> <p>イ 破碎に使用する破碎機及びこれに付随する容器、</p>	<p>第8条 酒母等の製造免許</p> <p>3 現地破碎に係るもろみの製造免許の取扱い</p> <p>果実酒等原料用ぶどう果を果実酒等製造場以外の場所で破碎（以下「現地破碎」という。）しようとする者に対するもろみの製造免許については、次の(1)～(3)に該当する場合に限り付与する。ただし、もろみの製造免許には、条件を付すことができないので、(1)のハ及びニ、(3)のロ、並びに(4)についての誓約書の提出がある場合に限るものとする。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 現地破碎の方法等</p> <p>現地破碎は、次により行われる場合</p> <p>イ 破碎に使用する破碎機及びこれに付随する容器、</p>

改正後	改正前
<p>機械器具等は<u>全て</u>果実酒等製造者が管理している。</p> <p>ロ・ハ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>機械器具等は<u>すべて</u>果実酒等製造者が管理している。</p> <p>ロ・ハ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>
<p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第1項関係</p> <p>8 酒類の販売業免許の区分及びその意義</p> <p>法第9条《酒類の販売業免許》に規定する販売業免許の区分及びその意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 酒類販売業免許</p> <p>酒類販売業免許とは、酒類を継続的に販売することが認められる次の酒類の販売業免許をいう（営利を目的にするかどうか又は特定若しくは不特定の者に販売するかどうかは問わない。）。</p> <p>イ 酒類小売業免許</p> <p>酒類小売業免許とは、消費者、料飲店営業者（酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する営業を行う者をいう。）又は菓子等製造業者（酒類を菓子、パン、漬物等の製造用の原料として使用する営業者をいう。）（以下「消費者等」という。）に対して酒類を継続的に販売（以下「小売」という。）することが認められる次の酒類販売業免許をいう。</p> <p>（注） 酒類小売業免許は、酒税の保全上酒類の需給均衡を維持するために法第11条《製造免許等の条件》に基づき、酒類の販売は小売に限る旨の条件を付されている販売業免許である。</p> <p>(イ) 一般酒類小売業免許</p> <p>一般酒類小売業免許とは、販売場において、原則として、<u>全ての</u>品目の酒類を小売（<u>ロ</u>）に規定する通信販売を除く。）することができる酒類小売業免許をいう。</p> <p>(ロ・ハ) (省略)</p> <p>ロ 酒類卸売業免許</p> <p>酒類卸売業免許とは、酒類販売業者又は製造者に対し酒類を継続的に販売（以下「卸売」という。）することが認められる次の酒類販売業免許をいう。</p> <p>（注）1 酒類卸売業免許は、酒税の保全上酒類の需給均衡を維持するために法第11条《製造免許</p>	<p>第9条 酒類の販売業免許</p> <p>第1項関係</p> <p>8 酒類の販売業免許の区分及びその意義</p> <p>法第9条《酒類の販売業免許》に規定する販売業免許の区分及びその意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 酒類販売業免許</p> <p>酒類販売業免許とは、酒類を継続的に販売することが認められる次の酒類の販売業免許をいう（営利を目的にするかどうか又は特定若しくは不特定の者に販売するかどうかは問わない。）。</p> <p>イ 酒類小売業免許</p> <p>酒類小売業免許とは、消費者、料飲店営業者（酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供する営業を行う者をいう。）又は菓子等製造業者（酒類を菓子、パン、漬物等の製造用の原料として使用する営業者をいう。）（以下「消費者等」という。）に対して酒類を継続的に販売（以下「小売」という。）することが認められる次の酒類販売業免許をいう。</p> <p>（注） 酒類小売業免許は、酒税の保全上酒類の需給均衡を維持するために法第11条《製造免許等の条件》に基づき、酒類の販売は小売に限る旨の条件を付されている販売業免許である。</p> <p>(イ) 一般酒類小売業免許</p> <p>一般酒類小売業免許とは、販売場において、原則として、<u>すべての</u>品目の酒類を小売（<u>ロ</u>）に規定する通信販売を除く。）することができる酒類小売業免許をいう。</p> <p>(ロ・ハ) (同左)</p> <p>ロ 酒類卸売業免許</p> <p>酒類卸売業免許とは、酒類販売業者又は製造者に対し酒類を継続的に販売（以下「卸売」という。）することが認められる次の酒類販売業免許をいう。</p> <p>（注）1 酒類卸売業免許は、酒税の保全上酒類の需給均衡を維持するために法第11条《製造免許</p>

改正後	改正前
<p>等の条件)に基づき、酒類の販売は卸売に限る旨の条件を付されている販売業免許である。</p> <p>2 卸売については、令第52条第2項《<u>記帳義務</u>》の規定に基づき、取引の都度記帳する必要があり、第46条の4《<u>記帳義務における記帳の取扱い</u>》に規定する一括記帳の適用はないのであるから留意する。</p> <p>(イ) 全酒類卸売業免許</p> <p>全酒類卸売業免許とは、原則として、<u>全ての</u>品目の酒類を卸売することができる酒類卸売業免許をいう。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 洋酒卸売業免許</p> <p>洋酒卸売業免許とは、果実酒、甘味果実酒、ウィスキー、ブランデー、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール、粉末酒及び雑酒の<u>全て又は</u>これらの酒類の品目の1以上の酒類を卸売することができる酒類卸売業免許をいう。</p> <p>(ニ～(チ) (省略)</p> <p>(2)・(3) (省略)</p>	<p>等の条件)に基づき、酒類の販売は卸売に限る旨の条件を付されている販売業免許である。</p> <p>2 卸売については、令第52条《<u>記帳義務</u>》第2項の規定に基づき、取引の都度記帳する必要があり、第46条《<u>記帳義務</u>》4に規定する一括記帳の適用はないのであるから留意する。</p> <p>(イ) 全酒類卸売業免許</p> <p>全酒類卸売業免許とは、原則として、<u>すべての</u>品目の酒類を卸売することができる酒類卸売業免許をいう。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 洋酒卸売業免許</p> <p>洋酒卸売業免許とは、果実酒、甘味果実酒、ウィスキー、ブランデー、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ、リキュール、粉末酒及び雑酒の<u>すべて又は</u>これらの酒類の品目の1以上の酒類を卸売することができる酒類卸売業免許をいう。</p> <p>(ニ～(チ) (同左)</p> <p>(2)・(3) (同左)</p>
<p>10 全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等</p> <p>全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書等(14〈法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い〉に定める法人成り等に伴い提出された申請書、15〈営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い〉に定める営業の譲受けに伴い提出された申請書及び同一卸売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除く。以下10において同じ。)の審査順位の決定及び審査等は、次による。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 公開抽選の実施</p> <p>抽選対象申請書等については、原則として、次に定める手続により公開抽選を実施し、審査順位を決定する。</p> <p>ただし、抽選対象申請書等の件数が卸売販売地域において免許可能件数の範囲内である場合には、公開抽選は行わないことができる。この場合、抽選対象申請期間内に複数の申請等があったときには<u>全ての</u>審査順位を同順位とし、抽選対象申請期間終了後速やかに、公開</p>	<p>10 全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書等の審査順位の決定及び審査等</p> <p>全酒類卸売業免許及びビール卸売業免許の申請書等(14〈法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い〉に定める法人成り等に伴い提出された申請書、15〈営業の譲受けに伴う酒類卸売業免許の取扱い〉に定める営業の譲受けに伴い提出された申請書及び同一卸売販売地域内での販売場の移転の許可申請書を除く。以下10において同じ。)の審査順位の決定及び審査等は、次による。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 公開抽選の実施</p> <p>抽選対象申請書等については、原則として、次に定める手続により公開抽選を実施し、審査順位を決定する。</p> <p>ただし、抽選対象申請書等の件数が卸売販売地域において免許可能件数の範囲内である場合には、公開抽選は行わないことができる。この場合、抽選対象申請期間内に複数の申請等があったときには<u>すべての</u>審査順位を同順位とし、抽選対象申請期間終了後速やかに、公</p>

改正後	改正前
<p>抽選を行わない旨及び審査を開始する旨を申請者等に文書で通知する。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>(7)～(10) (省略)</p>	<p>開抽選を行わない旨及び審査を開始する旨を申請者等に文書で通知する。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>(7)～(10) (同左)</p>
<p>13 酒類販売代理業及び酒類販売媒介業免許の取扱い</p> <p>酒類販売代理業及び酒類販売媒介業免許の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 酒類販売代理業免許の取扱い</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 代理を行う酒類販売業務について誓約がない場合は、酒類販売業免許の<u>全ての</u>取扱いに従い、免許の可否を決定する。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>13 酒類販売代理業及び酒類販売媒介業免許の取扱い</p> <p>酒類販売代理業及び酒類販売媒介業免許の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 酒類販売代理業免許の取扱い</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 代理を行う酒類販売業務について誓約がない場合は、酒類販売業免許の<u>すべての</u>取扱いに従い、免許の可否を決定する。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>14 法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い</p> <p>酒類販売業者が、次の(1)の各号に掲げる営業主体の人格の変更等（以下酒類の販売業免許関係の取扱いにおいて「法人成り等」という。）を行うことにより、新たに酒類の販売業免許の申請がなされた場合において、当該申請が次の(2)に規定する要件を満たすときは、免許を付与することに取り扱う。</p> <p>(注) 法人成り等に伴い新規の酒類の販売業免許の申請がなされた場合には、当該申請までに至る経緯や内容等について十分に聴取する。</p> <p>(1) 営業主体の人格の変更等の形態</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 会社分割</p> <p>会社法第5編第3章第1節《吸収分割》又は同第2節《新設分割》の規定の適用を受け、酒類販売業者である会社とその営業の全部若しくは一部を他の会社に承継させる場合又は酒類販売業者である会社とその営業の全部若しくは一部を設立する会社に承継させる場合で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の<u>11《定義》</u>に定める適格分割又はこれに準ずるもの。</p> <p>(注) 「これに準ずるもの」とは、法人税法施行令</p>	<p>14 法人成り等の場合の酒類の販売業免許の取扱い</p> <p>酒類販売業者が、次の(1)の各号に掲げる営業主体の人格の変更等（以下、酒類の販売業免許関係の取扱いにおいて「法人成り等」という。）を行うことにより、新たに酒類の販売業免許の申請がなされた場合において、当該申請が次の(2)に規定する要件を満たすときは、免許を付与することに取り扱う。</p> <p>(注) 法人成り等に伴い新規の酒類の販売業免許の申請がなされた場合には、当該申請までに至る経緯や内容等について十分に聴取する。</p> <p>(1) 営業主体の人格の変更等の形態</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ 会社分割</p> <p>会社法第5編第3章第1節《吸収分割》又は同第2節《新設分割》の規定の適用を受け、酒類販売業者である会社とその営業の全部若しくは一部を他の会社に承継させる場合又は酒類販売業者である会社とその営業の全部若しくは一部を設立する会社に承継させる場合で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条<u>《定義》第12号の11</u>に定める適格分割又はこれに準ずるもの。</p> <p>(注) 「これに準ずるもの」とは、法人税法施行令</p>

改正後	改正前
<p>(昭和40年政令第97号) <u>第4条の3第8項《適格組織再編成における株式の保有関係等》に規定する第1号から第5号までに掲げる要件に該当する分割をいう。</u></p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ニ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(昭和40年政令第97号) <u>第4条の2《適格組織再編成における株式の保有関係等》第6項の第1号から第5号までに掲げる要件に該当する分割をいう。</u></p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ニ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>18 酒類販売管理者の選任状況等の確認</p> <p>(1) 酒類小売業免許の申請者等に対しては、組合法第86条の9第1項に規定する酒類販売管理者に選任することを予定している者の有無について、免許申請書の「申請販売場の酒類販売管理者(選任予定者)の氏名・役職」欄への記載等により確認する。</p> <p>なお、酒類販売管理者の選任予定者が未定である場合には、<u>酒類の販売業務を開始するときまでに、組合法第86条の9第1項又は第6項《酒類販売管理者》に規定する酒類の販売業務に関する法令に係る研修(以下「酒類販売管理研修」という。)を受けた者のうちから酒類販売管理者を選任しなければならない旨を説明する。</u></p> <p><u>(注) 酒類販売管理者は、過去3年以内に酒類販売管理研修を受けた者を選任しなければならないことに留意する。</u></p> <p>(2) 酒類製造業者及び酒類卸売業者であって酒類製造業者及び酒類販売業者以外の者に酒類を販売する者にお<u>いても</u>、酒類の販売業務を開始するときまでに酒類販売管理者を選任するよう指導する。</p> <p>(注) 「酒類製造業者」とは組合法第2条第2項《定義》に規定する者をいい、「酒類卸売業者」とは同条第4項に規定する者をいう。</p> <p>(3) 酒類販売管理者の選任予定者に係る<u>酒類販売管理研修の受講日等について確認し、過去3年以内に酒類販売管理研修を受けていない者である場合には、免許取得前の受講を含め、酒類の販売業務の開始までに確実に酒類販売管理研修を受講させるよう指導する。</u></p>	<p>18 酒類販売管理者の選任状況等の確認</p> <p>(1) 酒類小売業免許の申請者等に対しては、組合法第86条の9第1項に規定する酒類販売管理者に選任することを予定している者の有無について、免許申請書の「申請販売場の酒類販売管理者(選任予定者)の氏名・役職」欄への記載等により確認する。</p> <p>なお、酒類販売管理者の選任予定者が未定である場合には、<u>酒類販売業免許を受けた後遅滞なく酒類販売管理者を選任するよう指導する。</u></p> <p>(2) 酒類製造業者及び酒類卸売業者であって酒類製造業者及び酒類販売業者以外の者に酒類を販売する者は、酒類の販売業務を開始するときまでに酒類販売管理者を選任するよう指導する。</p> <p>(注) 「酒類製造業者」とは組合法第2条第2項に規定する者をいい、「酒類卸売業者」とは<u>同法第2条第4項</u>に規定する者をいう。</p> <p>(3) 酒類販売管理者選任予定者に係る<u>組合法第86条の9第5項に規定する研修の受講予定日等について確認し、免許取得前の受講を含め、できるだけ早期に当該研修を受講させるようしようようする。</u></p>
<p>19 薬用酒の販売業免許の取扱い</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>19 薬用酒の販売業免許の取扱い</p> <p>(1) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 薬用酒の卸売業に対する免許</p> <p><u>医薬品医療機器等法</u>の規定により都道府県知事から医薬品の販売業の許可を受けている者から、その許可を受けている店舗と同一場所において薬用酒を卸売するため酒類卸売業免許の申請がある場合は、第10条第10号関係の8〈<u>洋酒卸売業免許、店頭販売酒類卸売業免許、協同組合員間酒類卸売業免許及び自己商標酒類卸売業免許についての取扱い</u>〉の定めにかかわらず免許の可否を判定し、支障がないと認められるときは、免許を付与しても差し支えない。</p>	<p>(2) 薬用酒の卸売業に対する免許</p> <p><u>薬事法</u>の規定により都道府県知事から医薬品の販売業の許可を受けている者から、その許可を受けている店舗と同一場所において薬用酒を卸売するため酒類卸売業免許の申請がある場合は、第10条第10号関係の8〈<u>洋酒卸売業免許についての取扱い</u>〉の定めにかかわらず免許の可否を判定し、支障がないと認められるときは、免許を付与しても差し支えない。</p>
<p>第10条 製造免許等の要件</p>	<p>第10条 製造免許等の要件</p>
<p>第2号関係</p>	<p>第2号関係</p>
<p>1 「その取消しの原因となった事実があった日」の意義</p> <p>法第10条第2号《<u>製造免許等の要件</u>》に規定する「その取消しの原因となった事実があった日」とは、次に掲げる日をいう。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) <u>組合法第84条第2項若しくは第3項《酒税の保全のための勧告又は命令》又は同法第86条の4《公正な取引の基準に関する命令》に基づき命令を受けた場合には、当該命令に違反した事実があった日</u></p> <p>(7) アルコール事業法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可に付された条件に違反し、製造、輸入、販売又は使用の許可の取消しが行われた場合には、当該法令に違反した事実があった日</p> <p>(8) 不正の手段によりアルコール事業法に基づく製造の許可又は製造場等の設備の能力等の変更の許可を受けた場合には、その受けた日</p> <p>(9) アルコール事業法に規定する許可を受けないで製造場等の設備の能力等の変更を行った場合には、その事実があった日</p>	<p>1 「その取消しの原因となった事実があった日」の意義</p> <p>法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》第2号に規定する「その取消しの原因となった事実があった日」とは、次に掲げる日をいう。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(6) アルコール事業法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可に付された条件に違反し、製造、輸入、販売又は使用の許可の取消しが行われた場合には、当該法令に違反した事実があった日</p> <p>(7) 不正の手段によりアルコール事業法に基づく製造の許可又は製造場等の設備の能力等の変更の許可を受けた場合には、その受けた日</p> <p>(8) アルコール事業法に規定する許可を受けないで製造場等の設備の能力等の変更を行った場合には、その事実があった日</p>
<p>第10号関係</p>	<p>第10号関係</p>
<p>1 「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義</p> <p>法第10条第10号《<u>製造免許等の要件</u>》に規定する「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」とは、申請者等において、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的信用の薄弱、製品又は販売設備の不十分、経営能力の貧困等、</p>	<p>1 「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」の意義</p> <p>法第10条《<u>製造免許等の要件</u>》第10号に規定する「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」とは、申請者等において、事業経営のために必要な資金の欠乏、経済的信用の薄弱、製品又は販売設備の不十分、経営能力の貧困等、</p>

改正後	改正前
<p>経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が認められ、酒類製造者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいう。</p> <p>なお、申請者等が破産者で復権を得ていない場合のほか、申請者等（申請者等が法人のときはその役員（代表権を有する者に限る。）又は主たる出資者を含む。）が次の(1)から(8)の事項のいずれかに該当する場合又は申請者等が次の2から10に掲げる要件を充足していない場合には、申請者等において、「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金を控除した額とする。以下同じ。）を上回っている場合又は最終事業年度以前3事業年度の<u>全て</u>の事業年度において資本等の額の20%を超える額の欠損を生じている場合</p> <p>(注) 会社法施行前に終了する事業年度における貸借対照表については、「繰越利益剰余金」とあるのを「当期末処分利益又は当期末処理損失」と読み替える。</p> <p>(4)～(8) (省略)</p>	<p>経営の物的、人的、資金的要素に相当な欠陥が認められ、酒類製造者の販売代金の回収に困難を来すおそれがある場合をいう。</p> <p>なお、申請者等が破産者で復権を得ていない場合のほか、申請者等（申請者等が法人のときはその役員（代表権を有する者に限る。）又は主たる出資者を含む。）が次の(1)から(8)の事項のいずれかに該当する場合又は申請者等が次の2から10に掲げる要件を充足していない場合には、申請者等において、「経営の基礎が薄弱であると認められる場合」に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金を控除した額とする。以下同じ。）を上回っている場合又は最終事業年度以前3事業年度の<u>すべて</u>の事業年度において資本等の額の20%を超える額の欠損を生じている場合</p> <p>(注) 会社法施行前に終了する事業年度における貸借対照表については、「繰越利益剰余金」とあるのを「当期末処分利益又は当期末処理損失」と読み替える。</p> <p>(4)～(8) (同左)</p>
<p>第11号関係</p> <p>2 酒類の製造免許の取扱い</p> <p>次に掲げる酒類の製造免許は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、次に該当する場合に限り製造免許を付与等する。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) <u>連続式蒸留焼酎</u></p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与する。</p> <p>イ <u>連続式蒸留焼酎製造者</u>が、企業合理化を図るため新たに製造場を設置して<u>連続式蒸留焼酎</u>を製造しようとする場合</p> <p>ロ 二以上の<u>連続式蒸留焼酎製造者</u>が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して<u>連続式蒸留焼酎</u>を共同製造しようとする場合</p> <p>ハ <u>連続式蒸留焼酎製造者</u>が、企業合理化を図るため</p>	<p>第11号関係</p> <p>2 酒類の製造免許の取扱い</p> <p>次に掲げる酒類の製造免許は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、次に該当する場合に限り製造免許を付与等する。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) <u>連続式蒸留しょうちゅう</u></p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与する。</p> <p>イ <u>連続式蒸留しょうちゅう製造者</u>が、企業合理化を図るため新たに製造場を設置して<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>を製造しようとする場合</p> <p>ロ 二以上の<u>連続式蒸留しょうちゅう製造者</u>が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>を共同製造しようとする場合</p> <p>ハ <u>連続式蒸留しょうちゅう製造者</u>が、企業合理化を</p>

改正後	改正前
<p>分離又は分割し、新たに製造場を設置して<u>連続式蒸留焼酎</u>を製造しようとする場合</p> <p>(4) <u>単式蒸留焼酎</u></p> <p>イ かす取り<u>焼酎</u> (<u>単式蒸留焼酎</u>のうち、酒かす又は米ぬか等を主原料として製造するものをいう。以下同じ。)</p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与等する。</p> <p>(イ) 清酒製造者が、自己の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として、当該清酒製造場又は自己の他の製造場において<u>単式蒸留焼酎</u>を製造しようとする場合</p> <p>(ロ) 二以上の清酒製造者が、新たに法人を組織して、その構成員である清酒製造者の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として、新たに製造場を設置して<u>単式蒸留焼酎</u>を製造しようとする場合</p> <p>ロ 特産品<u>焼酎</u> (<u>単式蒸留焼酎</u>のうち、申請等製造場の所在する地域で生産された特産品を主原料として製造するものをいう。以下同じ。)</p> <p>製造しようとする酒類が、特産品の特性を有するものであり、かつ、その製造及び販売見込数量から販売先が申請等地域に限定されていると認められる場合には、申請等に基づいて個々にその内容を検討の上、免許付与等の可否を決定する。</p> <p>なお、特産品のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとする場合には、申請等製造場の所在する都道府県が、申請等しようとする日の属する年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までをいい、申請等しようとする日が4月1日から8月31日までの間にあっては、申請等しようとする日の直前の3月31日までの年度をいうものとする。以下「判定基準年度」という。）前3年度における平均課税移出数量（当該3年度内の各年度の当該都道府県における申請等に係る酒類の課税移出数量を合算したものの3分の1に相当する数量をいう。以下同じ。）と平均小売数量（当該3年度内の各年度の当該都道府県における申請等に係る酒類の小売数量を合算したものの3分の1に相当する数量をいう。以下同じ。）を比較して、平均課税移出数量が平均小売数</p>	<p>図るため分離又は分割し、新たに製造場を設置して<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>を製造しようとする場合</p> <p>(4) <u>単式蒸留しょうちゅう</u></p> <p>イ かす取り<u>しょうちゅう</u> (<u>単式蒸留しょうちゅう</u>のうち、酒かす又は米ぬか等を主原料として製造するものをいう。以下同じ。)</p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与等する。</p> <p>(イ) 清酒製造者が、自己の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として、当該清酒製造場又は自己の他の製造場において<u>単式蒸留しょうちゅう</u>を製造しようとする場合</p> <p>(ロ) 二以上の清酒製造者が、新たに法人を組織して、その構成員である清酒製造者の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として、新たに製造場を設置して<u>単式蒸留しょうちゅう</u>を製造しようとする場合</p> <p>ロ 特産品<u>しょうちゅう</u> (<u>単式蒸留しょうちゅう</u>のうち、申請等製造場の所在する地域で生産された特産品を主原料として製造するものをいう。以下同じ。)</p> <p>製造しようとする酒類が、特産品の特性を有するものであり、かつ、その製造及び販売見込数量から販売先が申請等地域に限定されていると認められる場合には、申請等に基づいて個々にその内容を検討の上、免許付与等の可否を決定する。</p> <p>なお、特産品のうち米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとする場合には、申請等製造場の所在する都道府県が、申請等しようとする日の属する年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までをいい、申請等しようとする日が4月1日から8月31日までの間にあっては、申請等しようとする日の直前の3月31日までの年度をいうものとする。以下「判定基準年度」という。）前3年度における平均課税移出数量（当該3年度内の各年度の当該都道府県における申請等に係る酒類の課税移出数量を合算したものの3分の1に相当する数量をいう。以下同じ。）と平均小売数量（当該3年度内の各年度の当該都道府県における申請等に係る酒類の小売数量を合算したものの3分の1に相当する数量をいう。以下同じ。）を比較して、平均課税移出数量が平均小売数</p>

改正後	改正前
<p>量を下回っている都道府県である場合に限り付与等する。</p> <p>(注) 1 申請等製造場の所在する地域は、原則として当該申請等製造場の所在する市町村（特別区を含む。）とする（以下(5)において同じ。）。</p> <p>2 特産品とは、地方公共団体による振興計画が策定されているなど、特産品として育成することが確実な産品又は当該産品を主原料とした商品が多数あるなど、当該申請等製造場の所在する地域において認知されている産品をいう。</p> <p>3 特産品の特性を有するとは、酒類に、原料として使用した特産品の香味等が反映されていることが明らかなことをいう。</p> <p>なお、当該特産品が水以外の原料の50%以上を占める場合には、特産品の特性を有するものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>4 平均課税移出数量が平均小売数量を下回っているかどうかの判定は、判定基準年度の6月30日現在の数量により行う（以下(5)において同じ。）。</p> <p>ハ その他の<u>焼酎</u>（<u>単式蒸留焼酎</u>のうち、イ及びロ以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与する。</p> <p>(イ) その他の<u>焼酎</u>製造者が、企業合理化を図るため新たに製造場を設置してその他の<u>焼酎</u>を製造しようとする場合</p> <p>(ロ) 二以上のその他の<u>焼酎</u>製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置してその他の<u>焼酎</u>を共同製造しようとする場合</p> <p>(ハ) その他の<u>焼酎</u>製造者が、企業合理化を図るため分離又は分割し、新たに製造場を設置してその他の<u>焼酎</u>を製造しようとする場合</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) 原料用アルコール</p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 二以上の<u>連続式蒸留焼酎</u>製造者又は二以上の原料</p>	<p>量を下回っている都道府県である場合に限り付与等する。</p> <p>(注) 1 申請等製造場の所在する地域は、原則として当該申請等製造場の所在する市町村（特別区を含む。）とする（以下(5)において同じ。）。</p> <p>2 特産品とは、地方公共団体による振興計画が策定されているなど、特産品として育成することが確実な産品又は当該産品を主原料とした商品が多数あるなど、当該申請等製造場の所在する地域において認知されている産品をいう。</p> <p>3 特産品の特性を有するとは、酒類に、原料として使用した特産品の香味等が反映されていることが明らかなことをいう。</p> <p>なお、当該特産品が水以外の原料の50%以上を占める場合には、特産品の特性を有するものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>4 平均課税移出数量が平均小売数量を下回っているかどうかの判定は、判定基準年度の6月30日現在の数量により行う（以下(5)において同じ。）。</p> <p>ハ その他の<u>しょうちゅう</u>（<u>単式蒸留しょうちゅう</u>のうち、イ及びロ以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与する。</p> <p>(イ) その他の<u>しょうちゅう</u>製造者が、企業合理化を図るため新たに製造場を設置してその他の<u>しょうちゅう</u>を製造しようとする場合</p> <p>(ロ) 二以上のその他の<u>しょうちゅう</u>製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置してその他の<u>しょうちゅう</u>を共同製造しようとする場合</p> <p>(ハ) その他の<u>しょうちゅう</u>製造者が、企業合理化を図るため分離又は分割し、新たに製造場を設置してその他の<u>しょうちゅう</u>を製造しようとする場合</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 原料用アルコール</p> <p>次のいずれかに該当する場合に限り付与する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 二以上の<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>製造者又は二以</p>

改正後	改正前
<p>用アルコール製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して原料用アルコールを共同製造しようとする場合 ハ・ニ (省略)</p>	<p>上の原料用アルコール製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して原料用アルコールを共同製造しようとする場合 ハ・ニ (同左)</p>
<p>第11条 製造免許等の条件</p>	<p>第11条 製造免許等の条件</p>
<p>第1項関係</p>	<p>第1項関係</p>
<p>1 「製造する酒類の数量の条件」の取扱い</p>	<p>1 「製造する酒類の数量の条件」の取扱い</p>
<p>製造する酒類の数量につき条件を付ける場合は、次により行う。</p>	<p>製造する酒類の数量につき条件を付ける場合は、次により行う。</p>
<p>(1) 製造制限数量の設定の範囲</p>	<p>(1) 製造制限数量の設定の範囲</p>
<p>製造する酒類の数量の条件（以下「製造制限数量」という。）は、製造免許に期限を付ける場合又は当該酒類の需給の均衡を破り、ひいては酒税の確保に支障を<u>来す</u>おそれがあると認められる場合に限り付ける。</p>	<p>製造する酒類の数量の条件（以下「製造制限数量」という。）は、製造免許に期限を付ける場合又は当該酒類の需給の均衡を破り、ひいては酒税の確保に支障を<u>きたす</u>おそれがあると認められる場合に限り付ける。</p>
<p>(注) 特産品焼酎（米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとするものに限る。）及び地場産米使用みりんの製造免許については、当分の間、 (2)イのとおり条件を付けることに留意する。</p>	<p>(注) 特産品しょうちゅう（米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとするものに限る。）及び地場産米使用みりんの製造免許については、 当分の間、(2)イのとおり条件を付けることに留意する。</p>
<p>(2) 製造制限数量の算定方法</p>	<p>(2) 製造制限数量の算定方法</p>
<p>製造免許に付ける製造制限数量は、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるところにより算出した数量とし、その算出数量にキロリットル位（試験製造免許についてはリットル位。以下同じ。）未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してキロリットル位にとどめる。</p>	<p>製造免許に付ける製造制限数量は、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げるところにより算出した数量とし、その算出数量にキロリットル位（試験製造免許についてはリットル位。以下同じ。）未満の端数があるときは、その端数を四捨五入してキロリットル位にとどめる。</p>
<p>(注) 1 条件として付ける製造制限数量は、1会計年度間に製造する酒類の数量について制限するものであり、免許条件の延長の場合には改めて算定する必要はない。</p>	<p>(注) 1 条件として付ける製造制限数量は、1会計年度間に製造する酒類の数量について制限するものであり、免許条件の延長の場合には改めて算定する必要はない。</p>
<p>2 製造制限数量は、原則として第3条（共通事項）の15〈酒類の製成の時期〉に定める時期に測定すべき数量によるが、合成清酒についてはアルコール分を15度、<u>焼酎</u>についてはアルコール分を25度にそれぞれ換算した数量による。ただし、製造免許を受けた酒類の原料とするために製造する酒類は、製造制限数量には算入しない。</p>	<p>2 製造制限数量は、原則として第3条（共通事項）の15〈酒類の製成の時期〉に定める時期に測定すべき数量によるが、合成清酒についてはアルコール分を15度、<u>しょうちゅう</u>については、アルコール分を25度にそれぞれ換算した数量による。ただし、製造免許を受けた酒類の原料とするために製造する酒類は、製造制限数量には算入しない。</p>

改正後	改正前
<p>イ 製造免許を付与等しようとする酒類の需給状況並びに申請者等の製造技術及び販売能力等から判断して、製造免許申請書等に記載されている製造見込数量の範囲内において適当と認められる数量による。</p> <p>ただし、特産品<u>焼酎</u>（米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとするものに限る。）及び地場産米使用みりんの製造免許については、「製造する数量は、100キロリットル以下に限る。」旨の条件を付ける。</p> <p>（注） 製造制限数量を算定する場合は、その理由及び算定の根基を明確にしておく。</p> <p>ロ （省略）</p> <p>2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い</p> <p>製造する酒類の範囲について条件を付ける場合には、当該酒類の成分規格、原料、製造方法等の区分によるものとし、これらの条件は、特に酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときに限り付ける。</p> <p>(1) 試験製造免許以外の製造免許の酒類の範囲の条件の取扱い</p> <p>製造免許の酒類の範囲につき条件を付ける場合及び具体的な免許条件は、次による。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ かす取り<u>焼酎</u></p> <p>(イ)・(ロ) （省略）</p> <p>ハ 特産品<u>焼酎</u></p> <p>特産品<u>焼酎</u>の製造免許を付与等するときは、「〇〇（産地の名称等を記載）で生産された特産品である〇〇を主原料として製造するもの（及びこれに発泡性を持たせたもの）に限る。」旨。</p> <p>ニ （省略）</p> <p>ホ 薬用酒</p> <p>薬用酒の製造免許を付与するときは、「リキュール又は甘味果実酒のうち、<u>医薬品医療機器等法</u>の規定により厚生労働大臣より製造の許可を受けたアルコール含有医薬品に限る。」旨。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>第2項関係</p>	<p>イ 製造免許を付与等しようとする酒類の需給状況並びに申請者等の製造技術及び販売能力等から判断して、製造免許申請書等に記載されている製造見込数量の範囲内において適当と認められる数量による。</p> <p>ただし、特産品<u>しょうちゅう</u>（米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造しようとするものに限る。）及び地場産米使用みりんの製造免許については、「製造する数量は、100キロリットル以下に限る。」旨の条件を付ける。</p> <p>（注） 製造制限数量を算定する場合は、その理由及び算定の根基を明確にしておく。</p> <p>ロ （同左）</p> <p>2 「製造する酒類の範囲の条件」の取扱い</p> <p>製造する酒類の範囲について条件を付ける場合には、当該酒類の成分規格、原料、製造方法等の区分によるものとし、これらの条件は、特に酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときに限り付ける。</p> <p>(1) 試験製造免許以外の製造免許の酒類の範囲の条件の取扱い</p> <p>製造免許の酒類の範囲につき条件を付ける場合及び具体的な免許条件は、次による。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ かす取り<u>しょうちゅう</u></p> <p>(イ)・(ロ) （同左）</p> <p>ハ 特産品<u>しょうちゅう</u></p> <p>特産品<u>しょうちゅう</u>の製造免許を付与等するときは、「〇〇（産地の名称等を記載）で生産された特産品である〇〇を主原料として製造するもの（及びこれに発泡性を持たせたもの）に限る。」旨。</p> <p>ニ （同左）</p> <p>ホ 薬用酒</p> <p>薬用酒の製造免許を付与するときは、「リキュール又は甘味果実酒のうち、<u>薬事法</u>の規定により厚生労働大臣より製造の許可を受けたアルコール含有医薬品に限る。」旨。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>第2項関係</p>

改正後	改正前
<p>1 製造制限数量の緩和又は解除の取扱い</p> <p>製造制限数量の緩和又は解除について申出があった場合には、当該申出者等が法第12条第1号から第3号まで及び第5号《酒類の製造免許の取消し》のいずれにも該当しない場合（期限付免許の場合の第3号の<u>規定の適用</u>については、その期間中に酒類を製造しない場合に限る。）は、当該製造制限数量を販売実績等を勘案し必要と認められる数量まで緩和又は解除する。ただし、特産品<u>焼酎</u>（米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造するものに限る。）及び地場産米使用みりんの製造免許については、この限りでない。</p> <p>（注） 期限を付けた製造免許及び試験製造免許については、緩和はできるが解除はしないのであるから留意する。</p> <p>第22条 課税標準</p> <p>第2項関係</p> <p>1 粉末酒に係る数量の計算方法及び数量等の端数計算</p> <p>粉末酒に係る数量の計算方法及び数量等の端数計算は、次による。</p> <p>(1) 粉末酒の重量から粉末酒の数量を計算する場合の取扱い</p> <p>イ 令第18条の2第1項第1号《<u>粉末酒の数量の計算</u>》に規定する「当該粉末酒を蒸留水に溶解した場合には、当該粉末酒及び蒸留水の重量並びに当該溶解したものの温度15度における比重を明らかにすることができる場合」とは、少なくとも、粉末酒の製造者が、その製造場において粉末酒を製成した都度又は移出する都度（移出する都度が困難なときは移出するための容器等に<u>充填</u>する都度）、その粉末酒の一部を採取し、当該粉末酒の重量及び当該粉末酒を溶解するために必要な蒸留水の重量並びに当該粉末酒を蒸留水に溶解したものの温度15度における比重（以下「比重」という。）を測定してこれらを明確に記帳している場合をいう。</p> <p>ロ （省略）</p> <p>(2)～(5) （省略）</p> <p>第23条 税率</p>	<p>1 製造制限数量の緩和又は解除の取扱い</p> <p>製造制限数量の緩和又は解除について申出があった場合には、当該申出者等が法第12条《<u>酒類の製造免許の取消し</u>》第1号から第3号まで及び第5号のいずれにも該当しない場合（期限付免許の場合の第3号の適用については、その期間中に酒類を製造しない場合に限る。）は、当該製造制限数量を販売実績等を勘案し必要と認められる数量まで緩和又は解除する。ただし、特産品<u>しょうちゅう</u>（米、麦、さつまいも又はそばを主原料として製造するものに限る。）及び地場産米使用みりんの製造免許については、この限りではない。</p> <p>（注） 期限を付けた製造免許及び試験製造免許については、緩和はできるが解除はしないのであるから留意する。</p> <p>第22条 課税標準</p> <p>第2項関係</p> <p>1 粉末酒に係る数量の計算方法及び数量等の端数計算</p> <p>粉末酒に係る数量の計算方法及び数量等の端数計算は、次による。</p> <p>(1) 粉末酒の重量から粉末酒の数量を計算する場合の取扱い</p> <p>イ 令第18条の2《<u>粉末酒の数量の計算</u>》第1項第1号に規定する「当該粉末酒を蒸留水に溶解した場合には、当該粉末酒及び蒸留水の重量並びに当該溶解したものの温度15度における比重を明らかにすることができる場合」とは、少なくとも、粉末酒の製造者が、その製造場において粉末酒を製成した都度又は移出する都度（移出する都度が困難なときは移出するための容器等に<u>充てん</u>する都度）、その粉末酒の一部を採取し、当該粉末酒の重量及び当該粉末酒を溶解するために必要な蒸留水の重量並びに当該粉末酒を蒸留水に溶解したものの温度15度における比重（以下「比重」という。）を測定してこれらを明確に記帳している場合をいう。</p> <p>ロ （同左）</p> <p>(2)～(5) （同左）</p> <p>第23条 税率</p>

改正後	改正前
<p>3 混和酒の税率適用の取扱い</p> <p><u>連続式蒸留焼酎</u>と<u>単式蒸留焼酎</u>とを混和した混和酒、ウイスキーとブランデーとを混和した混和酒又は納税義務の成立している酒類（以下「課税酒類」という。）と納税義務の成立していない酒類（以下「未課税酒類」という。）とを混和した混和酒を製造場から移出した場合における酒税額の算出は、次により取り扱う。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (1)の場合におけるアルコール分の総量の比率の算出は、次による。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ イによって算出した比率に小数点以下の端数が生じた場合には、<u>連続式蒸留焼酎</u>、ウイスキー又は未課税酒類についての小数点以下の端数を切り捨て、<u>単式蒸留焼酎</u>、ブランデー又は課税酒類についての小数点以下の端数を切り上げ、それぞれの比率の合計を1,000又は10,000に符合させる。</p> <p>(3) (1)の場合におけるあん分して算出した混和前の酒類の数量に10ミリリットル未満の端数を生じたときは、<u>連続式蒸留焼酎</u>、ウイスキー又は未課税酒類についての10ミリリットル未満の端数を切り捨て、<u>単式蒸留焼酎</u>、ブランデー又は課税酒類についての10ミリリットル未満の端数を切り上げ、その合計数量を混和酒の移出数量に符合させる。</p> <p>(4) <u>連続式蒸留焼酎</u>と<u>単式蒸留焼酎</u>とを混和した後に於いて、そのアルコール分が36度以上となる混和酒を、製造場から移出した場合の酒税額の算出は、(1)にかかわらず、当該混和する前の酒類の状態においてそれぞれの該当する税率を適用して算出する。</p> <p>[計算例]</p> <p>1 (1)による場合</p> <p><u>連続式蒸留焼酎</u>アルコール分20.6度のももの3,020リットル、<u>単式蒸留焼酎</u>アルコール分44.5度のももの9,111リットル及び水1,229リットルを混和した混和酒アルコール分35.0度のももの13,360リットルを移出した場合の納付税額</p> <p>混和割合</p> <p><u>連続式蒸留焼酎</u>のアルコール分の総量</p>	<p>3 混和酒の税率適用の取扱い</p> <p><u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と<u>単式蒸留しょうちゅう</u>とを混和した混和酒、ウイスキーとブランデーとを混和した混和酒又は納税義務の成立している酒類（以下「課税酒類」という。）と納税義務の成立していない酒類（以下「未課税酒類」という。）とを混和した混和酒を製造場から移出した場合における酒税額の算出は、次により取り扱う。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (1)の場合におけるアルコール分の総量の比率の算出は、次による。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ イによって算出した比率に小数点以下の端数が生じた場合には、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>、ウイスキー又は未課税酒類についての小数点以下の端数を切り捨て、<u>単式蒸留しょうちゅう</u>、ブランデー又は課税酒類についての小数点以下の端数を切り上げ、それぞれの比率の合計を1,000又は10,000に符合させる。</p> <p>(3) (1)の場合におけるあん分して算出した混和前の酒類の数量に10ミリリットル未満の端数を生じたときは、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>、ウイスキー又は未課税酒類についての10ミリリットル未満の端数を切り捨て、<u>単式蒸留しょうちゅう</u>、ブランデー又は課税酒類についての10ミリリットル未満の端数を切り上げ、その合計数量を混和酒の移出数量に符合させる。</p> <p>(4) <u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と<u>単式蒸留しょうちゅう</u>とを混和した後に於いて、そのアルコール分が36度以上となる混和酒を、製造場から移出した場合の酒税額の算出は、(1)にかかわらず、当該混和する前の酒類の状態においてそれぞれの該当する税率を適用して算出する。</p> <p>[計算例]</p> <p>1 (1)による場合</p> <p><u>連続式蒸留しょうちゅう</u>アルコール分20.6度のももの3,020リットル、<u>単式蒸留しょうちゅう</u>アルコール分44.5度のももの9,111リットル及び水1,229リットルを混和した混和酒アルコール分が<u>35.0度</u>のももの13,360リットルを移出した場合の納付税額</p> <p>混和割合</p> <p><u>連続式蒸留しょうちゅう</u>のアルコール分の総</p>

改 正 後	改 正 前
$3,020\ell \times 20.6 \text{ (度)} = 622.1200 \cdots A$	量 $3,020\ell \times 20.6 \text{ (度)} = 622.1200 \cdots A$
<u>単式蒸留焼酎</u> のアルコール分の総量 $9,111\ell \times 44.5 \text{ (度)} = 4,054.3950 \cdots B$	<u>単式蒸留しょうちゅう</u> のアルコール分の総量 $9,111\ell \times 44.5 \text{ (度)} = 4,054.3950 \cdots B$
<u>連続式蒸留焼酎</u> の千分の比 $\frac{A}{A+B} \times 1,000 = 133.0 \doteq 133$	<u>連続式蒸留しょうちゅう</u> の千分の比 $\frac{A}{A+B} \times 1,000 = 133.0 \doteq 133$
<u>単式蒸留焼酎</u> の千分の比 $\frac{B}{A+B} \times 1,000 = 866.9 \doteq 867$	<u>単式蒸留しょうちゅう</u> の千分の比 $\frac{B}{A+B} \times 1,000 = 866.9 \doteq 867$
税額計算 <u>連続式蒸留焼酎</u> $13,360\ell \times \frac{133}{1,000} = 1,776.880\ell$ $1,776.88\ell \times 350,000\text{円}/k\ell = 621,908\text{円}$ (35度の税率)	税額計算 <u>連続式蒸留しょうちゅう</u> $13,360\ell \times \frac{133}{1,000} = 1,776.880\ell$ $1,776.88\ell \times 350,000\text{円}/k\ell = 621,908\text{円}$ (35度の税率)
<u>単式蒸留焼酎</u> $13,360\ell \times \frac{867}{1,000} = 11,583.120\ell$ $11,583.12\ell \times 350,000\text{円}/k\ell = 4,054,092\text{円}$ (35度の税率)	<u>単式蒸留しょうちゅう</u> $13,360\ell \times \frac{867}{1,000} = 11,583.120\ell$ $11,583.12\ell \times 350,000\text{円}/k\ell = 4,054,092\text{円}$ (35度の税率)
納付税額 $621,908\text{円} + 4,054,092\text{円} = 4,676,000\text{円}$	納付税額 $621,908\text{円} + 4,054,092\text{円} = 4,676,000\text{円}$
2 (4)による場合 <u>連続式蒸留焼酎</u> アルコール分20.6度のもの3,020リットル、 <u>単式蒸留焼酎</u> アルコール分44.5度のもの9,111リットルを混和した混和酒アルコール分38.5度のもの12,131リットルを移出した場合の納付税額 税額計算 <u>連続式蒸留焼酎</u> $3,020\ell \times 200,000\text{円}/k\ell \text{ (20度の税率)} = 604,000\text{円}$ <u>単式蒸留焼酎</u> $9,111\ell \times 440,000\text{円}/k\ell \text{ (44度の税率)} = 4,008,840\text{円}$	2 (4)による場合 <u>連続式蒸留しょうちゅう</u> アルコール分20.6度のもの3,020リットル、 <u>単式蒸留しょうちゅう</u> アルコール分44.5度のもの9,111リットルを混和した混和酒アルコール分38.5度のもの12,131リットルを移出した場合の納付税額 税額計算 <u>連続式蒸留しょうちゅう</u> $3,020\ell \times 200,000\text{円}/k\ell \text{ (20度の税率)} = 604,000\text{円}$ <u>単式蒸留しょうちゅう</u> $9,111\ell \times 440,000\text{円}/k\ell \text{ (44度の税率)} = 4,008,840\text{円}$

改 正 後	改 正 前
納付税額 604,000円+4,008,840円=4,612,840円	納付税額 604,000円+4,008,840円=4,612,840円
第28条 未納税移出	第28条 未納税移出
第1項関係	第1項関係
2 蔵置場の設置許可の要件	2 蔵置場の設置許可の要件
蔵置場は、設置しようとする蔵置場の態様に従い、申請者及び申請場所が、次の共通の許可要件及び態様別許可要件のいずれにも該当している場合に限り許可する。	蔵置場は、設置しようとする蔵置場の態様に従い、申請者及び申請場所が、次の共通の許可要件及び態様別許可要件のいずれにも該当している場合に限り許可する。
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 態様別許可要件	(2) 態様別許可要件
イ (省略)	イ (同左)
ロ 容器詰等のための蔵置場	ロ 容器詰等のための蔵置場
(イ) びん詰等のための蔵置場	(イ) びん詰等のための蔵置場
A (省略)	A (同左)
B 蔵置する酒類は、次に該当する酒類である。	B 蔵置する酒類は、次に該当する酒類である。
(A) (省略)	(A) (同左)
(B) 申請者が共同蔵置法人である場合には、共同びん詰酒類（共同蔵置法人の商標を付して課税移出するものを含む。以下同じ。）、びん詰めを受託した酒類又は未納税移出するために構成員たる製造者から移入した清酒若しくは <u>単式蒸留焼酎</u>	(B) 申請者が共同蔵置法人である場合には、共同びん詰酒類（共同蔵置法人の商標を付して課税移出するものを含む。以下同じ。）、びん詰めを受託した酒類又は未納税移出するために構成員たる製造者から移入した清酒若しくは <u>単式蒸留しょうちゅう</u>
(ロ) (省略)	(ロ) (同左)
ハ～ト (省略)	ハ～ト (同左)
4 許可する場合の条件	4 許可する場合の条件
次の各号に掲げる蔵置場の設置許可を与える場合においては、 <u>令第29条第2項《蔵置場の設置許可の申請等》</u> の規定により酒類の品目別に与えるものとし、蔵置する酒類の範囲について、次の各号に掲げる条件を付する。	次の各号に掲げる蔵置場の設置許可を与える場合においては、 <u>令第29条《蔵置場の設置許可の申請》第2項</u> の規定により酒類の品目別に与えるものとし、蔵置する酒類の範囲について、次の各号に掲げる条件を付する。
なお、次の各号に掲げる条件のほかに、酒税の取締り若しくは保全上又は申請者の申請により、特に必要があると認められるときは、蔵置する酒類の範囲につきその必要と認められる条件を付すことができる。	なお、次の各号に掲げる条件のほかに、酒税の取締り若しくは保全上又は申請者の申請により、特に必要があると認められるときは、蔵置する酒類の範囲につきその必要と認められる条件を付すことができる。
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 容器詰等のための蔵置場	(2) 容器詰等のための蔵置場
イ びん詰等のための蔵置場	イ びん詰等のための蔵置場
(イ) (省略)	(イ) (同左)

改正後	改正前
<p>(ロ) 共同蔵置法人が設置する場合 「蔵置する酒類は、共同びん詰酒類、びん詰めを受託した酒類又は未納税移出するために構成員たる製造者から移入した清酒若しくは<u>単式蒸留焼酎</u>に限る。」旨。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(3)～(7) (省略)</p>	<p>(ロ) 共同蔵置法人が設置する場合 「蔵置する酒類は、共同びん詰酒類、びん詰めを受託した酒類又は未納税移出するために構成員たる製造者から移入した清酒若しくは<u>単式蒸留しようちゅう</u>に限る。」旨。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(3)～(7) (同左)</p>
<p>12 未納税移出承認の取扱い</p> <p><u>法第28条第1項第4号《未納税移出》</u>に規定する未納税移出承認は、次の場合に与えることに取り扱う。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>連続式蒸留焼酎</u>又は<u>単式蒸留焼酎</u> (いずれも未納税移入した製造者が製造したものに限る。)を混和する目的で、それぞれ<u>単式蒸留焼酎</u>又は<u>連続式蒸留焼酎</u>を移出しようとする場合</p> <p>(5)・(6) (省略)</p>	<p>12 未納税移出承認の取扱い</p> <p><u>法第28条《未納税移出》第1項第4号</u>に規定する未納税移出承認は、次の場合に与えることに取り扱う。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) <u>連続式蒸留しようちゅう</u>又は<u>単式蒸留しようちゅう</u> (いずれも未納税移入した製造者が製造したものに限る。)を混和する目的で、それぞれ<u>単式蒸留しようちゅう</u>又は<u>連続式蒸留しようちゅう</u>を移出しようとする場合</p> <p>(5)・(6) (同左)</p>
<p>13 欠減等に対する取扱い</p> <p>未納税移入証明書の内容と未納税移出事績の内容とが異なる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 未納税移入証明書記載の数量又は成分が、未納税移出された酒類の数量又は成分と異なっている場合において、その内容が次に該当している場合には、その事情を調査の上、(2)により処理する。</p> <p>(注) <u>法第28条第4項《未納税移出》</u>に規定する亡失証明書は、未納税移入証明書に代えて用いるものであるから留意する。</p> <p>イ 数量</p> <p>同一移出日に係るものごとに、移出時における数量と移入時における数量との差数量が移出時の数量に対し100分の1を超える数量である場合又は当該酒類の輸送容器の個数が移出時と移入時とにおいて異なる場合若しくは一輸送容器の詰口量が当該容器に表示されている等の数量に対し<u>甚だしい</u>増減数量がある場合</p> <p>(注) 差数量が移出時の数量に対し、100分の1以内の場合であっても、差異の原因が故意によるものであるときは、原則として(2)により処理する</p>	<p>13 欠減等に対する取扱い</p> <p>未納税移入証明書の内容と未納税移出事績の内容とが異なる場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 未納税移入証明書記載の数量又は成分が、未納税移出された酒類の数量又は成分と異なっている場合において、その内容が次に該当している場合には、その事情を調査の上、(2)により処理する。</p> <p>(注) <u>法第28条《未納税移出》第4項</u>に規定する亡失証明書は、未納税移入証明書に代えて用いるものであるから留意する。</p> <p>イ 数量</p> <p>同一移出日に係るものごとに、移出時における数量と移入時における数量との差数量が移出時の数量に対し100分の1を超える数量である場合又は当該酒類の輸送容器の個数が移出時と移入時とにおいて異なる場合若しくは一輸送容器の詰口量が当該容器に表示されている等の数量に対し<u>はなはだしい</u>増減数量がある場合</p> <p>(注) 差数量が移出時の数量に対し、100分の1以内の場合であっても、差異の原因が故意によるものであるときは、原則として(2)により処理する</p>

改正後	改正前
<p>のであるから留意する。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>のであるから留意する。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>第5項関係</p> <p>1 「酒税の取締り又は保全上特に不相当と認められる等の事情があるとき」の範囲</p> <p>法第28条第5項《未納税移出》に規定する「酒税の取締り又は保全上特に不相当と認められる等の事情があるとき」の範囲は、次による。ただし、酒税の保全上支障がないと認められる場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 移入しようとする製造場において、製造免許を受けていない酒類（製造する酒類の範囲についての条件が付されている酒類については製造する酒類の範囲を含む。）を移入しようとする場合。ただし、第28条第1項関係の12〈未納税移出承認の取扱い〉の(4)に該当し<u>連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎</u>を移入しようとする場合は、この限りでない。</p>	<p>第5項関係</p> <p>1 「酒税の取締り又は保全上特に不相当と認められる等の事情があるとき」の範囲</p> <p>法第28条《未納税移出》第5項に規定する「酒税の取締り又は保全上特に不相当と認められる等の事情があるとき」の範囲は、次による。ただし、酒税の保全上支障がないと認められる場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 移入しようとする製造場において、製造免許を受けていない酒類（製造する酒類の範囲についての条件が付されている酒類については製造する酒類の範囲を含む。）を移入しようとする場合。ただし、第28条第1項関係の12〈未納税移出承認の取扱い〉の(4)に該当し<u>連続式蒸留しょうちゅう又は単式蒸留しょうちゅう</u>を移入しようとする場合は、この限りでない。</p>
<p>第6項関係</p> <p>2 戻入れ等の事実を証する書類</p> <p>令第38条《控除又は還付を受けようとする酒税額の計算に関する書類》に規定する「<u>戻入れ</u>の事実を証する書類」とは、戻入れ酒類の返品者（自己の支店、出張所等を含む。）が戻入れ年月日、戻入れ酒類に係る税率の適用区分及び当該税率の適用区分ごとの数量等の事項を記載した送り状等の書類をいい、「移入の事実を証する書類」とは、移入酒類に係る納品書等の書類をいう。</p>	<p>第6項関係</p> <p>2 戻入れ等の事実を証する書類</p> <p>令第38条《控除又は還付を受けようとする酒税額の計算に関する書類》に規定する「<u>もどし入れ</u>の事実を証する書類」とは、戻入れ酒類の返品者（自己の支店、出張所等を含む。）が戻入れ年月日、戻入れ酒類に係る税率の適用区分及び当該税率の適用区分ごとの数量等の事項を記載した送り状等の書類をいい、「移入の事実を証する書類」とは、移入酒類に係る納品書等の書類をいう。</p>
<p>第30条の2 移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告</p> <p>第1項、第2項及び第3項関係</p> <p>10 容量2リットル以下のびん詰品の容量の取扱い</p> <p>容量2リットル以下のびんに詰口する酒類の容量の決定は、同一形態の容器100本につき詰口された酒類又は水の容量（容器の王冠部から液面までの空間の長さ（以下「空積深」という。）を一定とした場合の容量）を重量により測定して1本<u>当たり</u>の平均容量を算出（1本<u>当たり</u></p>	<p>第30条の2 移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告</p> <p>第1項、第2項及び第3項関係</p> <p>10 容量2リットル以下のびん詰品の容量の取扱い</p> <p>容量2リットル以下のびんに詰口する酒類の容量の決定は、同一形態の容器100本につき詰口された酒類又は水の容量（容器の王冠部から液面までの空間の長さ（以下「空積深」という。）を一定とした場合の容量）を重量により測定して1本<u>当り</u>の平均容量を算出（1本<u>当り</u>の平</p>

改正後					改正前				
<p>の平均容量はミリリットル位にとどめることとし、1ミリリットル未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)し、その平均容量をもって当該容器に詰口した酒類の容量とする方法によるものとする。</p> <p>ただし、次表の「型式」欄に掲げる名称の容器で、「入味線」欄に掲げる入味から外底部(びんを置いた平面をいう。以下同じ。)又は空積深まで酒類を詰口する場合には、当該容器に詰口した酒類の容量は、「型式」欄に掲げる容量とする。</p> <p>(注) 酒類又は水の数量を重量に換算するときは、酒類については8に定めるところにより行うこととし、水については1リットルを1キログラムとして取り扱う。</p>					<p>均容量はミリリットル位にとどめることとし、1ミリリットル未満の端数があるときは、その端数は切捨てる。)し、その平均容量をもって当該容器に詰口した酒類の容量とする方法によるものとする。</p> <p>ただし、次表の「型式」欄に掲げる名称の容器で、「入味線」欄に掲げる入味から外底部(びんを置いた平面をいう。以下同じ。)又は空積深まで酒類を詰口する場合には、当該容器に詰口した酒類の容量は、「型式」欄に掲げる容量とする。</p> <p>(注) 酒類又は水の数量を重量に換算するときは、酒類については8に定めるところにより行うこととし、水については1リットルを1キログラムとして取り扱う。</p>				
型式 ※ 日本工業規格 S 2350 容量表示 付きガラス製びん (壇) 付属書 B		入味線		備考	型式 ※ 日本工業規格 S 2350 容量表示 付きガラス製びん (壇) 付属書 B		入味線		備考
名称	容量 (ml)	入味から外底部 (mm)	空積深 (mm)		名称	容量 (ml)	入味から外底部 (mm)	空積深 (mm)	
JS-15	180	117	30	徳利型㊤びん	JS-15	180	117	30	徳利型㊤びん
JS-16	180	118	35	だ円形ポケット㊤びん	JS-16	180	118	35	だ円形ポケット㊤びん
JS-21 JS-22	300	186	60	普通型㊤びん	JS-21 JS-22	300	186	60	普通型㊤びん
JS-23 JS-23-2 JS-23-3 JS-24 JS-24-2	334	181	60	肩張又はなで肩型㊤びん	JS-23 JS-23-2 JS-23-3 JS-24 JS-24-2	334	181	60	肩張又はなで肩型㊤びん
JS-25	334	140.5	50	新型㊤びん	JS-25	334	140.5	50	新型㊤びん
JS-29	360	163	50	スタッピー型㊤びん	JS-29	360	163	50	スタッピー型㊤びん
JS-32 JS-32-2 JS-32-3 JS-33 JS-33-2	500	190	65	なで肩型㊤びん	JS-32 JS-32-2 JS-32-3 JS-33 JS-33-2	500	190	65	なで肩型㊤びん
JS-36	550	225	55	ぶどう酒型㊤びん	JS-36	550	225	55	ぶどう酒型㊤びん
JS-37	600	229	555	焼酎 600㊤びん	JS-37	600	229	555	しょうちゅう 600㊤びん
JS-38	600	214.5	59.5	焼酎 600㊤びん	JS-38	600	214.5	59.5	しょうちゅう 600㊤びん
JS-40 JS-40-2 JS-41 JS-43 JS-43-2	633	219	70	㊤びん	JS-40 JS-40-2 JS-41 JS-43 JS-43-2	633	219	70	㊤びん

改正後					改正前				
JS-44	640	232	55	焼酎 640㊤びん	JS-44	640	232	55	しょうちゅう 640㊤びん
JS-45 JS-46	720	227	70	普通型㊤びん	JS-45 JS-46	720	227	70	普通型㊤びん
JS-48	900	229.5	59.5	普通型㊤びん	JS-48	900	229.5	59.5	普通型㊤びん
JS-49	900	227	55	普通型㊤びん	JS-49	900	227	55	普通型㊤びん
JS-50	900	222.5	53.8	変型㊤びん	JS-50	900	222.5	53.8	変型㊤びん
JS-51	1,000	240	72	普通型(ネジ口)㊤びん	JS-51	1,000	240	72	普通型(ネジ口)㊤びん
JS-52	1,800	291	104	㊤びん	JS-52	1,800	291	104	㊤びん
<p>第30条の6 納期限の延長</p> <p>第1項、第2項及び第3項関係</p> <p>1 納期限の延長の取扱い</p> <p>担保を提供し、納期限の延長について申請があったときは、税務署長又は税関長は4及び5に定めるところにより酒税額及び期限を限度として、当該担保の額(国税通則法基本通達(徴収部関係)(昭和45年6月24日付徴管2—43・間酒2—58ほか8課共同「国税通則法基本通達(徴収部関係)の制定について」通達の別冊。以下同じ。)の第50条関係《担保の種類》の10〈担保物の見積価額〉に定める額)に相当する酒税の納期限を延長する。ただし、提供があった担保物が、通則法第50条《担保の種類》第3号から第5号までに掲げる担保物(以下「土地、建物、工場財団等」という。)であるときは、その担保物について第三者の抵当権の設定の登記又は登録がなされていないものに限る。</p> <p>4 延長する酒税額の範囲</p> <p>法第30条の6 第1項、第2項括弧書又は第3項《納期限の延長》の規定により納期限の延長をする酒税額は、次に掲げる額を限度とする。ただし、次に掲げる額により下回る額の申請をした場合には、その申請額とする。</p> <p>(1) 2の(1)に該当する場合には、法第30条の2 第1項第6号《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》に規定する酒税額又は法第30条の3 第1項第4号《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等》に規定する酒税額</p>					<p>第30条の6 納期限の延長</p> <p>第1項、第2項及び第3項関係</p> <p>1 納期限の延長の取扱い</p> <p>担保を提供し、納期限の延長について申請があったときは、税務署長又は税関長は4及び5に定めるところにより酒税額及び期限を限度として、当該担保の額(国税通則法基本通達(徴収部関係)(昭和45年6月24日付徴管2—43・間酒2—58ほか8課共同「国税通則法基本通達(徴収部関係)の制定について」通達の別冊。以下同じ。)の第50条関係《担保の種類》の10〈担保物の見積価格〉に定める額)に相当する酒税の納期限を延長する。ただし、提供があった担保物が、通則法第50条《担保の種類》第3号から第5号までに掲げる担保物(以下「土地、建物、工場財団等」という。)であるときは、その担保物について第三者の抵当権の設定の登記又は登録がなされていないものに限る。</p> <p>4 延長する酒税額の範囲</p> <p>法第30条の6 《納期限の延長》第1項、第2項かつこ書又は第3項の規定により納期限の延長をする酒税額は、次に掲げる額を限度とする。ただし、次に掲げる額により下回る額の申請をした場合には、その申請額とする。</p> <p>(1) 2の(1)に該当する場合には、法第30条の2 《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》第1項第6号に規定する酒税額又は法第30条の3 《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等》第1項第4号に規定する酒税額</p>				

改正後	改正前
<p>(2)・(3) (同左)</p> <p>第31条 担保の提供及び酒類の保存</p> <p>第1項関係</p> <p>9 抵当権の設定してある不動産等を担保として受理する場合の取扱い</p> <p>担保として土地、建物、工場財団等が提供された場合において、当該物件について既に他の債権の担保として抵当権（根抵当権を含む。以下同じ。）が設定されているときは、当該物件の担保余力額（担保価額の総額から、先順位の抵当権によって担保される債権額（将来発生することのある利息等を含む。民法（明治29年法律第89号）第375条、第398条の3参照）を差し引いた額）が担保提供額以上であることを確認して受理する。</p> <p>(注)1 抵当権によって担保される債権額は、不動産登記法第83条《担保権の登記の登記事項》の規定により、登記簿に登記されていることに留意する。</p> <p>2 当該物件につき差押えがされている場合は担保として受理できないのであるから留意する。</p> <p>12 担保物件の評価の基礎となる時価評価の取扱い</p> <p>担保物件（通則法第50条第1号《担保の種類》に規定する「国債」を除く。）の時価は、原則として、<u>平成26年6月27日付徴徴3—7「公売財産評価事務提要の制定について」（事務運営指針）（第2章第4節2〈公売の特殊性による減価〉）に規定する価額減価割合の勘案についての規定を除く。）</u>により算出する。ただし、相続税若しくは固定資産税の課税標準となる評価額又は担保物件所有者の帳簿価額で、時価として適当と認められる価額がある場合は、これによることとして差し支えない。</p> <p>第43条 みなし製造</p> <p>第1項関係</p> <p>3 清酒にアルコール等を加えた場合の取扱い</p> <p>法第43条第1項第1号《みなし製造》の規定により、清酒にアルコール又は焼酎を加えた場合において、当該アルコール又は焼酎のアルコール分の重量が、当該清酒の原料となった米（こうじ米を含む。）の重量の100分の50を超えることとなった場合又はアルコール分が22度以上</p>	<p>(2)・(3) (同左)</p> <p>第31条 担保の提供及び酒類の保存</p> <p>第1項関係</p> <p>9 抵当権の設定してある不動産等を担保として受理する場合の取扱い</p> <p>担保として土地、建物、工場財団等が提供された場合において、当該物件について既に他の債権の担保として抵当権（根抵当権を含む。以下同じ。）が設定されているときは、当該物件の担保余力額（担保価額の総額から、先順位の抵当権によって担保される債権額（将来発生することのある利息等を含む。民法（明治29年法律第89号）第374条、第398条ノ3参照）を差し引いた額）が担保提供額以上であることを確認して受理する。</p> <p>(注)1 抵当権によって担保される債権額は、不動産登記法第83条《担保権の登記の登記事項》の規定により、登記簿に登記されていることに留意する。</p> <p>2 当該物件につき差押えがされている場合は担保として受理できないのであるから留意する。</p> <p>12 担保物件の評価の基礎となる時価評価の取扱い</p> <p>担保物件（通則法第50条《担保の種類》第1号に規定する「国債」を除く。）の時価は、原則として、<u>昭和55年6月5日付徴徴2—9「公売財産評価事務提要の制定について」通達（第3章第1節の2〈公売の特殊性〉）に規定する価格減価割合の勘案についての規定を除く。）</u>により算出する。ただし、相続税若しくは固定資産税の課税標準となる評価額又は担保物件所有者の帳簿価額で、時価として適当と認められる価額がある場合は、これによることとして差し支えない。</p> <p>第43条 みなし製造</p> <p>第1項関係</p> <p>3 清酒にアルコール等を加えた場合の取扱い</p> <p>法第43条《みなし製造》第1項第1号の規定により、清酒にアルコール又はしょうちゅうを加えた場合において、当該アルコール又はしょうちゅうのアルコール分の重量が、当該清酒の原料となった米（こうじ米を含む。）の重量の100分の50を超えることとなった場合又はアル</p>

改正後	改正前
<p>となった場合には、令第50条第2項《<u>みなし製造の規定の適用除外等</u>》の規定の適用がないので、新たに酒類を製造したものとなり、その酒類の品目は法第3条《その他の用語の定義》により判定する。</p>	<p>コール分が22度以上となった場合には、令第50条《<u>みなし製造の規定の適用除外等</u>》第2項の規定の適用がないので、新たに酒類を製造したものとなり、その酒類の品目は法第3条《その他の用語の定義》により判定する。</p>
<p>4 混和酒の取扱い</p> <p>法第43条第1項第2号《<u>みなし製造</u>》の規定により清酒と合成清酒とを混和した場合、同項第3号の規定により<u>連続式蒸留焼酎</u>と<u>単式蒸留焼酎</u>とを混和した場合又は同項第4号の規定によりウイスキーとブランデーとを混和した場合は、それぞれの酒類の混和酒となる。</p>	<p>4 混和酒の取扱い</p> <p>法第43条《<u>みなし製造</u>》第1項第2号の規定により清酒と合成清酒とを混和した場合、同項第3号の規定により<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と<u>単式蒸留しょうちゅう</u>とを混和した場合又は同項第4号の規定によりウイスキーとブランデーとを混和した場合は、それぞれの酒類の混和酒となる。</p>
<p>9 砂糖等を加えた<u>焼酎</u>と原料用アルコール等との混和の取扱い</p> <p>法第3条第9号又は第10号へ《<u>その他の用語の定義</u>》の規定に該当する砂糖等を加えた<u>焼酎</u>と原料用アルコール又は連続式蒸留スピリッツ（<u>連続式蒸留焼酎</u>と同一の製造方法で製造したアルコール分36度以上45度以下のスピリッツをいう。以下同じ。）とを混和した酒類は、令第50条第4項《<u>みなし製造の規定の適用除外等</u>》の規定により、混和後の酒類のアルコール分が26度以上であるもの又は規則第13条第2項《<u>みなし製造の規定の適用除外等</u>》の規定により、木製の容器に貯蔵した期間が1年以上である原料用アルコール若しくは連続式蒸留スピリッツを混和したものは、それぞれスピリッツに該当するが、混和後の酒類のアルコール分が26度未満で、木製の容器に貯蔵した期間が1年未満の原料用アルコール又は連続式蒸留スピリッツを混和したものは、<u>焼酎</u>とする。</p>	<p>9 砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>と原料用アルコール等との混和の取扱い</p> <p>法第3条第9号又は第10号への規定に該当する砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>と原料用アルコール又は連続式蒸留スピリッツ（<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と同一の製造方法で製造したアルコール分36度以上45度以下のスピリッツをいう。以下同じ。）とを混和した酒類は、令第50条《<u>みなし製造の規定の適用除外等</u>》第4項の規定により、混和後の酒類のアルコール分が26度以上であるもの又は規則第13条《<u>みなし製造の規定の適用除外等</u>》第2項の規定により、木製の容器に貯蔵した期間が1年以上である原料用アルコール若しくは連続式蒸留スピリッツを混和したものは、それぞれスピリッツに該当するが、混和後の酒類のアルコール分が26度未満で、木製の容器に貯蔵した期間が1年未満の原料用アルコール又は連続式蒸留スピリッツを混和したものは、<u>しょうちゅう</u>とする。</p>
<p>10 酒類に保存のためアルコール等を加える場合の取扱い</p> <p>法第43条第1項第6号《<u>みなし製造</u>》の規定による承認の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 酒類に保存のためアルコール又は<u>焼酎</u>を混和する場合は、製造者又はみなし製造者が、その者の製造場又はみなし製造場において必要最少限度と認められる数量を混和する場合に限り承認を与える。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>10 酒類に保存のためアルコール等を加える場合の取扱い</p> <p>法第43条《<u>みなし製造</u>》第1項第6号の規定による承認の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 酒類に保存のためアルコール又は<u>しょうちゅう</u>を混和する場合は、製造者又はみなし製造者が、その者の製造場又はみなし製造場において必要最少限度と認められる数量を混和する場合に限り承認を与える。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p>
<p>第9項関係</p> <p>1 連続式蒸留アルコール又は連続式蒸留スピリッツと単</p>	<p>第9項関係</p> <p>1 連続式蒸留アルコール又は連続式蒸留スピリッツと単</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="180 203 794 277">式蒸留アルコール及び水又は炭酸水とを混和した場合の取扱い</p> <p data-bbox="180 297 794 613">連続式蒸留機で蒸留した原料用アルコール（以下「連続式蒸留アルコール」という。）又は連続式蒸留スピリッツと、単式蒸留機で蒸留した原料用アルコール（以下「単式蒸留アルコール」という。）及び水又は炭酸水とを混和してアルコール分を36度未満の酒類としたときは、新たに<u>連続式蒸留焼酎</u>と<u>単式蒸留焼酎</u>との混和焼酎を製造したものとす。</p> <p data-bbox="180 633 794 707">2 連続式蒸留スピリッツと単式蒸留焼酎とを混和した場合の取扱い</p> <p data-bbox="180 728 794 857">連続式蒸留スピリッツと<u>単式蒸留焼酎</u>とを混和したときは、混和後の酒類のアルコール分に応じ、次のとおり新たに酒類を製造したものとすることに取扱う。</p> <p data-bbox="180 925 794 999">(1) アルコール分が36度未満のものは、<u>連続式蒸留焼酎</u>と<u>単式蒸留焼酎</u>との混和焼酎を製造したものとす。</p> <p data-bbox="180 1066 312 1099">(2) (省略)</p> <p data-bbox="180 1120 794 1249">(3) (2)のスピリッツに水を混和し、アルコール分を36度未満としたものは、<u>連続式蒸留焼酎</u>と<u>単式蒸留焼酎</u>との混和焼酎を製造したものとす。</p> <p data-bbox="180 1317 794 1391">3 連続式蒸留アルコール等と単式蒸留焼酎等を混和した場合の取扱い</p> <p data-bbox="180 1411 794 1630">連続式蒸留アルコールと<u>単式蒸留焼酎</u>、単式蒸留アルコールと<u>連続式蒸留焼酎</u>又は連続式蒸留スピリッツと単式蒸留アルコールとを混和したときは、混和後のもののアルコール分に応じ次のとおり新たに酒類を製造したものとす。</p> <p data-bbox="180 1650 794 1724">(1) アルコール分が36度未満のものは、<u>連続式蒸留焼酎</u>と<u>単式蒸留焼酎</u>との混和焼酎を製造したものとす。</p> <p data-bbox="180 1792 312 1825">(2) (省略)</p> <p data-bbox="180 1845 794 1975">(3) (2)のスピリッツに水を混和し、アルコール分を36度未満としたものは、<u>連続式蒸留焼酎</u>と<u>単式蒸留焼酎</u>との混和焼酎を製造したものとす。</p> <p data-bbox="180 2042 312 2076">(4) (省略)</p>	<p data-bbox="842 203 1457 277">式蒸留アルコール及び水又は炭酸水とを混和した場合の取扱い</p> <p data-bbox="842 297 1457 613">連続式蒸留機で蒸留した原料用アルコール（以下「連続式蒸留アルコール」という。）又は連続式蒸留スピリッツと、単式蒸留機で蒸留した原料用アルコール（以下「単式蒸留アルコール」という。）及び水又は炭酸水とを混和してアルコール分を36度未満の酒類としたときは、新たに<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と<u>単式蒸留しょうちゅう</u>との混和しょうちゅうを製造したものとす。</p> <p data-bbox="842 633 1457 707">2 連続式蒸留スピリッツと単式蒸留しょうちゅうとを混和した場合の取扱い</p> <p data-bbox="842 728 1457 902">連続式蒸留スピリッツと<u>単式蒸留しょうちゅう</u>とを混和したときは、混和後の酒類のアルコール分に応じ、次のとおり新たに酒類を製造したものとすることに取扱う。</p> <p data-bbox="842 925 1457 1055">(1) アルコール分が36度未満のものは、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と<u>単式蒸留しょうちゅう</u>との混和しょうちゅうを製造したものとす。</p> <p data-bbox="842 1077 975 1111">(2) (同左)</p> <p data-bbox="842 1131 1457 1294">(3) (2)のスピリッツに水を混和し、アルコール分を36度未満としたものは、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と<u>単式蒸留しょうちゅう</u>との混和しょうちゅうを製造したものとす。</p> <p data-bbox="842 1317 1457 1391">3 連続式蒸留アルコール等と単式蒸留しょうちゅう等を混和した場合の取扱い</p> <p data-bbox="842 1411 1457 1630">連続式蒸留アルコールと<u>単式蒸留しょうちゅう</u>、単式蒸留アルコールと<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>又は連続式蒸留スピリッツと単式蒸留アルコールとを混和したときは、混和後のもののアルコール分に応じ次のとおり新たに酒類を製造したものとす。</p> <p data-bbox="842 1650 1457 1780">(1) アルコール分が36度未満のものは、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と<u>単式蒸留しょうちゅう</u>との混和しょうちゅうを製造したものとす。</p> <p data-bbox="842 1803 975 1836">(2) (同左)</p> <p data-bbox="842 1856 1457 2020">(3) (2)のスピリッツに水を混和し、アルコール分を36度未満としたものは、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と<u>単式蒸留しょうちゅう</u>との混和しょうちゅうを製造したものとす。</p> <p data-bbox="842 2042 975 2076">(4) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(5) (4)の原料用アルコールに水を混和し、アルコール分を36度以上45度以下としたものは、スピリッツを製造したものとし、これに更に水を混和し、アルコール分が36度未満としたものは、<u>連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎との混和焼酎</u>を製造したものとする。</p>	<p>(5) (4)の原料用アルコールに水を混和し、アルコール分を36度以上45度以下としたものは、スピリッツを製造したものとし、これに更に水を混和し、アルコール分が36度未満としたものは、<u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうとの混和しょうちゅう</u>を製造したものとする。</p>
<p>4 砂糖等を加えた<u>焼酎</u>の貯蔵期間の取扱い</p> <p>規則第13条第7項《スピリッツのみなし製造》に規定する「酒類の製造場で木製の容器に貯蔵した場合において、当該酒類が木製の容器に通算して1年以上貯蔵した」の期間の計算に当たっては、砂糖等を加えた<u>焼酎</u>、原料用アルコール、スピリッツ又は<u>焼酎</u>で過去において木製の容器に貯蔵したものがある場合は、そのうちの最長のものの期間を通算することとする。</p>	<p>4 砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>の貯蔵期間の取扱い</p> <p>規則第13条第7項《スピリッツのみなし製造》に規定する「酒類の製造場で木製の容器に貯蔵した場合において、当該酒類が木製の容器に通算して1年以上貯蔵した」の期間の計算に当たっては、砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>、原料用アルコール、スピリッツ又は<u>しょうちゅう</u>で過去において木製の容器に貯蔵したものがある場合は、そのうちの最長のものの期間を通算することとする。</p>
<p>第44条 原料用酒類及び酒母等の処分禁止</p>	<p>第44条 原料用酒類及び酒母等の処分禁止</p>
<p>第2項関係</p>	<p>第2項関係</p>
<p>2 酒母等を移出等する場合の承認の取扱い</p>	<p>2 酒母等を移出等する場合の承認の取扱い</p>
<p>法第44条第2項《原料用酒類及び酒母等の処分禁止》の規定により、酒母又はもろみの製造者が酒母又はもろみを処分し、又はその製造場から移出しようとする場合の承認は、次による。</p>	<p>法第44条《原料用酒類及び酒母等の処分禁止》第2項の規定により、酒母又はもろみの製造者が酒母又はもろみを処分し、又はその製造場から移出しようとする場合の承認は、次による。</p>
<p>(1) 酒母等の製造者から製造者又は酒母等の製造者の酵母譲受けの便に資するため、酵母をあらかじめ、当該酒母等の製造者の支店・出張所又は醸造用品商に移出蔵置したい旨の酒母の移出承認申請があつた場合には、移出先を所轄する税務署長と協議の上、所轄税務署長が酒税の保全又は<u>取締り</u>上特に支障がないと認めたとときに限り、次の事項を遵守する範囲において、第50条第1項関係の1〈承認の取扱い〉に準じ、承認を与えても差し支えない。</p>	<p>(1) 酒母等の製造者から製造者又は酒母等の製造者の酵母譲受けの便に資するため、酵母をあらかじめ、当該酒母等の製造者の支店・出張所又は醸造用品商に移出蔵置したい旨の酒母の移出承認申請があつた場合には、移出先を所轄する税務署長と協議の上、所轄税務署長が酒税の保全又は<u>取締り</u>上特に支障がないと認めたとときに限り、次の事項を遵守する範囲において、第50条の第1項関係の1〈承認の取扱い〉に準じ、承認を与えても差し支えない。</p>
<p>イ～ニ (省略)</p>	<p>イ～ニ (同左)</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p>(3) ビール又は発泡酒の製造者から、残しビール等を医薬品、飼料等の原料として移出(売却)したい旨の酒母の移出承認申請があつた場合には、所轄税務署長が酒税の保全又は取締り上特に支障がないと認めたとときに限り、第50条第1項関係の1〈承認の取扱い〉に準じ、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間の範囲内で</p>	<p>(3) ビール又は発泡酒の製造者から、残しビール等を医薬品、飼料等の原料として移出(売却)したい旨の酒母の移出承認申請があつた場合には、所轄税務署長が酒税の保全又は取締り上特に支障がないと認めたとときに限り、第50条の第1項関係の1〈承認の取扱い〉に準じ、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間の範囲内で</p>

改正後	改正前
<p>承認を与えても差し支えない。</p> <p>(4) <u>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条《技能検定》</u>の規定に基づく酒造技能検定試験に使用したい旨の移出承認申請があった場合には、承認を与えても差し支えない。</p> <p>(5) 果実酒等原料用ぶどう果の現地破碎にかかるもろみの移動等に関する取扱いは、次による。</p> <p>イ もろみの移出の承認の要件</p> <p>現地破碎にかかるもろみを、もろみの製造場から果実酒等製造場へ移出する場合において、次の事項に該当する場合には承認を与えても差し支えない。</p> <p>(イ) もろみの移出を<u>行う者</u>は、果実酒等製造者であること。</p> <p>(ロ) もろみの移出に使用する容器、車両等は<u>全て</u>果実酒等製造者の管理にかかるものであること。この場合の容器は、第47条第1項関係の3〈容器の容量の測定方法〉の定めに基づき容量の測定した容器であること。</p> <p>(ハ) (省略)</p> <p>ロ もろみの移出承認の処理方法</p> <p>(イ) 移出承認の申請</p> <p>もろみの移出承認申請書は、<u>全て</u>のもろみ製造場における毎月分の移出予定について一括でとりまとめ、その月において移出を<u>行う</u>最初の日の3日前までに、もろみ製造場の所轄税務署長あて2部提出させる。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ハ (省略)</p>	<p>承認を与えても差し支えない。</p> <p>(4) <u>職業訓練法（昭和44年法律第64号）第62条《技能検定》</u>の規定に基づく酒造技能検定試験に使用したい旨の移出承認申請があった場合には、承認を与えても差し支えない。</p> <p>(5) 果実酒等原料用ぶどう果の現地破碎にかかるもろみの移動等に関する取扱いは、次による。</p> <p>イ もろみの移出の承認の要件</p> <p>現地破碎にかかるもろみを、もろみの製造場から果実酒等製造場へ移出する場合において、次の事項に該当する場合には承認を与えても差し支えない。</p> <p>(イ) もろみの移出を<u>行なう者</u>は、果実酒等製造者であること。</p> <p>(ロ) もろみの移出に使用する容器、車両等は<u>すべて</u>果実酒等製造者の管理にかかるものであること。この場合の容器は、第47条第1項関係の3〈容器の容量の測定要領の制定〉の定めに基づき容量の測定した容器であること。</p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>ロ もろみの移出承認の処理方法</p> <p>(イ) 移出承認の申請</p> <p>もろみの移出承認申請書は、<u>すべて</u>のもろみ製造場における毎月分の移出予定について一括でとりまとめ、その月において移出を<u>行なう</u>最初の日の3日前までに、もろみ製造場の所轄税務署長あて2部提出させる。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ハ (同左)</p>
<p>第46条 記帳義務</p> <p>3 酒類製造者等の記帳事項</p> <p>酒類製造者及び酒母又はもろみの製造者が、製造、貯蔵及び販売に関し記帳しなければならない事項は、次のとおり。</p> <p>なお、アルコール事業法の適用を受ける工業用アルコールであっても、酒類の原料用として酒類製造場に移入した場合には、酒類製造の原料として記帳義務の対象となるのであるから留意する。</p> <p>(1) 総則</p>	<p>第46条 記帳義務</p> <p>3 酒類製造者等の記帳事項</p> <p>酒類製造者及び酒母若しくはもろみの製造者が、製造、貯蔵及び販売に関し記帳しなければならない事項は、次のとおり。</p> <p>なお、アルコール事業法の適用を受ける工業用アルコールであっても、酒類の原料用として酒類製造場に移入した場合には、酒類製造の原料として記帳義務の対象となるのであるから留意する。</p> <p>(1) 総則</p>

改正後	改正前
<p>イ 数量等の測定は、原則として、実測により行う。ただし、容器に存する酒類の全量を別の容器に移動する場合には、払出時の実測を省略することとして差し支えない（受入に係る測定は、実測により行う。）。</p> <p>なお、移出用容器に酒類を詰める場合については第30条の2第1項、第2項及び第3項関係の8～11に規定する数量により記帳を行う。</p> <p>また、発泡性を有する酒類で、製造したときに数量の測定を行うことが困難な場合には、移出するための容器に<u>充填</u>したとき等で数量を把握することができる状態になったときの数量としても差し支えない。</p> <p>ロ～ニ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 製造関係</p> <p>(3)―1～4 (省略)</p> <p>(3)―5 製成関係</p> <p>イ 製成した酒類について次の事項</p> <p>(イ)～(ニ) (省略)</p> <p>(ホ) 深さ、数量、品温、アルコール分及びエキス分</p> <p>(注) 1 ビール及び発泡酒(原料用アルコール、スピリッツ及び<u>焼酎</u>を原料としないものに限る。)については、アルコール分及びエキス分の記載を省略することができる(以下同じ。)</p> <p>2 <u>焼酎</u>(砂糖等を加えた<u>焼酎</u>を除く。)、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール及び連続式蒸留スピリッツについては、エキス分の記載を省略することができる(以下同じ。)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(4) 貯蔵関係</p> <p>(4)―1 酒類の移動関係</p> <p>容器の異なるごとに次の事項</p> <p>イ 受入酒類の品目、アルコール分及びエキス分並びに<u>連続式蒸留焼酎</u>及び<u>単式蒸留焼酎</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>ロ～ト (省略)</p>	<p>イ 数量等の測定は、原則として、実測により行う。ただし、容器に存する酒類の全量を別の容器に移動する場合には、払出時の実測を省略することとして差し支えない（受入に係る測定は、実測により行う。）。</p> <p>なお、移出用容器に酒類を詰める場合については第30条の2《<u>移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告</u>》第1項、第2項及び第3項関係8～11に規定する数量により記帳を行う。</p> <p>また、発泡性を有する酒類で、製造したときに数量の測定を行うことが困難な場合には、移出するための容器に<u>充てん</u>したとき等で数量を把握することができる状態になったときの数量としても差し支えない。</p> <p>ロ～ニ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 製造関係</p> <p>(3)―1～4 (同左)</p> <p>(3)―5 製成関係</p> <p>イ 製成した酒類について次の事項</p> <p>(イ)～(ニ) (同左)</p> <p>(ホ) 深さ、数量、品温、アルコール分及びエキス分</p> <p>(注) 1 ビール及び発泡酒(原料用アルコール、スピリッツ及び<u>しょうちゅう</u>を原料としないものに限る。)については、アルコール分及びエキス分の記載を省略することができる(以下同じ。)</p> <p>2 <u>しょうちゅう</u>(砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>を除く。)、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール及び連続式蒸留スピリッツについては、エキス分の記載を省略することができる(以下同じ。)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(4) 貯蔵関係</p> <p>(4)―1 酒類の移動関係</p> <p>容器の異なるごとに次の事項</p> <p>イ 受入酒類の品目、アルコール分及びエキス分並びに<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>及び<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>ロ～ト (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(4)ー2 (省略)</p> <p>(4)ー3 混和関係</p> <p>酒類の混和（新たに酒類を製造することとなる場合及び同一品目に属する酒類の混和の場合を除く。）について次の事項</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ 混和前酒類と混和酒類又は物品との合計数量及び合計純アルコール数量に対する混和後の酒類の数量及び純アルコール数量の増減数量並びに<u>連続式蒸留焼酎</u>及び<u>単式蒸留焼酎</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>(注) 混和物品が液体でない場合は、当該物品の重量を容量に換算したものを当該物品の記載欄に<u>括弧書</u>で記載し、当該換算容量により増減数量を算出する。</p> <p>(5) 詰口関係</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 詰口する酒類について次の事項</p> <p>(イ) 酒類の品目、アルコール分及びエキス分並びに<u>連続式蒸留焼酎</u>及び<u>単式蒸留焼酎</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>(ロ)・(ハ) (省略)</p> <p>ハ～チ (省略)</p> <p>(6) 移出入関係</p> <p>(6)ー1 課税移出関係</p> <p>イ 移出年月日</p> <p>ロ 移出した酒類の品目、アルコール分及びエキス分（果実酒及びリキュールに限る。以下(7)ー1を除き同じ。）並びに<u>連続式蒸留焼酎</u>及び<u>単式蒸留焼酎</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>ハ 移出した酒類の容器の容量区分、形態、個数、数量、価格（単価及び総額をいう。以下同じ。）及び適用税率</p> <p>(注) 形態とは、例えば、こも樽、<u>角樽</u>等特殊な容器の形態をいう（以下同じ。）。)</p> <p>ニ・ホ (省略)</p> <p>(6)ー2 移入及び戻入関係</p> <p>イ 移入又は戻入れの年月日</p> <p>ロ 移入又は戻入れをした酒類の品目、アルコール分</p>	<p>(4)ー2 (同左)</p> <p>(4)ー3 混和関係</p> <p>酒類の混和（新たに酒類を製造することとなる場合及び同一品目に属する酒類の混和の場合を除く。）について次の事項</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ 混和前酒類と混和酒類又は物品との合計数量及び合計純アルコール数量に対する混和後の酒類の数量及び純アルコール数量の増減数量並びに<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>及び<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>(注) 混和物品が液体でない場合は、当該物品の重量を容量に換算したものを当該物品の記載欄に<u>かっこ書</u>で記載し、当該換算容量により増減数量を算出する。</p> <p>(5) 詰口関係</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 詰口する酒類について次の事項</p> <p>(イ) 酒類の品目、アルコール分及びエキス分並びに<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>及び<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>(ロ)・(ハ) (同左)</p> <p>ハ～チ (同左)</p> <p>(6) 移出入関係</p> <p>(6)ー1 課税移出関係</p> <p>イ 移出年月日</p> <p>ロ 移出した酒類の品目、アルコール分及びエキス分（果実酒及びリキュールに限る。以下(7)ー1を除き同じ。）並びに<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>及び<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>ハ 移出した酒類の容器の容量区分、形態、個数、数量、価格（単価及び総額をいう。以下同じ。）及び適用税率</p> <p>(注) 形態とは、例えば、こも樽、<u>つ</u>の樽等特殊な容器の形態をいう（以下同じ。）。)</p> <p>ニ・ホ (同左)</p> <p>(6)ー2 移入及び戻入関係</p> <p>イ 移入又は戻入れの年月日</p> <p>ロ 移入又は戻入れをした酒類の品目、アルコール分</p>

改正後	改正前
<p>及びエキス分並びに<u>連続式蒸留焼酎</u>及び<u>単式蒸留焼酎</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>ハ～ヘ (省略)</p> <p>(6)ー3 未納税移出及び輸出免税関係</p> <p>イ 移出年月日</p> <p>ロ 移出した酒類の品目、アルコール分及びエキス分並びに<u>連続式蒸留焼酎</u>及び<u>単式蒸留焼酎</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>ハ・ニ (省略)</p> <p>(6)ー4 未納税移入及び未納税引取関係</p> <p>イ 移入又は引取りの年月日</p> <p>ロ 移入又は引取りをした酒類の品目、アルコール分及びエキス分並びに<u>連続式蒸留焼酎</u>及び<u>単式蒸留焼酎</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>ハ・ニ (省略)</p> <p>(7) その他</p> <p>(7)ー1 腐敗、廃棄及び亡失関係</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 腐敗、廃棄又は亡失した酒類、酒母又はもろみのアルコール分及びエキス分並びに<u>連続式蒸留焼酎</u>及び<u>単式蒸留焼酎</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>ホ～チ (省略)</p> <p>(7)ー2 試験等関係</p> <p>イ～ヘ (省略)</p> <p>ト 食品衛生法、<u>医薬品医療機器等法</u>、<u>食品表示法</u>(平成25年法律第70号)又は通則法第74条の4第2項《<u>当該職員の酒税に関する調査等に係る質問検査権</u>》の規定により、酒類、酒母、もろみ又はこうじを収去又は採取された場合は、当該収去又は採取の年月日、数量及び理由並びに収去又は採取した者の所属及び氏名</p> <p>(7)ー3 詰口酒類の容器別受払い等関係</p> <p>酒類の品目、銘柄、容器容量、形態、アルコール分、エキス分及び適用税率の別並びに<u>連続式蒸留焼酎</u>及び<u>単式蒸留焼酎</u>の混和酒等については混和割合の別に次の事項</p> <p>イ～ヘ (省略)</p>	<p>及びエキス分並びに<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>及び<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>ハ～ヘ (同左)</p> <p>(6)ー3 未納税移出及び輸出免税関係</p> <p>イ 移出年月日</p> <p>ロ 移出した酒類の品目、アルコール分及びエキス分並びに<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>及び<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>ハ・ニ (同左)</p> <p>(6)ー4 未納税移入及び未納税引取関係</p> <p>イ 移入又は引取りの年月日</p> <p>ロ 移入又は引取りをした酒類の品目、アルコール分及びエキス分並びに<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>及び<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>ハ・ニ (同左)</p> <p>(7) その他</p> <p>(7)ー1 腐敗、廃棄及び亡失関係</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 腐敗、廃棄又は亡失した酒類、酒母又はもろみのアルコール分及びエキス分並びに<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>及び<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の混和酒等については混和割合</p> <p>ホ～チ (同左)</p> <p>(7)ー2 試験等関係</p> <p>イ～ヘ (同左)</p> <p>ト 食品衛生法、<u>薬事法</u>又は通則法第74条の4《<u>当該職員の酒税に関する調査等に係る質問検査権</u>》第2項の規定により、酒類、酒母、もろみ又はこうじを収去又は採取された場合は、当該収去又は採取の年月日、数量及び理由並びに収去又は採取した者の所属及び氏名</p> <p>(7)ー3 詰口酒類の容器別受払い等関係</p> <p>酒類の品目、銘柄、容器容量、形態、アルコール分、エキス分及び適用税率の別並びに<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>及び<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の混和酒等については混和割合の別に次の事項</p> <p>イ～ヘ (同左)</p>

改正後	改正前
<p>第47条 申告義務</p> <p>第1項関係</p> <p>3 容器の容量の測定方法</p> <p>令第53条第1項及び第2項《申告義務》並びに第54条に規定する酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者が酒類又は酒母若しくはもろみの製造又は貯蔵に使用する容器（以下この3において「容器」という。）の容量の測定の方法については、この通達の別の定めによるほか、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 容器の容量の測定の方法</p> <p>容器の容量の測定は、原則として、イに規定する水測の方法（容器に一定量の水を入れる方法又は一定量の水を抜き取る方法により、その容量を測定する方法をいう。以下同じ。）によるものとする。この場合において、水を重量によって測定するときは、1キログラムを1リットルとして計算するものとする。ただし、整円筒タンク、整円すいタンク、整方形容器及び密閉式整円筒タンクについては、水測の方法に代えて、ロに規定する計測の方法（容器の径、深さ等を測定し、これらの数値からその容量を測定する方法をいう。以下同じ。）によることができる。</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 容器の容量の測定の特例</p> <p>次に掲げる容器の容量の測定は、イの規定にかかわらず、次によっても差し支えない。</p> <p>(イ)～(ト) (省略)</p> <p>(チ) 酒類の<u>充填</u>及び<u>払出し</u>が重量計測器等により計量され、かつ、貯蔵期間中に酒類の一部払出しが行われないこととなっている容器については、満量の場合の容量だけを測定する。この場合、容器の深さについては、測定を省略することができる。</p> <p>ニ (省略)</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>5 酒類の数量確認に流量計を使用する場合の取扱い</p> <p>酒類の数量確認に使用する流量計については、令第53条第1項第4号《申告義務》に規定する機械、器具に該当する。</p>	<p>第47条 申告義務</p> <p>第1項関係</p> <p>3 容器の容量の測定方法</p> <p>令第53条《申告義務》第1項及び第2項並びに第54条に規定する酒類製造者又は酒母若しくはもろみの製造者が酒類又は酒母若しくはもろみの製造又は貯蔵に使用する容器（以下この3において「容器」という。）の容量の測定の方法については、この通達の別の定めによるほか、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 容器の容量の測定の方法</p> <p>容器の容量の測定は、原則として、イに規定する水測の方法（容器に一定量の水を入れる方法又は一定量の水を抜き取る方法により、その容量を測定する方法をいう。以下同じ。）によるものとする。この場合において、水を重量によって測定するときは、1キログラムを1リットルとして計算するものとする。ただし、整円筒タンク、整円すいタンク、整方形容器及び密閉式整円筒タンクについては、水測の方法に代えて、ロに規定する計測の方法（容器の径、深さ等を測定し、これらの数値からその容量を測定する方法をいう。以下同じ。）によることができる。</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>ハ 容器の容量の測定の特例</p> <p>次に掲げる容器の容量の測定は、イの規定にかかわらず、次によっても差し支えない。</p> <p>(イ)～(ト) (同左)</p> <p>(チ) 酒類の<u>充てん</u>及び<u>払出し</u>が重量計測器等により計量され、かつ、貯蔵期間中に酒類の一部払出しが行われないこととなっている容器については、満量の場合の容量だけを測定する。この場合、容器の深さについては、測定を省略することができる。</p> <p>ニ (同左)</p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p>5 酒類の数量確認に流量計を使用する場合の取扱い</p> <p>酒類の数量確認に使用する流量計については、令第53条《申告義務》第1項第4号に規定する機械、器具に該当する。</p>

改 正 後	改 正 前																
<p>なお、酒類製造者が設置した流量計を数量確認に使用する場合の具体的な取扱いは、次のとおり。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 器差試験の方法等</p> <p>イ 計量士等による器差試験</p> <p>(イ) 器差試験は、<u>国立研究開発法人産業技術総合研究所</u>又は当該流量計の製造者の事業所に勤務する計量士（計量法（平成4年法律第51号）第122条《登録》に規定する計量士の登録を行った者）が行う。</p> <p>(ロ～ホ) (省略)</p> <p>(ハ) 試験成績書の様式は、別に定める様式とする。ただし、<u>国立研究開発法人産業技術総合研究所</u>において器差試験を行ったものについては、同所の発行する試験成績書によることができる。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>第50条 承認を受ける義務</p> <p>第1項関係</p> <p>1 承認の取扱い</p> <p>製造等の承認は、承認を受けなければならない行為を行おうとする都度承認を受けることが原則であるが、次表に掲げる承認事項について、酒税の取締り上支障がないと認められるときは、その行為別に次の期間の範囲内において、承認を与えることとして差し支えない。</p> <p>(1) <u>清酒又は単式蒸留焼酎</u></p> <p>毎年7月1日から翌年6月30日までの期間</p> <p>(2) (1)に掲げる酒類以外の酒類</p> <p>毎年4月1日から翌年3月31日までの期間</p> <p>表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法条項</th> <th>承認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法 50-1-1</td> <td>法第3条第7号ロに規定する清酒を製造する場合の承認</td> </tr> <tr> <td>法 50-1-4</td> <td>ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認</td> </tr> <tr> <td>令 56-2-1</td> <td>砂糖等を加えた<u>焼酎</u>にアルコール又は砂糖等を加えた<u>焼酎</u>以外の<u>焼酎</u>を混和する場合の承認</td> </tr> </tbody> </table>	法条項	承認事項	法 50-1-1	法第3条第7号ロに規定する清酒を製造する場合の承認	法 50-1-4	ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認	令 56-2-1	砂糖等を加えた <u>焼酎</u> にアルコール又は砂糖等を加えた <u>焼酎</u> 以外の <u>焼酎</u> を混和する場合の承認	<p>なお、酒類製造者が設置した流量計を数量確認に使用する場合の具体的な取扱いは、次のとおり。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 器差試験の方法等</p> <p>イ 計量士等による器差試験</p> <p>(イ) 器差試験は、<u>独立行政法人産業技術総合研究所</u>又は当該流量計の製造者の事業所に勤務する計量士（計量法（平成4年法律第51号）第122条《登録》に規定する計量士の登録を行った者）が行う。</p> <p>(ロ～ホ) (同左)</p> <p>(ハ) 試験成績書の様式は、別に定める様式とする。ただし、<u>独立行政法人産業技術総合研究所</u>において器差試験を行ったものについては、同所の発行する試験成績書によることができる。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>第50条 承認を受ける義務</p> <p>第1項関係</p> <p>1 承認の取扱い</p> <p>製造等の承認は、承認を受けなければならない行為を行おうとする都度承認を受けることが原則であるが、次表に掲げる承認事項について、酒税の取締り上支障がないと認められるときは、その行為別に次の期間の範囲内において、承認を与えることとして差し支えない。</p> <p>(1) <u>清酒又は単式蒸留しょうちゅう</u></p> <p>毎年7月1日から翌年6月30日までの期間</p> <p>(2) (1)に掲げる酒類以外の酒類</p> <p>毎年4月1日から翌年3月31日までの期間</p> <p>表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法条項</th> <th>承認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法 50-1-1</td> <td>法第3条第7号ロに規定する清酒を製造する場合の承認</td> </tr> <tr> <td>法 50-1-4</td> <td>ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認</td> </tr> <tr> <td>令 56-2-1</td> <td>砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>にアルコール又は砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>以外の<u>しょうちゅう</u>を混和する場合の承認</td> </tr> </tbody> </table>	法条項	承認事項	法 50-1-1	法第3条第7号ロに規定する清酒を製造する場合の承認	法 50-1-4	ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認	令 56-2-1	砂糖等を加えた <u>しょうちゅう</u> にアルコール又は砂糖等を加えた <u>しょうちゅう</u> 以外の <u>しょうちゅう</u> を混和する場合の承認
法条項	承認事項																
法 50-1-1	法第3条第7号ロに規定する清酒を製造する場合の承認																
法 50-1-4	ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認																
令 56-2-1	砂糖等を加えた <u>焼酎</u> にアルコール又は砂糖等を加えた <u>焼酎</u> 以外の <u>焼酎</u> を混和する場合の承認																
法条項	承認事項																
法 50-1-1	法第3条第7号ロに規定する清酒を製造する場合の承認																
法 50-1-4	ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認																
令 56-2-1	砂糖等を加えた <u>しょうちゅう</u> にアルコール又は砂糖等を加えた <u>しょうちゅう</u> 以外の <u>しょうちゅう</u> を混和する場合の承認																

改正後		改正前	
規則 16-0-1	連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎とを混和する場合の承認（砂糖等を加えた焼酎と砂糖等を加えた焼酎以外の焼酎を混和する場合を除く。）	規則 16-0-1	連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうとを混和する場合の承認（砂糖等を加えたしょうちゅうと砂糖等を加えたしょうちゅう以外のしょうちゅうを混和する場合を除く。）
規則 16-0-3	清酒等を原料としてリキュールを製造する場合の承認	規則 16-0-3	清酒等を原料としてリキュールを製造する場合の承認
令56-3	砂糖等を加えた焼酎を製造する場合の承認	令56-3	砂糖等を加えたしょうちゅうを製造する場合の承認
令56-3	木製の容器に貯蔵した焼酎等を移出する場合の承認	令56-3	木製の容器に貯蔵したしょうちゅう等を移出する場合の承認
規則 17-0-1	ウイスキー又はブランデー類似スピリッツを製造する場合の承認	規則 17-0-1	ウイスキー又はブランデー類似スピリッツを製造する場合の承認
規則 17-0-2	砂糖等を加えた焼酎を木製の容器に貯蔵する場合の承認	規則 17-0-2	砂糖等を加えたしょうちゅうを木製の容器に貯蔵する場合の承認
<p>2 法第3条第7号口に規定する清酒を製造する場合の承認の取扱い</p> <p>(1) 清酒の製造方法の承認基準について</p> <p>法第50条第1項第1号《承認を受ける義務》に規定する法第3条第7号口に規定する清酒を製造しようとする場合の承認は、次による。</p> <p>イ アルコール使用限度数量</p> <p>製造場ごとの原料用アルコール（連続式蒸留機又は単式蒸留機により製造されたアルコールをいい、<u>焼酎及びスピリッツ</u>（法第3条第9号及び第10号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が36度以上45度以下の酒類をいう。）を含む。ただし、単式蒸留機により製造されたものについては、米（米ぬかを含む。）、米こうじ、清酒及び清酒かすを原料とした自製酒（委託製造及び共同製造を含む。）に限る。以下同じ。）の使用数量は、その製造場が毎酒造年度（毎年7月1日から翌年6月30日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に製造する清酒の原料として使用する白米1,000キログラムにつき280リットル（アルコール分100度に換算したもの。）を乗じて得た数量（この数量に1位未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1位にとどめる。以下この数量を「アルコール使用限度</p>		<p>2 法第3条第7号口に規定する清酒を製造する場合の承認の取扱い</p> <p>(1) 清酒の製造方法の承認基準について</p> <p>法第50条第1項第1号に規定する法第3条第7号口に規定する清酒を製造しようとする場合の承認は、次による。</p> <p>イ アルコール使用限度数量</p> <p>製造場ごとの原料用アルコール（連続式蒸留機又は単式蒸留機により製造されたアルコールをいい、<u>しょうちゅう及びスピリッツ</u>（法第3条第9号及び第10号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が36度以上45度以下の酒類をいう。）を含む。ただし、単式蒸留機により製造されたものについては、米（米ぬかを含む。）、米こうじ、清酒及び清酒かすを原料とした自製酒（委託製造及び共同製造を含む。）に限る。以下同じ。）の使用数量は、その製造場が毎酒造年度（毎年7月1日から翌年6月30日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に製造する清酒の原料として使用する白米1,000キログラムにつき280リットル（アルコール分100度に換算したもの。）を乗じて得た数量（この数量に1位未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1位にとどめる。以下この数量を「アルコー</p>	

改正後	改正前
<p>数量」という。)の範囲内とする。ただし、同一国税局管内に2以上の製造場を有する製造者が一方の製造場の原料用アルコールの使用数量を減少することにより、他方の製造場の原料用アルコールの使用数量を増加することを希望するときであつて、国税局長がやむを得ないと認めた場合には、上記にかかわらず、上記により算出したそれぞれの製造場のアルコール使用限度数量の合計数量を各製造場ごとに適宜あん分した数量をもって、それぞれの製造場のアルコール使用限度数量とすることができる。</p>	<p>ル使用限度数量」という。)の範囲内とする。ただし、同一国税局管内に2以上の製造場を有する製造者が一方の製造場の原料用アルコールの使用数量を減少することにより、他方の製造場の原料用アルコールの使用数量を増加することを希望するときであつて、国税局長がやむを得ないと認めた場合には、上記にかかわらず、上記により算出したそれぞれの製造場のアルコール使用限度数量の合計数量を各製造場ごとに適宜あん分した数量をもって、それぞれの製造場のアルコール使用限度数量とすることができる。</p>
<p>ロ 政令で定める物品の使用限度数量等</p> <p>令第2条《<u>清酒の原料</u>》に規定する原料のうち、清酒の製造において使用を認める原料は、原料用アルコール、ぶどう糖、<u>でん粉質物を分解した糖類</u>、こはく酸、乳酸、くえん酸、グルタミン酸ソーダ及び清酒に限ることとし、法第50条第1項第1号《<u>承認を受ける義務</u>》に規定する承認は、これらの物品(原料として使用した清酒を除く。)の重量の合計が、米(こじ米を含む。)の重量の100分の50を超えない場合に限る。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>ロ 政令で定める物品の使用限度数量等</p> <p>令第2条に規定する原料のうち、清酒の製造において使用を認める原料は、原料用アルコール、ぶどう糖、<u>でんぶん質物を分解した糖類</u>、こはく酸、乳酸、くえん酸、グルタミン酸ソーダ及び清酒に限ることとし、法第50条第1項第1号に規定する承認は、これらの物品(原料として使用した清酒を除く。)の重量の合計が、米(こじ米を含む。)の重量の100分の50を超えない場合に限る。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>5 製造者が砂糖等を加えた<u>焼酎</u>にアルコール等を混和する場合の承認の取扱い</p> <p>令第56条第2項第1号《承認を受ける義務》に規定する砂糖等を加えた<u>焼酎</u>にアルコール又は砂糖等を加えた<u>焼酎</u>以外の<u>焼酎</u>を混和する場合の承認の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 混和後のもののアルコール分が26度未満であり、かつ、混和するアルコール又は<u>焼酎</u>が木製の容器に1年以上貯蔵したものでない場合に限り与える。</p> <p>(注) 混和しようとするアルコール又は<u>焼酎</u>には、木製の容器に貯蔵したものと木製の容器に貯蔵しないものの双方を含むものであるから留意する。</p> <p>(2) 砂糖等を加えた<u>焼酎</u>にそれ以外の<u>焼酎</u>を混和する場合は、(1)によるほか8《<u>連続式蒸留焼酎</u>と<u>単式蒸留焼酎</u>とを混和する場合の承認の取扱い</p>	<p>5 製造者が砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>にアルコール等を混和する場合の承認の取扱い</p> <p>令第56条第2項第1号《承認を受ける義務》に規定する砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>にアルコール又は砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>以外の<u>しょうちゅう</u>を混和する場合の承認の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 混和後のもののアルコール分が26度未満であり、かつ、混和するアルコール又は<u>しょうちゅう</u>が木製の容器に1年以上貯蔵したものでない場合に限り与える。</p> <p>(注) 混和しようとするアルコール又は<u>しょうちゅう</u>には、木製の容器に貯蔵したものと木製の容器に貯蔵しないものの双方を含むものであるから留意する。</p> <p>(2) 砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>にそれ以外の<u>しょうちゅう</u>を混和する場合は、(1)によるほか8《<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と<u>単式蒸留しょうちゅう</u>とを混和する場合</p>

改正後	改正前
<p>度数に関する規定を除く。)を準用する。</p>	<p>の承認の取扱い)の定め(アルコール度数に関する規定を除く。)を準用する。</p>
<p>7 ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認の取扱い</p> <p>酒類製造者が法第50条第1項第4号《承認を受ける義務》に規定するウイスキー原酒又はブランデー原酒(以下「ウイスキー原酒等」という。)をスピリッツ製造の原料に供しようとする場合の承認は、発芽させた穀類、果実又は果実酒(果実酒かすを含む。)を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を95度未満で蒸留した酒類及びこれらの酒類を原料の一部とした酒類にウイスキー原酒等を混和する場合には、与えないこととし、その他の場合には、次の(1)から(4)までの要件をいずれも満たしている場合に限り与える。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 品目の表示</p> <p>酒類の品目(「スピリッツ」の表示は、<u>第8編第1章第86条の5の2〈酒類の容器に対する品目の表示の取扱い〉(2)及び(3)の定め</u>(以下この7において「酒類の品目の表示の取扱規定」という。))にかかわらず次によるもの(100ml以下の容器を除く。)</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>(4) (省略)</p>	<p>7 ウイスキー又はブランデーの原酒をスピリッツの製造の原料に供しようとする場合の承認の取扱い</p> <p>酒類製造者が法第50条第1項第4号《承認を受ける義務》に規定するウイスキー原酒又はブランデー原酒(以下「ウイスキー原酒等」という。)をスピリッツ製造の原料に供しようとする場合の承認は、発芽させた穀類、果実又は果実酒(果実酒かすを含む。)を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を95度未満で蒸留した酒類及びこれらの酒類を原料の一部とした酒類にウイスキー原酒等を混和する場合には、与えないこととし、その他の場合には、次の(1)から(4)までの要件をいずれも満たしている場合に限り与える。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 品目の表示</p> <p>酒類の品目(「スピリッツ」の表示は、<u>第8編第1章第86条の5《酒類の品目等の表示義務》の1の(2)のイ《酒類の容器に対する表示》(イ)のB及びCの定め</u>(以下この7において「酒類の品目の表示の取扱規定」という。))にかかわらず次によるもの(100ml以下の容器を除く。)</p> <p>イ・ロ (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>
<p>8 連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎とを混和する場合の承認の取扱い</p> <p>規則第16条第1号《承認を受ける義務》に規定する<u>連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎とを混和する場合</u>(砂糖等を加えた<u>焼酎</u>に砂糖等を加えた<u>焼酎</u>以外の<u>焼酎</u>を混和する場合を除く。)の承認の取扱いは、次による。</p> <p>(1) <u>連続式蒸留焼酎</u>の製造免許を受けている製造場(単式蒸留焼酎の製造免許を併せ受けている製造場を除く。)において<u>連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎とを混和する場合</u>には、<u>連続式蒸留焼酎</u>のアルコール分の総量が混和後の<u>焼酎</u>のアルコール分の総量の100分の50を超えることとなるときで、かつ、混和後の<u>焼酎</u>のアルコール分が36度未満となるときに限り与える。</p>	<p>8 連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうとを混和する場合の承認の取扱い</p> <p>規則第16条第1号《承認を受ける義務》に規定する<u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうとを混和する場合</u>(砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>に砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>以外の<u>しょうちゅう</u>を混和する場合を除く。)の承認の取扱いは、次による。</p> <p>(1) <u>連続式蒸留しょうちゅう</u>の製造免許を受けている製造場(単式蒸留しょうちゅうの製造免許を併せ受けている製造場を除く。)において<u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅうとを混和する場合</u>には、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>のアルコール分の総量が混和後の<u>しょうちゅう</u>のアルコール分の総量の100分の50を超えることとなるときで、かつ、混和後の<u>しょうちゅう</u>の</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>単式蒸留焼酎</u>の製造免許を受けている製造場（<u>連続式蒸留焼酎</u>の製造免許を併せ受けている製造場を除く。）において<u>単式蒸留焼酎</u>と<u>連続式蒸留焼酎</u>とを混和する場合には、<u>単式蒸留焼酎</u>のアルコール分の総量が混和後の<u>焼酎</u>のアルコール分の総量の100分の50を超えることとなるときで、かつ、混和後の<u>焼酎</u>のアルコール分が36度未満となるときに限り与える。</p> <p>(3) <u>連続式蒸留焼酎</u>と<u>単式蒸留焼酎</u>の製造免許を併せ受けている製造場において、<u>連続式蒸留焼酎</u>と<u>単式蒸留焼酎</u>とを混和する場合には混和後の<u>焼酎</u>のアルコール分が36度未満となるときに限り与える。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>9 ウイスキーとブランデーとを混和する場合の承認の取扱い</p> <p>規則第16条第2号《承認を受ける義務》に規定するウイスキーとブランデーとを混和する場合の承認は、原則として与えないこととする。</p> <p>12 砂糖等を加えた<u>焼酎</u>を製造する場合の承認の取扱い</p> <p>令第56条第3項前段《承認を受ける義務》に規定する砂糖等を加えた<u>焼酎</u>を製造する場合の承認は、木製の容器に貯蔵した<u>焼酎</u>等又は合成着色料を原料とする場合、製造後の着色度が13（木製の容器に貯蔵した<u>焼酎</u>等移出する場合の承認の取扱い）に定める範囲内のものである場合に限り与える。</p> <p>(注) 1 混和後のものはエキス分が2度未満となること が必要であり、砂糖（しょ糖）1分子は、加水分解するとぶどう糖1分子と果糖1分子とになることから、エキス分を2度未満とする場合の砂糖の混和数量は、①砂糖のみを混和する場合は、100立方センチメートル当たり1.9グラムを、②酸をあわせて混和する場合は、100立方センチメートル当たり、1.9グラムから100立方センチメートル当たりの酸の混和グラム数を差し引いたグラム数を、それぞれ限度として上記の承認を与えることに留意</p>	<p>アルコール分が36度未満となるときに限り与える。</p> <p>(2) <u>単式蒸留しょうちゅう</u>の製造免許を受けている製造場（<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>の製造免許を併せ受けている製造場を除く。）において<u>単式蒸留しょうちゅう</u>と<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>とを混和する場合には、<u>単式蒸留しょうちゅう</u>のアルコール分の総量が混和後の<u>しょうちゅう</u>のアルコール分の総量の100分の50を超えることとなるときで、かつ、混和後の<u>しょうちゅう</u>のアルコール分が36度未満となるときに限り与える。</p> <p>(3) <u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の製造免許を併せ受けている製造場において、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と<u>単式蒸留しょうちゅう</u>とを混和する場合には混和後の<u>しょうちゅう</u>のアルコール分が36度未満となるときに限り与える。</p> <p>(4) （同左）</p> <p>9 ウイスキーとブランデーとを混和する場合の承認の取扱い</p> <p>規則第16条第3号《承認を受ける義務》に規定するウイスキーとブランデーとを混和する場合の承認は、原則として与えないこととする。</p> <p>12 砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>を製造する場合の承認の取扱い</p> <p>令第56条第3項前段《承認を受ける義務》に規定する砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>を製造する場合の承認は、木製の容器に貯蔵した<u>しょうちゅう</u>等又は合成着色料を原料とする場合、製造後の着色度が13（木製の容器に貯蔵した<u>しょうちゅう</u>等移出する場合の承認の取扱い）に定める範囲内のものである場合に限り与える。</p> <p>(注) 1 混和後のものはエキス分が2度未満となること が必要であり、砂糖（しょ糖）1分子は、加水分解するとぶどう糖1分子と果糖1分子とになることから、エキス分を2度未満とする場合の砂糖の混和数量は、①砂糖のみを混和する場合は、100立方センチメートル当り1.9グラムを、②酸をあわせて混和する場合は、100立方センチメートル当たり、1.9グラムから100立方センチメートル当たりの酸の混和グラム数を差し引いたグラム数を、それぞれ限度として上記の承認を与えることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>(根基)</p> <p>(省略)</p> <p>2 ウイスキー及びアルコール等をかし樽等に貯蔵した場合は、0.2度程度のエキス分を有することとなるので、木製の容器に貯蔵した<u>焼酎</u>等を砂糖等を加えた<u>焼酎</u>の原料等に使用する場合は、これらのエキス分を考慮して上記の承認を与えるよう留意する。</p> <p>13 木製の容器に貯蔵した<u>焼酎</u>等を移出する場合の承認の取扱い</p> <p>令第56条第3項後段《承認を受ける義務》に規定する木製の容器に貯蔵した<u>焼酎</u>等を移出する場合の承認は、当該酒類を未納税移出する場合には、酒税の取締り上支障のない限り与えることとし、その他の場合には、次の(1)から(3)までの要件をいずれも満たしている場合に限り与える。</p> <p>(注) 同項に規定する「木製の容器に貯蔵したアルコール又は<u>連続式蒸留焼酎</u>若しくは<u>単式蒸留焼酎</u>を含むアルコール又は<u>連続式蒸留焼酎</u>若しくは<u>単式蒸留焼酎</u>」には、木製の容器に貯蔵したアルコール等と、それ以外のアルコール等とを混和したもののほか、木製の容器に貯蔵したアルコール等そのものも含まれるものであるから留意する。</p> <p>(1) 着色度</p> <p>貯蔵後の<u>焼酎</u>等を移出する際にして、当該酒類について日本工業規格に定める吸光光度分析通則に従い、<u>430ナノメートル (nm) 及び480ナノメートル (nm) の吸光度をそれぞれ測定し、その着色度がいずれも0.080以下となるもの。</u></p> <p>(2) 酒類の品目の表示</p> <p>酒類の品目(「<u>連続式蒸留焼酎</u>」又は「<u>単式蒸留焼酎</u>」)の表示は、<u>第8編第1章第86条の5《酒類の品目等の表示義務》の2《酒類の容器に対する品目の表示の取扱い》(2)及び(3)の定め</u>(以下この13において「<u>酒類の品目の表示の取扱規定</u>」という。)にかかわらず次によるもの(100ml以下の容器を除く。))。</p> <p>イ・ロ (省略)</p>	<p>(根基)</p> <p>(同左)</p> <p>2 ウイスキー及びアルコール等をかし樽等に貯蔵した場合は、0.2度程度のエキス分を有することとなるので、木製の容器に貯蔵した<u>しょうちゅう</u>等を砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>の原料等に使用する場合は、これらのエキス分を考慮して上記の承認を与えるよう留意する。</p> <p>13 木製の容器に貯蔵した<u>しょうちゅう</u>等を移出する場合の承認の取扱い</p> <p>令第56条第3項後段《承認を受ける義務》に規定する木製の容器に貯蔵した<u>しょうちゅう</u>等を移出する場合の承認は、当該酒類を未納税移出する場合には、酒税の取締り上支障のない限り与えることとし、その他の場合には、次の(1)から(3)までの要件をいずれも満たしている場合に限り与える。</p> <p>(注) 同項に規定する「木製の容器に貯蔵したアルコール又は<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>若しくは<u>単式蒸留しょうちゅう</u>を含むアルコール又は<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>若しくは<u>単式蒸留しょうちゅう</u>」には、木製の容器に貯蔵したアルコール等と、それ以外のアルコール等とを混和したもののほか、木製の容器に貯蔵したアルコール等そのものも含まれるものであるから留意する。</p> <p>(1) 着色度</p> <p>貯蔵後の<u>しょうちゅう</u>等を移出する際にして、当該酒類について<u>光電光度計を用いて430ナノメートル (nm) 及び480ナノメートル (nm) の吸光度をそれぞれ測定し、その着色度がいずれも0.080以下となるもの。</u></p> <p>(2) 酒類の品目の表示</p> <p>酒類の品目(「<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>」又は「<u>単式蒸留しょうちゅう</u>」)の表示は、<u>第8編第1章第86条の5《酒類の品目等の表示義務》の1の(2)のイ《酒類の容器に対する表示》(イ)のB及びCの定め</u>(以下この13において「<u>酒類の品目の表示の取扱規定</u>」という。)にかかわらず次によるもの(100ml以下の容器を除く。))。</p> <p>イ・ロ (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(3) (省略)</p> <p>15 砂糖等を加えた<u>焼酎</u>を木製の容器に貯蔵する場合の承認の取扱い</p> <p>規則第17条第2号《承認を受ける義務》に規定する砂糖等を加えた<u>焼酎</u>を木製の容器に貯蔵する場合の承認は、次により取り扱う。</p> <p>(1) 砂糖等を加えた<u>焼酎</u>が、木製の容器に貯蔵したことのないものである場合は、申請に係る貯蔵期間が1年未満である場合に限り与える。</p> <p>(2) 砂糖等を加えた<u>焼酎</u>が、木製の容器に貯蔵したことのあるものである場合は、当該貯蔵期間と申請に係る貯蔵期間とを通算して1年未満である場合に限り与える。</p> <p>(3) 木製の容器に貯蔵したことのあるアルコール等を原料とした砂糖等を加えた<u>焼酎</u>又は木製の容器に貯蔵したことのあるアルコール等を混和した砂糖等を加えた<u>焼酎</u>である場合は、当該アルコール等を木製の容器に貯蔵した期間も通算し、当該通算した貯蔵期間が1年未満である場合に限り与える。</p> <p>(注) この承認事項は、製造者が製造場以外の場所で貯蔵する場合にも適用されるものであるから留意する。</p> <p>第50条の2 届出義務</p> <p>第1項関係</p> <p>1 酒類を詰め替える場合の届出の取扱い</p> <p>法第50条の2第1項第1号《<u>届出義務</u>》に規定する酒類を詰め替える場合の届出の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 届出対象酒類は、酒類製造者又は酒類販売業者が酒類の製造場又は保税地域以外の場所で詰め替える<u>全て</u>の酒類となる。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>第2項関係</p> <p>4 腐敗等の届出の取扱い</p> <p>法第50条の2第2項第2号《<u>届出義務</u>》の届出において、次の場合については、1か月の範囲内において一括して届出しても差し支えない。</p>	<p>(3) (同左)</p> <p>15 砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>を木製の容器に貯蔵する場合の承認の取扱い</p> <p>規則第17条第2号《承認を受ける義務》に規定する砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>を木製の容器に貯蔵する場合の承認は、次により取り扱う。</p> <p>(1) 砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>が、木製の容器に貯蔵したことのないものである場合は、申請に係る貯蔵期間が1年未満である場合に限り与える。</p> <p>(2) 砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>が、木製の容器に貯蔵したことのあるものである場合は、当該貯蔵期間と申請に係る貯蔵期間とを通算して1年未満である場合に限り与える。</p> <p>(3) 木製の容器に貯蔵したことのあるアルコール等を原料とした砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>又は木製の容器に貯蔵したことのあるアルコール等を混和した砂糖等を加えた<u>しょうちゅう</u>である場合は、当該アルコール等を木製の容器に貯蔵した期間も通算し、当該通算した貯蔵期間が1年未満である場合に限り与える。</p> <p>(注) この承認事項は、製造者が製造場以外の場所で貯蔵する場合にも適用されるものであるから留意する。</p> <p>第50条の2 届出義務</p> <p>第1項関係</p> <p>1 酒類を詰め替える場合の届出の取扱い</p> <p>法第50条の2《<u>届出義務</u>》第1項第1号に規定する酒類を詰め替える場合の届出の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 届出対象酒類は、酒類製造者又は酒類販売業者が酒類の製造場又は保税地域以外の場所で詰め替える<u>すべての</u>酒類となる。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>第2項関係</p> <p>4 腐敗等の届出の取扱い</p> <p>法第50条の2《<u>届出義務</u>》第2項第2号の届出において、次の場合については、1か月の範囲内において一括して届出しても差し支えない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 3 〈「その他の事由」の範囲〉の(1)の場合</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(1) <u>第50条の2</u>の第2項関係の3 〈「その他の事由」の範囲〉の(1)の場合</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>第3編 租税特別措置法関係</p> <p>第87条 清酒等に係る酒税の税率の特例</p> <p>1 「製造場から移出した数量」等の取扱い</p> <p>措置法第87条第1項《清酒等に係る酒税の税率の特例》に規定する「製造場から移出した数量」及び「製造場から移出する清酒等」のそれぞれの数量は、製造者の清酒、合成清酒、<u>連続式蒸留焼酎</u>、<u>単式蒸留焼酎</u>、<u>果実酒及び発泡酒</u>（法第23条第2項第1号又は第2号《税率》に掲げるものに該当するものに限る。）（以下第3編においてこれらの酒類を「清酒等」という。）ごとに課税移出数量から戻入れ数量を控除した後の課税移出数量（以下「純課税移出数量」という。）によることに取り扱う。</p> <p>（注）製造場から清酒等を移出した場合であっても法第54条第5項の適用があるときには、<u>措置法第87条第1項《清酒等に係る酒税の税率の特例》</u>の規定は適用されないのであるから留意する。</p>	<p>第3編 租税特別措置法関係</p> <p>第87条 清酒等に係る酒税の税率の特例</p> <p>1 「製造場から移出した数量」等の取扱い</p> <p>措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》第1項に規定する「製造場から移出した数量」及び「製造場から移出する清酒等」のそれぞれの数量は、製造者の清酒、合成清酒、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>、<u>単式蒸留しょうちゅう</u>、<u>果実酒及び発泡酒</u>（法第23条《税率》第2項第1号又は第2号に掲げるものに該当するものに限る。）（以下、第3編においてこれらの酒類を「清酒等」という。）ごとに課税移出数量から戻入れ数量を控除した後の課税移出数量（以下「純課税移出数量」という。）によることに取り扱う。</p> <p>（注）製造場から清酒等を移出した場合であっても法第54条第5項の適用があるときには、<u>措置法第87条《清酒等に係る酒税の税率の特例》第1項</u>の規定は適用されないのであるから留意する。</p>
<p>第87条の3 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例</p> <p>1 定義</p> <p>措置法第87条の3第1項《入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例》に規定する「輸入」とは、関税法第2条《定義》に定めるところによる。</p> <p>2 酒税の税率の特例を適用する輸入ウイスキー等の範囲</p> <p>措置法第87条の3《入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例》に規定する入国者の輸入ウイスキー等の税率の特例の適用範囲は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 同条第2項に規定する「商業量に達する数量のウイスキー等」とは、品目、数量及び価格並びに入国者の職業及び入国の事由その他の事情を勘案して明らかに商業量に達すると認められる数量のウイスキー等をいう。</p> <p>なお、次の場合には「商業量に達する数量のウイスキ</p>	<p>第87条の5 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例</p> <p>1 定義</p> <p>措置法第87条の5《入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例》第1項に規定する「輸入」とは、<u>関税法（昭和29年法律第61号）</u>第2条《定義》に定めるところによる。</p> <p>2 酒税の税率の特例を適用する輸入ウイスキー等の範囲</p> <p>措置法第87条の5《入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例》に規定する入国者の輸入ウイスキー等の税率の特例の適用範囲は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 同条第2項に規定する「商業量に達する数量のウイスキー等」とは、品目、数量及び価格並びに入国者の職業及び入国の事由その他の事情を勘案して明らかに商業量に達すると認められる数量のウイスキー等をいう。</p> <p>なお、次の場合には「商業量に達する数量のウイスキ</p>

改正後	改正前
<p>一等」に該当しないものとして取り扱う。</p> <p>イ 輸入貿易管理令（<u>昭和24年政令第414号</u>）第14条《特例》の規定により輸入の承認を要しないもののうち同令別表二《<u>入国者の携帯品等</u>》に掲げるもの（品目ごとの課税数量が3個以下（「1個」とは、760<u>ml</u>程度のもの1本をいう。以下同じ。）のもの、品目ごとの課税数量が3個を超え10個以下であって、その課税価格が30万円程度以下のもの及び品目ごとの課税数量が10個を超え、かつ、それに該当する<u>全て</u>の品目の課税価格の合計額が30万円程度以下のものに限る。）である場合</p> <p>ロ 輸入貿易管理令第14条《特例》の規定により輸入の承認を要しないもののうち同令別表二《<u>入国者の携帯品等</u>》に掲げるもの以外のものであって、<u>全て</u>の課税価格の合計額が30万円程度以下である場合</p> <p>（注）品目とは、関税定率法（明治43年法律第54号）別表に掲げる番号区分による。</p> <p>(3) （省略）</p>	<p>一等」に該当しないものとして取り扱う。</p> <p>イ 輸入貿易管理令（<u>昭和24年12月1日政令第378号</u>）第14条《特例》の規定により輸入の承認を要しないもののうち同令別表二《<u>入国者の携帯品等</u>》に掲げるもの（品目ごとの課税数量が3個以下（「1個」とは、760<u>cc</u>程度のもの1本をいう。以下同じ。）のもの、品目ごとの課税数量が3個を超え10個以下であって、その課税価格が30万円程度以下のもの及び品目ごとの課税数量が10個を超え、かつ、それに該当する<u>すべて</u>の品目の課税価格の合計額が30万円程度以下のものに限る。）である場合</p> <p>ロ 輸入貿易管理令第14条《特例》の規定により輸入の承認を要しないもののうち同令別表二《<u>入国者の携帯品等</u>》に掲げるもの以外のものであって、<u>すべて</u>の課税価格の合計額が30万円程度以下である場合</p> <p>（注）品目とは、関税定率法（明治43年法律第54号）別表に掲げる番号区分による。</p> <p>(3) （同左）</p>
<p>3 入国者の輸入ウイスキー等に係る税率の特例によることを希望しない場合</p> <p>措置法<u>第87条の3第1項ただし書《入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例》</u>の規定により、入国者の輸入ウイスキー等に係る税率の特例によることを希望しない旨を税関に申し出た場合は、次により取り扱う。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p>	<p>3 入国者の輸入ウイスキー等に係る税率の特例によることを希望しない場合</p> <p>措置法<u>第87条の5《入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例》第1項ただし書</u>の規定により、入国者の輸入ウイスキー等に係る税率の特例によることを希望しない旨を税関に申し出た場合は、次により取り扱う。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p>
<p>4 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の対象となるビールの範囲</p> <p>措置法<u>第87条の3第1項第1号《入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例》</u>に規定する関税定率法別表第2203・00号（ビール）は、関税についての条約に規定する税率が無税とされているものに限るものであり、条約の締約国以外から携帯輸入等されるビールについては、関税が無税とされず、引き続き関税の簡易税率が適用されるのであるから留意する。</p>	<p>4 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の対象となるビールの範囲</p> <p>措置法<u>第87条の5《入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例》第1項第1号</u>に規定する関税定率法別表第2203・00号（ビール）は、関税についての条約に規定する税率が無税とされているものに限るものであり、条約の締約国以外から携帯輸入等されるビールについては、関税が無税とされず、引き続き関税の簡易税率が適用されるのであるから留意する。</p>
<p>5 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の対象となるリキュールの範囲</p> <p>措置法<u>第87条の3第1項第4号《入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例》</u>に規定する関税定</p>	<p>5 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の対象となるリキュールの範囲</p> <p>措置法<u>第87条の5《入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例》第1項第4号</u>に規定する関税定</p>

改 正 後	改 正 前												
<p>率法別表第2208・70号のうち「リキュール」には、人蔘酒、玫瑰露酒、竹葉青酒、五加皮酒、キュラソー等が含まれるので留意する。</p> <p>第87条の4 ビールに係る酒税の税率の特例</p> <p>第1項関係</p> <p>1 ビールに係る酒税の税率の特例の取扱い</p> <p>措置法第87条の4《<u>ビールに係る酒税の税率の特例</u>》の適用に当たっての<u>取扱い</u>については、<u>措置法第87条の1から6の定めを準用する。</u></p> <p>2 「初めて製造免許を受けた者」の意義</p> <p>(1) <u>措置法第87条の4第1項《<u>ビールに係る酒税の税率の特例</u>》</u>に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」（以下「<u>ビール製造免許初取得者</u>」という。）とは、平成25年3月31日以前においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に、<u>法第7条第1項《<u>酒類の製造免許</u>》</u>の規定により初めてビールの製造免許を受けた者をいう。</p> <p>なお、次に掲げる者については、それぞれに定めるビールの製造免許を受けたときにおいて、<u>ビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。</u></p> <p>イ 第2編第7条第1項関係の5〈<u>法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い</u>〉の取扱いにより製造免許を受けた者（<u>措置法第87条の4第5項に規定する場合を除く。</u>）法人成り等によりビールの製造免許を受けたとき</p> <p>ロ・ハ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>3 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の意義</p> <p><u>措置法第87条の4第1項《<u>ビールに係る酒税の税率の特例</u>》</u>に規定する「<u>製造免許を受けた日から5年を経過する日</u>」とは、製造免許を受けた日の5年後の応当日となるのであるから留意する。</p> <p style="text-align: center;">（税率の特例の最大適用可能期間の具体例）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>免許を受けた日等の区分</th> <th>最大適用可能期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月1日に免許を受けた場合</td> <td>平成25年4月分から平成30年4月分</td> </tr> <tr> <td>平成30年3月31日に免許</td> <td>平成30年3月分から平成</td> </tr> </tbody> </table>	免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間	平成25年4月1日に免許を受けた場合	平成25年4月分から平成30年4月分	平成30年3月31日に免許	平成30年3月分から平成	<p>率法別表第2208・70号のうち「リキュール」には、人蔘酒、玫瑰露酒、竹葉青酒、五加皮酒、キュラソー等が含まれるので留意する。</p> <p>第87条の6 ビールに係る酒税の税率の特例</p> <p>第1項関係</p> <p>1 ビールに係る酒税の税率の特例の取扱い</p> <p>措置法第87条の6《<u>ビールに係る酒税の税率の特例</u>》の適用に当たっての<u>取り扱い</u>については、<u>第87条《<u>清酒等に係る酒税の税率の特例</u>》</u>の1から6の定めを準用する。</p> <p>2 「初めて製造免許を受けた者」の意義</p> <p>(1) <u>措置法第87条の6《<u>ビールに係る酒税の税率の特例</u>》</u>第1項に規定する「初めて酒税法第7条第1項の規定によりビールの製造免許を受けた者」（以下「<u>ビール製造免許初取得者</u>」という。）とは、平成25年3月31日以前においてビールの製造免許を受けたことがない者のうち、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に、<u>酒税法第7条《<u>酒類の製造免許</u>》</u>第1項の規定により初めてビールの製造免許を受けた者をいう。</p> <p>なお、次に掲げる者については、それぞれに定めるビールの製造免許を受けたときにおいて、<u>ビール製造免許初取得者の判定を行うのであるから留意する。</u></p> <p>イ 第2編第7条第1項関係の5〈<u>法人成り等の場合の酒類等の製造免許の取扱い</u>〉の取扱いにより製造免許を受けた者（<u>措置法第87条の6第5項に規定する場合を除く。</u>）法人成り等によりビールの製造免許を受けたとき</p> <p>ロ・ハ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>3 「製造免許を受けた日から5年を経過する日」の意義</p> <p><u>措置法第87条の6《<u>ビールに係る酒税の税率の特例</u>》</u>第1項に規定する「<u>製造免許を受けた日から5年を経過する日</u>」とは、製造免許を受けた日の5年後の応当日となるのであるから留意する。</p> <p style="text-align: center;">（税率の特例の最大適用可能期間の具体例）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>免許を受けた日等の区分</th> <th>最大適用可能期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月1日に免許を受けた場合</td> <td>平成25年4月分から平成30年4月分</td> </tr> <tr> <td>平成30年3月31日に免許</td> <td>平成30年3月分から平成</td> </tr> </tbody> </table>	免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間	平成25年4月1日に免許を受けた場合	平成25年4月分から平成30年4月分	平成30年3月31日に免許	平成30年3月分から平成
免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間												
平成25年4月1日に免許を受けた場合	平成25年4月分から平成30年4月分												
平成30年3月31日に免許	平成30年3月分から平成												
免許を受けた日等の区分	最大適用可能期間												
平成25年4月1日に免許を受けた場合	平成25年4月分から平成30年4月分												
平成30年3月31日に免許	平成30年3月分から平成												

改正後		改正前	
を受けた場合	35年3月分	を受けた場合	35年3月分
<p>第87条の5 外航船等に積み込む酒類の免税</p> <p>2 外航船等に積み込む酒類の免税の取扱い</p> <p>措置法第87条の5《外航船等に積み込む酒類の免税》の規定による外航船等に船用品等として積み込む酒類については、法第29条《輸出免税》の規定が適用されるものであるから留意する。</p> <p>3 外航船等への積込みの承認の取扱い</p> <p>(1) 承認申請書の様式等</p> <p>措置令第45条の2第1項《酒類等の外航船等への積込みの承認》に規定する申請書の様式は、関税法施行令第21条の2第1項若しくは第2項《船用品又は機用品の積込みの手続》又は同令第21条の3第1項《一括して積込みの承認を受けることができる貨物の指定等》の規定による申告書を使用することとし、次の事項を付記させる。</p> <p>なお、上記の承認申請書は、積み込もうとする酒類が、内国貨物である場合は3通を、外国貨物である場合は4通を、それぞれ提出させる。</p> <p>イ 措置法第87条の5第1項《外航船等に積み込む酒類の免税》の規定による承認の申請をする旨</p> <p>ロ・ハ (省略)</p> <p>(2) 承認の基準</p> <p>措置法第87条の5第1項《外航船等に積み込む酒類の免税》の規定による承認は、原則として、措置規則第34条《酒類の数量の計算方法》に規定する数量に、航海又は航行の日数並びに旅客及び乗組員の数を乗じた数量による。ただし、外国におけるレセプション等の催しのため消費量が多く、当該数量では不足するものと認められる等特殊な事情がある場合には、その実情を勘案して実情に則した積込み数量を決定する。</p> <p>(3) 積込み酒類の選択</p> <p>措置法第87条の5第1項《外航船等に積み込む酒類の免税》の規定による承認を受けて、外航船等に積み込もうとする酒類の種類は、措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》の規定による数量の範囲内において、外航船等の運航者が自由に選択して差し支えない。</p>		<p>第87条の7 外航船等に積み込む酒類の免税</p> <p>2 外航船等に積み込む酒類の免税の取扱い</p> <p>措置法第87条の7《外航船等に積み込む酒類の免税》の規定による外航船等に船用品等として積み込む酒類については、法第29条《輸出免税》の規定が適用されるものであるから留意する。</p> <p>3 外航船等への積込みの承認の取扱い</p> <p>(1) 承認申請書の様式等</p> <p>措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第1項に規定する申請書の様式は、関税法施行令(昭和29年政令第150号)第21条の2《船用品又は機用品の積込みの手続》第1項又は第2項若しくは同法施行令第21条の3《一括して積込みの承認を受けることができる貨物の指定等》第1項の規定による申告書を使用することとし、次の事項を付記させる。</p> <p>なお、上記の承認申請書は、積み込もうとする酒類が、内国貨物である場合は3通を、外国貨物である場合は4通を、それぞれ提出させる。</p> <p>イ 措置法第87条の7《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認の申請をする旨</p> <p>ロ・ハ (同左)</p> <p>(2) 承認の基準</p> <p>措置法第87条の7《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認は、原則として、措置規則第34条《酒類の数量の計算方法》に規定する数量に、航海又は航行の日数並びに旅客及び乗組員の数を乗じた数量による。ただし、外国におけるレセプション等の催しのため消費量が多く、当該数量では不足するものと認められる等特殊な事情がある場合には、その実情を勘案して実情に則した積込み数量を決定する。</p> <p>(3) 積込み酒類の選択</p> <p>措置法第87条の7《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項の規定による承認を受けて、外航船等に積み込もうとする酒類の種類は、措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》の規定による数量の範囲内において、外航船等の運航者が自由に選択して差し支えない。</p>	

改正後	改正前
<p>(4) 包括承認の取扱い</p> <p><u>措置法第87条の5第1項《外航船等に積み込む酒類の免税》</u>の規定による承認は、外航船等に酒類を積み込むとする都度与えることを原則とするが、機用品で積込みの都度手続することが困難な事情がある場合には、便宜航空機の所有者又は管理者ごとに1か月分又は6か月分の所要数量について包括して承認を与えることに取り扱っても差し支えない。</p> <p>(5) 積込み期間の指定の取扱い</p> <p>措置令第45条の2第3項前段《<u>酒類等の外航船等への積込みの承認</u>》に規定する積込期間の指定は、積込みに必要な期間に若干の余裕を見込んで行う。</p> <p>(6) 指定期間の延長の取扱い</p> <p>措置規則第33条第1項《<u>指定期間の延長手続</u>》に規定する承認申請書は、関税法施行令第21条の4《<u>積込みの期間の延長の手続</u>》の規定による申請書を使用することとし、当該申請書に措置令第45条の2第3項後段《<u>酒類等の外航船等への積込みの承認</u>》の規定による申請をする旨及び同条第1項第3号に掲げる事項を付記させる。</p> <p>なお、上記の承認申請書は、2通提出させ、うち1通に積込み承認書を添付させる。</p>	<p>(4) 包括承認の取扱い</p> <p><u>措置法第87条の7《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項</u>の規定による承認は、外航船等に酒類を積み込むとする都度与えることを原則とするが、機用品で積込みの都度手続することが困難な事情がある場合には、便宜航空機の所有者又は管理者ごとに1か月分又は6か月分の所要数量について包括して承認を与えることに取り扱っても差し支えない。</p> <p>(5) 積込み期間の指定の取扱い</p> <p>措置令第45条の2《<u>酒類等の外航船等への積込みの承認</u>》第3項前段に規定する積込期間の指定は、積込みに必要な期間に若干の余裕を見込んで行う。</p> <p>(6) 指定期間の延長の取扱い</p> <p>措置規則第33条《<u>指定期間の延長手続</u>》第1項に規定する承認申請書は、関税法施行令第21条の4《<u>積込み期間の延長の手続</u>》の規定による申請書を使用することとし、当該申請書に措置令第45条の2《<u>酒類等の外航船等への積込みの承認</u>》第3項後段の規定による申請をする旨及び同条第1項第3号に掲げる事項を付記させる。</p> <p>なお、上記の承認申請書は、2通提出させ、うち1通に積込み承認書を添付させる。</p>
<p>4 表示命令の取扱い</p> <p>(1) 表示命令の範囲</p> <p>措置令第45条の2第4項《<u>酒類等の外航船等への積込みの承認</u>》の規定による表示の命令は、当該酒類等が内国貨物か外国貨物であるかにかかわらず、原則として行う。</p> <p>(2) 表示の方法等</p> <p>措置令第45条の2第4項《<u>酒類等の外航船等への積込みの承認</u>》の規定による表示の方法は、容器又は1包装ごとの外装の見やすい箇所に容易に識別できるような方法によって、<u>措置法第87条の5第1項《外航船等に積み込む酒類の免税》</u>の規定による承認に係る酒類である旨を明示させる。</p> <p>5 輸出されたことを証する書類の取扱い</p> <p>措置規則第36条第2項《<u>外航船等に積み込む酒類等の免税手続</u>》に規定する「<u>法第87条の5第1項の承認を受けた事実を証する書類</u>」は、令第36条《輸出明細書》の規定</p>	<p>4 表示命令の取扱い</p> <p>(1) 表示命令の範囲</p> <p>措置令第45条の2《<u>酒類等の外航船等への積込みの承認</u>》第4項の規定による表示の命令は、当該酒類等が内国貨物か外国貨物であるかにかかわらず、原則として行う。</p> <p>(2) 表示の方法等</p> <p>措置令第45条の2《<u>酒類等の外航船等への積込みの承認</u>》第4項の規定による表示の方法は、容器又は1包装ごとの外装の見やすい箇所に容易に識別できるような方法によって、<u>措置法第87条の7《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項</u>の規定による承認に係る酒類である旨を明示させる。</p> <p>5 輸出されたことを証する書類の取扱い</p> <p>措置規則第36条《<u>外航船等に積み込む酒類等の免税手続</u>》第2項に規定する「<u>法第87条の7第1項の承認を受けた事実を証する書類</u>」は、令第36条《輸出明細書》の規定</p>

改正後	改正前
<p>による輸出されたことを証する書類（輸出申告書付表）に、次の事項を付記する方法によって提出させることに取り扱う。</p>	<p>による輸出されたことを証する書類（輸出申告書付表）に、次の事項を付記する方法によって提出させることに取り扱う。</p>
<p>(1) <u>措置法第87条の5第1項《外航船等に積み込む酒類の免税》</u>の規定による承認に係る承認年月日、承認番号、申請者の住所及び氏名又は名称並びに積込みの指定期間</p>	<p>(1) <u>措置法第87条の7《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項</u>の規定による承認に係る承認年月日、承認番号、申請者の住所及び氏名又は名称並びに積込みの指定期間</p>
<p>(2) <u>措置令第45条の2第3項後段《酒類等の外航船等への積込みの承認》</u>の規定により指定期間の延長の承認を受けた場合は、(1)の事項のほか、当該延長承認に係る(1)の事項</p> <p>なお、輸出されたことを証する書類の税関長に対する交付申請に当たっては、<u>措置法第87条の5第1項《外航船等に積み込む酒類の免税》</u>の規定による承認書を添付させる。</p>	<p>(2) <u>措置令第45条の2《酒類等の外航船等への積込みの承認》第3項後段</u>の規定により指定期間の延長の承認を受けた場合は、(1)の事項のほか、当該延長承認に係る(1)の事項</p> <p>なお、輸出されたことを証する書類の税関長に対する交付申請に当たっては、<u>措置法第87条の7《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項</u>の規定による承認書を添付させる。</p>
<p>6 積込み承認書の写しの取扱い</p> <p><u>措置法第87条の5第1項《外航船等に積み込む酒類の免税》</u>の規定による承認を受けた者が酒類を外航船等に積み込む場合に、当該外航船等の船長等に当該酒類等が現存する期間中は、常時税関職員に提示できるように、当該外航船等内において船長等に直接保管させる。</p>	<p>6 積込み承認書の写しの取扱い</p> <p><u>措置法第87条の7《外航船等に積み込む酒類の免税》第1項</u>の規定による承認を受けた者が酒類を外航船等に積み込む場合に、当該外航船等の船長等に当該酒類等が現存する期間中は、常時税関職員に提示できるように、当該外航船等内において船長等に直接保管させる。</p>
<p>7 積換え等の場合の承認等の取扱い</p> <p>(1) 積換への承認の取扱い</p> <p><u>措置法第87条の5第2項《外航船等に積み込む酒類の免税》</u>（<u>措置法第85条第2項《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》</u>の規定を読み替え）の規定による積換えの場合の承認申請、承認の基準等の取扱いは、<u>措置法第87条の5第1項</u>の規定による積込み承認の場合の取扱いを準用する。</p> <p>なお、機用品の積換えの場合において、<u>同項</u>の規定による積込み承認を包括して与えている場合は、積換え前後の場所が近接しており、同一運航会社の航空機に積み換えられる場合等で、かつ、税関長において監視取締り上特に支障がないと認めるときは、当該積換え承認についての手続を省略させても差し支えない。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 外航船等でなくなった場合等の残置の承認の取扱い <u>措置令第45条の3第4項《酒類等の積換への承認等》</u></p>	<p>7 積換え等の場合の承認等の取扱い</p> <p>(1) 積換への承認の取扱い</p> <p><u>措置法第87条の7《外航船等に積み込む酒類の免税》第2項</u>（<u>措置法第85条《外航船等に積み込む物品の譲渡等に係る免税》第2項</u>の規定を読み替え）の規定による積換えの場合の承認申請、承認の基準等の取扱いは、<u>同条第1項</u>の規定による積込み承認の場合の取扱いを準用する。</p> <p>なお、機用品の積換えの場合において、<u>同条第1項</u>の規定による積込み承認を包括して与えている場合は、積換え前後の場所が近接しており、同一運航会社の航空機に積み換えられる場合等で、かつ、税関長において監視取締り上特に支障がないと認めるときは、当該積換え承認についての手続を省略させても差し支えない。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 外航船等でなくなった場合等の残置の承認の取扱い <u>措置令第45条の3《酒類等の積換への承認等》第4項</u></p>

改正後	改正前
<p>の規定による残置の承認申請は、関税法施行令第23条第1項《船舶等の資格の変更の届出》の規定による届出書を使用し、必要事項を付記して行わせることとし、当該承認は外航船等が外航船等でなくなった後短期間のうちに再び外航船等となることが確実と認められ、かつ、税関長において監視取締り上支障ないと認めるときに限り与えることに取り扱うこととし、当該承認を与えたときは、残置する酒類等に対して施封を行うことに取り扱う。</p>	<p>の規定による残置の承認申請は、関税法施行令第23条《船舶等の資格の変更の届出》第1項の規定による届出書を使用し、必要事項を付記して行わせることとし、当該承認は外航船等が外航船等でなくなった後短期間のうちに再び外航船等となることが確実と認められ、かつ、税関長において監視取締り上支障ないと認めるときに限り与えることに取り扱うこととし、当該承認を与えたときは、残置する酒類等に対して施封を行うことに取り扱う。</p>
<p>8 船用品等の免税措置の趣旨等の周知</p> <p>措置法において、外航船等に積み込む酒類等に対する酒税を免税することとしたものは、船用品又は機用品に限られている趣旨に鑑み免税措置の適用を受けて船舶等に積み込まれた酒類が、後日旅客又は乗組員等によって本邦に陸揚げ又は取卸しされることがないように、あらかじめ関係者に十分説明しておく。</p>	<p>8 船用品等の免税措置の趣旨等の周知</p> <p>措置法において、外航船等に積み込む酒類等に対する酒税を免税することとしたものは、船用品又は機用品に限られている趣旨にかんがみ免税措置の適用を受けて船舶等に積み込まれた酒類が、後日旅客又は乗組員等によって本邦に陸揚げ又は取り卸しされることがないように、あらかじめ関係者に十分説明しておく。</p>
<p>第87条の6 輸出酒類販売場である酒類の製造場から移出する酒類に係る酒税の免税</p>	<p>(新設)</p>
<p>第1項関係</p>	<p>(新設)</p>
<p>1 輸出酒類販売場における酒税免税の適用範囲</p>	<p>(新設)</p>
<p>措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定は、輸出酒類販売場を営する酒類製造者が、同項に規定する非居住者に対し、措置令第46条の8の2第1項各号《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》に規定する酒類で、輸出するため同条第2項に規定する方法により購入されるものを移出した場合に適用されるのであるから、非居住者が国内において消費するために購入する酒類の移出については、措置法第87条の6第1項の規定の適用はないことに留意する。</p>	
<p>(注) 輸出酒類販売場における酒税の免税の対象となる酒類は、その購入者である非居住者が国外に持ち出す酒類に限られるが、事業用又は販売用として購入され持ち出されることが明らかな酒類については、措置法第87条の6第1項の規定の適用はない。</p>	
<p>2 輸出酒類販売場で販売する酒類（措置法第87条の6第1項適用酒類）の範囲</p> <p>措置令第46条の8の2第1項第1号《輸出酒類販売場</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>で販売する酒類の範囲、手続等》に規定する「製造免許を受けた酒類と同一の品目の酒類」とは、輸出酒類販売場である酒類の製造場のほか、自己の他の酒類の製造場において製造免許を受けている酒類の品目をいい、同項第2号に規定する「当該酒類製造者が製造した酒類」には、自己の製造した酒類と同一の商標を用いて移出する酒類を含むものとする。</p> <p>(注) 例えば、連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎を混和又は課税酒類と未課税酒類を混和したいわゆる混和酒は、「当該酒類製造者が製造した酒類」に含むことに取り扱う。</p> <p>3 一般物品と酒類で一の資産を構成している場合の取扱い</p> <p>一般物品（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第18条第2項第1号《輸出物品販売場で譲渡する物品の範囲、手続等》に規定する「一般物品」をいう。以下同じ。）と酒類で一の資産を構成している（組み合わせて一の商品としているものを指し、例えば、一般物品に該当する徳利とお猪口に酒類を組み合わせて一の商品としているもの等）場合は、消耗品等（消費税法施行令第18条第1項第2号に規定する消耗品並びに同条第5項の規定により消耗品として同条第1項第2号及び第2項の規定が適用される資産をいう。以下同じ。）に該当することに留意する。</p> <p>4 輸出酒類購入記録票の旅券等への貼付方法</p> <p>措置令第46条の8の2第2項第1号《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》の規定により、同項に規定する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が旅券等（同号イに規定する旅券等をいう。以下同じ。）に輸出酒類購入記録票（同号イに規定する購入の事実を記載した書類をいう。以下同じ。）を貼り付ける場合には、最初に貼り付ける輸出酒類購入記録票は、当該旅券等と割印できるよりのり付け等の方法により貼り付けた上、次の形式の印をもって割印し、以後に貼り付ける輸出酒類購入記録票は、その直前に貼り付けた輸出酒類購入記録票と割印できるようにのり付け等の方法により貼り付け、割印する。</p> <p>なお、輸出酒類購入記録票は、出入国記録（E/Dカード）に貼り付けるのではないことに留意する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>合計額」及び「酒類の品名、品名ごとの数量、税率の適用区分（品目を含む。）、当該区分ごとの数量及び価額並びに当該酒類の価額の合計額」については、それぞれ区分して記載する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>（注） 同一の輸出酒類販売場において、同一の日に、同一の非居住者に対して一般物品と酒類を含めた消耗品又は酒類と酒類以外の消耗品を販売する場合に作成することとなる輸出酒類購入者誓約書についても同様である。</u></p> <p>7 輸出酒類販売場における免税酒類販売手続</p> <p><u>措置法第 87 条の 6 第 1 項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定の適用を受けることができる酒類は、措置令第 46 条の 8 の 2 第 1 項第 3 号《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》の規定により、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 8 条第 1 項《輸出品物販売場における輸出品物の譲渡に係る免税》の規定の適用を受けて消費税が免除される酒類であることが必要であることから、輸出酒類販売場において免税販売を行う場合の手続については、消費税法施行令第 18 条の 2 第 2 項《輸出品物販売場の許可に関する手続等》に規定する輸出品物販売場の許可の区分に応じた消費税における免税販売手続により販売する酒類となるのであるから留意する。</u></p> <p><u>したがって、同項第 2 号に規定される手続委託型輸出品物販売場の許可を受けた輸出酒類販売場における措置法第 87 条の 6 第 1 項の適用を受けるための手続（以下「免税酒類販売手続」という。）は、消費税法第 8 条第 1 項の規定の適用を受ける酒類につき、消費税における免税販売手続が同号イの規定による当該免税販売手続の代理に関する契約に基づき、承認免税手続事業者（消費税法施行令第 18 条の 2 第 7 項に規定する承認免税手続事業者をいう。以下同じ。）が輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に代わって行うこととなるから、当該免税販売手続と併せて行う免税酒類販売手続についても、当該承認免税手続事業者が輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に代わって行うことに留意する。</u></p> <p>第 2 項関係</p> <p>1 「既に次項本文若しくは第 5 項本文の規定の適用があ</p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>った場合」の意義</u></p> <p><u>措置法第 87 条の 6 第 2 項ただし書《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「既に次項本文若しくは第 5 項本文の規定の適用があった場合」とは、既に同条第 3 項本文又は第 5 項本文の規定を適用して賦課決定が行われた場合をいう。</u></p> <p><u>なお、同条第 3 項ただし書又は第 5 項ただし書に該当する場合も同様とする。</u></p> <p>2 酒税を免除する場合の要件</p> <p><u>輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税を免除する場合は、酒税の納税申告書を法定申告期限内に提出した場合で、かつ、措置令第 46 条の 8 の 3 《輸出酒類販売場における購入明細書》に規定する書類が添付された場合に限るものであるから留意する。</u></p> <p>3 災害その他やむを得ない事情の意義</p> <p><u>措置法第 87 条の 6 第 2 項ただし書及び第 3 項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次の各号に掲げるところによる。</u></p> <p>(1) <u>「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに基因する災害をいう。</u></p> <p>(2) <u>「やむを得ない事情」とは、(1)に規定する災害に準ずるような状況又は当該事業者の責めに帰することができない状況にある事態をいう（同条第 4 項において同じ。）。</u></p> <p>第 3 項関係</p> <p>1 即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日</p> <p><u>措置法第 87 条の 6 第 3 項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定により直ちにその酒税を徴収する場合の法定納期限は、次に掲げる日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>措置法第 87 条の 6 第 3 項の規定によるもの (2)に掲げるものを除く。） 同項に規定する非居住者が本邦から出国する日（その者が居住者となる場合には当該居住者となる日）</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(2) 措置令第46条の8の2第7項《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》の規定により読み替えて適用する措置法第87条の6第3項の規定によるもの 措置令第46条の8の2第2項第2号に規定する国際第二种貨物利用運送事業者が同号の規定に基づき非居住者から引渡しを受けた酒類を輸出しないこととなった日（当該輸出しないこととなった日が明らかでないときは、当該酒類の輸出に係る運送契約を締結した日）</u></p>	
<p>2 免税購入した酒類を非居住者が国内において消費した場合の取扱い</p> <p><u>輸出酒類販売場において、措置令第46条の8の2第2項《輸出酒類販売場で販売する酒類の範囲、手続等》に規定する方法により酒類を購入した非居住者が、当該酒類を国内において消費した場合には、措置法第87条の6第3項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「当該酒類を輸出しないとき」に該当することに留意する。</u></p>	(新設)
<p>3 免税販売した酒類が返品された場合の取扱い</p> <p><u>輸出酒類販売場で免税販売した酒類が返品により当該輸出酒類販売場に戻し入れられた場合には、免税販売した際に非居住者の旅券等に貼付した購入記録票の余白に当該免税販売した酒類が返品された旨を記載するとともに、当該戻入れの事実を証する書類を当該輸出酒類販売場に保存することとする。</u></p> <p><u>この場合、戻し入れられた酒類を免税販売した際の移出については、措置法第87条の6第1項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の適用を受けられないこととなるが、免税販売した日の属する月の翌月末日までに戻し入れられた酒類であって、当該戻入れにつき、法第30条第1項《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定による控除を受けようとしなければ、免税販売した際の当該移出及び当該戻入れはなかったものとして取り扱う。</u></p>	(新設)
<p>第5項関係</p>	(新設)
<p>1 非居住者が免税購入した酒類につき国内で譲渡等があった場合の酒税の即時徴収</p> <p><u>措置法第87条の6第5項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定は、同条第1項に規定す</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>る酒類で非居住者が輸出酒類販売場において同項に規定する方法により購入した酒類を、当該非居住者が国内において譲り渡した場合（譲渡の委託を受けた者又は媒介をする者に所持させた場合を含む。）、当該酒類を当該非居住者から譲り受けた場合及び当該酒類を当該非居住者から引渡しを受けて所持した場合（譲渡若しくは譲受けの委託を受け、又は媒介のための当該酒類の引渡しを受けて所持した場合をいう。）に適用される。</u></p> <p><u>この場合において、当該酒類を譲渡した者（当該酒類を所持させた者を含む。）が判明せず、かつ、当該酒類を譲り受けた者と当該譲渡に関して所持した者とがあるときは、当該所持した者から同条第5項の規定により酒税を徴収するのであるから留意する。</u></p>	
<p>2 即時徴収する場合の法定納期限及び延滞税の起算日</p> <p><u>措置法第87条の6第5項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定により直ちにその酒税を徴収する場合の法定納期限は、同項に規定する譲渡若しくは所持をさせた日又は譲受け若しくは所持をした日であり、延滞税の計算は当該法定納期限の翌日から起算することとなるのであるから留意する。</u></p>	(新設)
<p>第7項関係</p>	(新設)
<p>1 輸出酒類販売場の許可の取扱い</p> <p><u>措置法第87条の6第7項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する輸出酒類販売場の許可をする場合は、その場所が、消費税法第8条第6項《輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税》に規定する輸出物品販売場の許可を受けていなければならぬことに留意する。</u></p>	(新設)
<p>2 「特に不相当と認められる事情」の意義</p> <p><u>措置法第87条の6第7項第1号《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定される「特に不相当と認められる事情」とは、例えば、酒類製造者が法第31条第1項《担保の提供及び酒類の保存》の規定により担保の提供又は酒類の保存を命ぜられた場合において、指定された期限までに担保の提供又は酒類の保存をせず、法第30条の2第2項《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》に規定する申告を行っている場合に該当するなど輸出酒類販売場を経営する上で資金的要素に</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p>相当な欠陥が認められる場合をいう。</p>	
<p>3 酒類の蔵置場の取扱い</p> <p>措置令第46条の8の4第3項第1号《輸出酒類販売場の許可に関する手続等》に規定する「酒税法第28条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定により設置の許可を受けた酒類の蔵置場」は、第2編第28条第1項関係1〈蔵置場の態様〉に定める態様に該当する蔵置場であつて、酒類の製造に関する見学施設その他の酒類の製造に関する情報を提供できる施設又は当該施設（当該蔵置場を除く。）の利用と併せて利用すべき場所と認められるものをいう。</p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>第8項関係</p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>1 「酒類の製造場に近接する」の意義</p> <p>措置法第87条の6第8項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》に規定する「酒類の製造場に近接する」とは、酒類の販売場と酒類の製造場の敷地が連続している場合のほか、酒類の販売場と酒類の製造場の間が道路や小川等を隔てている程度の距離に位置するなど、酒類の販売場と酒類の製造場の間の酒類の移動が、酒類の製造場内での酒類の移動と同視できる程度に短時間で容易にできると認められる状態にあることをいう。</p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>2 「酒類の製造及び販売が一体的に行われている」の意義</p> <p>措置令第46条の8の5第3号《酒類の製造場とみなされる酒類の販売場の範囲》に規定する「酒類の製造及び販売が一体的に行われている」とは、酒類の製造場と販売場の間における酒類の移動に要する時間やその方法から、実質的に製造場内における酒類の移動及び製造場における当該酒類の販売と同視できる場合で、酒税の取締り上特に支障のない場合をいう。</p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>3 一の酒類の製造場とみなされた輸出酒類販売場と自己の酒類の製造場との間の酒類の移動の取扱い</p> <p>近接する自己の酒類の製造場から、一の酒類の製造場とみなされた輸出酒類販売場（措置法第87条の6第8項《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定により一の製造場とみなされた販売場をいう。）への酒類の移入については、製造場内での移動として取り扱うことに留意する。</p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>4 一の酒類の製造場とみなされた輸出酒類販売場で酒類</p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>を販売する場合の記帳義務等の取扱い</u></p> <p><u>一の酒類の製造場とみなされた輸出酒類販売場における</u> <u>法第 46 条《記帳義務》、第 47 条《申告義務》、第 48 条</u> <u>《申告義務等の承継》、第 50 条《承認を受ける義務》及び</u> <u>第 50 条の 2《届出義務》の適用に当たっては、酒類製造</u> <u>者に係る各種義務が課されることに留意する。ただし、当</u> <u>該販売場において、他の酒類製造者又は酒類卸売業者か</u> <u>ら既に酒税が課された酒類を移入し、貯蔵又は販売する</u> <u>ものであって、措置法第 87 条の 6《輸出酒類販売場から</u> <u>移出する酒類に係る酒税の免税》の適用を受けない酒類</u> <u>であることを明らかにしている場合には、当該酒類の貯</u> <u>蔵又は販売につき酒類販売業者に係る各種義務を適用す</u> <u>ることとして差し支えない。</u></p> <p><u>(注) 酒類販売業者に係る各種義務を適用した場合にあ</u> <u>っては、当該販売場を酒類の製造場と一の酒類の製</u> <u>造場とはみなさず、法第 9 条《酒類の販売業免許》の</u> <u>規定により免許を受けた酒類の販売場として取り扱</u> <u>うものとする。</u></p>	
<p>第 10 項関係</p> <p>1 「輸出酒類販売場として施設その他の状況が特に不適 当と認められる場合」の意義</p> <p><u>措置法第 87 条の 6 第 10 項《輸出酒類販売場から移出</u> <u>する酒類に係る酒税の免税》に規定する「輸出酒類販売場</u> <u>として施設その他の状況が特に不相当と認められる場</u> <u>合」とは、非居住者に対する販売場としての施設等が十分</u> <u>なものでなくなった場合、経営者の資力及び信用が薄弱</u> <u>となった場合等、輸出酒類販売場としての物的、人的及び</u> <u>資金的要素に相当な欠陥が生じた場合をいう。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第 87 条の 8 みなし製造の規定の適用除外の特例 第 4 項関係</p> <p>1 「特例適用混和の開始の日」の意義</p> <p><u>措置令第 46 条の 8 の 6 第 3 項《みなし製造の規定の適</u> <u>用除外の特例》に規定する「特例適用混和の開始の日」と</u> <u>は、初めて特例適用混和を行う日又は同条第 5 項に規定</u> <u>する終了申告書を提出した者が再び特例適用混和を行う</u> <u>日をいう。</u></p> <p>2 「特例適用混和を終了した場合」の意義</p>	<p>第 87 条の 8 みなし製造の規定の適用除外の特例 第 4 項関係</p> <p>1 「特例適用混和の開始の日」の意義</p> <p><u>措置令第 46 条の 8 の 2 《みなし製造の規定の適用除外</u> <u>の特例》第 3 項に規定する「特例適用混和の開始の日」と</u> <u>は、初めて特例適用混和を行う日又は同条第 5 項に規定</u> <u>する終了申告書を提出した者が再び特例適用混和を行う</u> <u>日をいう。</u></p> <p>2 「特例適用混和を終了した場合」の意義</p>

改正後	改正前
<p>措置令第46条の8の6第5項《<u>みなし製造の規定の適用除外の特例</u>》に規定する「特例適用混和を終了した場合」とは、特例適用混和を行っていた営業場における営業を廃止した場合（営業場を他の場所に移転した場合を含む。）等当該営業場において特例適用混和を行わないこととした場合をいう。</p> <p>（注） 次の場合には、「特例適用混和を終了した場合」に該当するが措置令第46条の8の6第5項に規定する終了申告書の提出は要しないものであるから留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 措置法第87条の8第1項《<u>みなし製造の規定の適用除外の特例</u>》の規定の適用を受ける者（以下「特例適用者」という。）である個人が死亡した場合又は同人の失踪宣告が確定した場合 2 特例適用者である法人が消滅した場合 	<p>措置令第46条の8の2《<u>みなし製造の規定の適用除外の特例</u>》第5項に規定する「特例適用混和を終了した場合」とは、特例適用混和を行っていた営業場における営業を廃止した場合（営業場を他の場所に移転した場合を含む。）等当該営業場において特例適用混和を行わないこととした場合をいう。</p> <p>（注） 次の場合には、「特例適用混和を終了した場合」に該当するが措置令第46条の8の2第5項に規定する終了申告書の提出は要しないものであるから留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 措置法第87条の8《<u>みなし製造の規定の適用除外の特例</u>》第1項の規定の適用を受ける者（以下「特例適用者」という。）である個人が死亡した場合又は同人の失踪宣告が確定した場合 2 特例適用者である法人が消滅した場合
<p>第4編 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係</p>	<p>第4編 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律関係</p>
<p>第81条 差額課税</p>	<p>第81条 差額課税</p>
<p>第1項関係</p>	<p>第1項関係</p>
<p>1 本土向けに移出した場合の納税義務者</p> <p>製造者とその製造場から沖縄県の区域に移出し酒税の軽減規定の適用を受けたものを、移出後沖縄県の区域以外の本邦の区域に積み出すこととした場合は、沖特法第81条第1項の規定の適用を受けることとなるが、この場合の製造者とみなされる者は、<u>積込み者</u>である製造者又は販売業者に限られるのであるから留意する。</p> <p>（注） 製造者又は販売業者が運送事業者等に委託して本土向けに移出する場合においては、<u>積込み者は、当該製造者又は販売業者となるのであるから留意する。</u></p>	<p>1 本土向けに移出した場合の納税義務者</p> <p>製造者とその製造場から沖縄県の区域に移出し酒税の軽減規定の適用を受けたものを、移出後沖縄県の区域以外の本邦の区域に積み出すこととした場合は、沖特法第81条第1項の規定の適用を受けることとなるが、この場合の製造者とみなされる者は、<u>積み込み者</u>である製造者又は販売業者に限られるのであるから留意する。</p>
<p>第4項関係</p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>1 「<u>販売場</u>」の意義</p> <p>沖特令第87条第5項第2号《<u>差額課税に係る申告書の提出期限の延長の申請等</u>》に規定する「販売場」とは、沖特法第81条第4項の規定による承認を受けて提出する申告書の作成を行う販売場をいう。</p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>2 「<u>酒税の取締り上特に不相当であると認められる事情</u>」の意義</p> <p>沖特令第87条第6項《<u>差額課税に係る申告書の提出期</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p>限の延長の申請等)に規定する「酒税の取締り上特に不適當であると認められる事情」とは、次のような場合等をいう。</p> <p>(1) 現に事業を行っている場所の所在地以外の場所においてみなし納税地（沖特令第87条第5項第4号に規定するみなし納税地をいう。以下同じ。）の指定を受けようとしている場合</p> <p>(2) 法若しくは組合法に違反し、通告処分を受けて履行していない又は告発されており、その犯則の手段、方法等からみて取締り上特に不適當と認められる場合</p> <p>3 「酒税の保全上特に不適當と認められる事情」の意義</p> <p>沖特令第87条第7項《差額課税に係る申告書の提出期限の延長の申請等)に規定する「酒税の保全上特に不適當と認められる事情」とは、例えば、酒類製造者が法第31条第1項《担保の提供及び酒類の保存》の規定により担保の提供又は酒類の保存を命ぜられた場合において、指定された期限までに担保の提供又は酒類の保存をせず、法第30条の2第2項《移出に係る酒類についての課税標準及び税額の申告》に規定する申告を行っている場合に該当するなど資金的要素に相当な欠陥が認められる場合をいう。</p> <p>4 「正当な理由」の意義</p> <p>沖特令第87条第8項第3号《差額課税に係る申告書の提出期限の延長の申請等》の適用に当たり、災害、交通・通信の途絶その他期限内に申告書を提出しなかったことについて真にやむを得ない事由があると認められる場合は、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるものとして取り扱う。</p> <p>また、同項第4号の適用に当たり、例えば、税法の解釈に関し、申告書提出後新たに法令の解釈が明確化されたため、その法令解釈と承認を受けた者の解釈とが異なることとなった場合において、当該者の解釈について相当の理由があると認められる場合など納税者の責めに帰すべき事由のない場合は、正当な理由があるものとして取り扱う。</p> <p>5 「事業の状況その他の事情からみてみなし納税地として不適當であると認められる」の意義</p> <p>沖特令第87条第11項《差額課税に係る申告書の提出期限の延長の申請等)に定める「みなし納税地として不適當</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>であると認められる」とは、<u>2</u>（「酒税の取締り上特に不 適当であると認められる事情」の意義）に定める場合のほ か、<u>みなし納税地を変更しようとする理由について、合理的 な理由がないと認められる場合をいう。</u></p>	
<p>第5編 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 関係</p>	<p>第5編 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 関係</p>
<p>第2条 定義</p>	<p>第2条 定義</p>
<p>1 輸入と引取りとの関係</p>	<p>1 輸入と引取りとの関係</p>
<p>輸徴法第2条《定義》に規定する「輸入」とは、酒税法 に規定する「引取り」に該当するものであるが、具体的 には、次に掲げるような場合を除き、原則として、輸入の許 可の時に保税地域からの引取りがあったものとして取り 扱う。</p>	<p>輸徴法第2条《定義》に規定する「輸入」とは、酒税法 に規定する「引取り」に該当するものであるが、具体的 には、次に掲げるような場合を除き、原則として、輸入の許 可の時に保税地域からの引取りがあったものとして取り 扱う。</p>
<p>(1) <u>輸徴法第15条第2項《変質、損傷等の場合の軽減又は 還付等》</u>の規定の適用がある場合</p>	<p>(1) <u>輸徴法15条《変質、損傷等の場合の軽減又は還付》第 2項</u>の規定の適用がある場合</p>
<p>(2)～(5) (省略)</p>	<p>(2)～(5) (同左)</p>
<p>第5条 保税地域からの引取り等とみなす場合</p>	<p>第5条 保税地域からの引取り等とみなす場合</p>
<p>第1項関係</p>	<p>第1項関係</p>
<p>1 保税地域以外の場所から輸入する場合</p>	<p>1 保税地域以外の場所から輸入する場合</p>
<p>輸徴法第5条第1項《<u>保税地域からの引取り等とみな す場合</u>》に規定する「保税地域以外の場所から輸入する場 合」とは、例えば、次に掲げるものをいう。</p>	<p>輸徴法第5条《<u>保税地域からの引取りとみなす場合</u>》第 1項に規定する「保税地域以外の場所から輸入する場合」 とは、例えば、次に掲げるものをいう。</p>
<p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>(1)～(3) (同左)</p>
<p>2 保税地域以外の場所から輸入される酒類に対する内国 消費税の徴収</p>	<p>2 保税地域以外の場所から輸入される酒類に対する内国 消費税の徴収</p>
<p>輸徴法第5条第1項《<u>保税地域からの引取り等とみな す場合</u>》の規定により、酒類の輸入については、保税地域 以外の場所から輸入される場合であっても<u>全て</u>保税地域 からの引取りとみなして酒税法の規定が適用されること となるため、保税地域以外の場所から輸入される酒類に 対する内国消費税は、税関長において徴収し、また、これ らの物品について、酒税法の規定に違反する事実がある 場合には、当然酒税法の罰則規定の適用があることに留 意する。</p>	<p>輸徴法第5条《<u>保税地域からの引取り等とみなす場合</u>》 第1項の規定により、酒類の輸入については、保税地域以 外の場所から輸入される場合であっても<u>すべて</u>保税地域 からの引取りとみなして酒税法の規定が適用されること となるため、保税地域以外の場所から輸入される酒類に 対する内国消費税は、税関長において徴収し、また、これ らの物品について、酒税法の規定に違反する事実がある 場合には、当然酒税法の罰則規定の適用があることに留 意する。</p>
<p>第6条 引取りに係る課税物品についての申告、納税等の 特例</p>	<p>第6条 引取りに係る課税物品についての申告、納税等の 特例</p>

改正後	改正前
<p>第3項関係</p> <p>1 携帯して輸入する酒類に係る課税標準の口頭申告 輸徴法第6条第3項《<u>引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例</u>》の規定による口頭による課税標準の申告は、関税法上の輸入に関する申告を口頭で行う場合にさせる。</p> <p>第11条 保稅運送等の場合の免稅</p> <p>第4項関係</p> <p>1 難破貨物等に係る保全担保 関税法第64条第1項《<u>難破貨物等の運送</u>》の規定の適用を受けた酒類について、輸徴法第11条第1項《<u>保稅運送等の場合の免稅</u>》の規定を適用する場合には、当分の間、同条第4項の規定による保全担保の提供はさせない。</p> <p>第5項関係</p> <p>1 災害等の範囲 輸徴法第11条第5項《<u>保稅運送等の場合の免稅</u>》、第12条第4項《<u>船用品又は機用品の積込み等の場合の免稅</u>》及び第15条第2項《<u>変質、損傷等の場合の輕減又は還付</u>》等に規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義は、おおむね次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 「災害」とは震災、風水害、雪害、凍害、落雷、<u>雪崩</u>、がけ崩れ、<u>地滑り</u>、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の<u>責任</u>によらないもの等をいう。</p> <p>(2) 「その他やむを得ない理由」とは、おおむね(1)に規定する災害に準ずるような状況にある事態をいい、誤送、盗難等は含まれない。</p> <p>2 亡失等の範囲 輸徴法第11条第5項《<u>保稅運送等の場合の免稅</u>》及び第12条第4項《<u>船用品又は機用品の積込み等の場合の免稅</u>》等に規定する「亡失」並びに輸徴法第15条第2項《<u>変質、損傷等の場合の輕減又は還付等</u>》に規定する「滅失」とは、原則として、酒類が物理的に存在しなくなることをいうほか、その原形をある程度留めている場合であっても、本来の性質及び商品価値を著しく失い、これを事故前の状態に戻すためには、新たに製造する場合と同程度の行為を要すると認められる状況にある場合を含む。</p>	<p>第3項関係</p> <p>1 携帯して輸入する酒類に係る課税標準の口頭申告 輸徴法第6条《<u>引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例</u>》第3項の規定による口頭による課税標準の申告は、関税法上の輸入に関する申告を口頭で行なう場合にさせる。</p> <p>第11条 保稅運送等の場合の免稅</p> <p>第2項関係</p> <p>1 難破貨物等に係る保全担保 関税法第64条《<u>難破貨物等の運送</u>》第1項の規定の適用を受けた酒類について、輸徴法第11条《<u>保稅運送等の場合の免稅</u>》第1項の規定を適用する場合には、当分の間、同条第2項の規定による保全担保の提供はさせない。</p> <p>第3項関係</p> <p>1 災害等の範囲 輸徴法第11条《<u>保稅運送等の場合の免稅</u>》第3項、同法第12条《<u>船用品又は機用品の積込み等の場合の免稅</u>》第4項及び同法第15条《<u>変質、損傷等の場合の輕減又は還付</u>》第2項等に規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義は、おおむね次に掲げるところによる。</p> <p>(1) 「災害」とは震災、風水害、雪害、凍害、落雷、<u>なだれ</u>、がけ崩れ、<u>地すべり</u>、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の<u>意思</u>によらないもの等をいう。</p> <p>(2) 「その他やむを得ない理由」とは、おおむね前号に規定する災害に準ずるような状況にある事態をいい、誤送、盗難等は含まれない。</p> <p>2 亡失等の範囲 輸徴法第11条《<u>保稅運送等の場合の免稅</u>》第3項及び同法第12条《<u>船用品又は機用品の積込み等の場合の免稅</u>》第4項等に規定する「亡失」並びに同法第15条《<u>変質、損傷等の場合の輕減又は還付</u>》第2項に規定する「滅失」とは、原則として、酒類が物理的に存在しなくなることをいうほか、その原形をある程度留めている場合であっても、本来の性質及び商品価値を著しく失い、これを事故前の状態に戻すためには、新たに製造する場合と同程度の行為を要すると認められる状況にある場合を含む。</p>

改正後	改正前
<p>3 減却の範囲</p> <p>輸徴法第11条第5項《<u>保税運送等の場合の免税</u>》及び第12条第4項《<u>船用品又は機用品の積込み等の場合の免税</u>》等に規定する「減却」とは、積極的に、酒類を2〈<u>亡失等の範囲</u>〉に定める亡失又は滅失に該当させることをいう。</p> <p>第13条 免税等</p> <p>1 変質、損傷等の場合の軽減等の取扱い</p> <p>輸徴法第13条第5項、第6項《<u>免税等</u>》及び第15条《<u>変質、損傷等の場合の軽減又は還付</u>》の規定は、原則として、関税定率法上のこれらの規定に相応する規定を適用する場合についてのみ適用するものとし、その取扱いについては、関税の取扱いの例に準ずる。</p> <p>第15条 変質、損傷等の場合の軽減又は還付</p> <p>第1項関係</p> <p>1 輸入許可前の変質等の場合の軽減</p> <p>輸徴法第15条第1項《<u>変質、損傷等の場合の軽減又は還付等</u>》の規定は、災害その他やむを得ない理由がない場合であっても、輸入される酒類が変質し、又は損傷したときに適用されることに留意する。</p> <p>第2項関係</p> <p>1 指定場所における災害等の場合の還付</p> <p>輸徴法第15条第2項《<u>変質、損傷等の場合の軽減又は還付等</u>》の規定は、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合に限り適用されることに留意する。</p> <p>2 災免法と競合する場合の取扱い</p> <p>輸徴法第15条第2項《<u>変質、損傷等の場合の軽減又は還付等</u>》の規定の適用事例と災免法第7条《<u>控除</u>》の規定の適用事例とが競合する場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 被災した酒類の所持者とその酒類に対する内国消費税の納税義務者とが同一人であるときは、その納税義務者の希望により、輸徴法第15条第2項《<u>変質、損傷等の場合の軽減又は還付等</u>》の規定と災免法第7条《<u>控除</u>》の規定のいずれかを適用する。</p>	<p>3 減却の範囲</p> <p>輸徴法第11条《<u>保税運送等の場合の免税</u>》第3項及び同法第12条《<u>船用品又は機用品の積込み等の場合の免税</u>》第4項等に規定する「減却」とは、積極的に、酒類を前記「2亡失等の範囲」に定める亡失又は滅失に該当させることをいう。</p> <p>第13条 免税等</p> <p>1 変質、損傷等の場合の軽減等の取扱</p> <p>輸徴法第13条《<u>免税</u>》第3項及び同法第15条《<u>変質、損傷等の場合の軽減又は還付</u>》の規定は、原則として、関税定率法上のこれらの規定に相応する規定を適用する場合についてのみ適用するものとし、その取扱いについては、関税の取扱いの例に準ずる。</p> <p>第15条 変質、損傷等の場合の軽減又は還付</p> <p>第1項関係</p> <p>1 輸入許可前の変質等の場合の軽減</p> <p>輸徴法第15条《<u>変質、損傷等の場合の軽減又は還付</u>》第1項の規定は、災害その他やむを得ない理由がない場合であっても、輸入される酒類が変質し、又は損傷したときに適用されることに留意する。</p> <p>第2項関係</p> <p>1 指定場所における災害等の場合の還付</p> <p>輸徴法第15条《<u>変質、損傷等の場合の軽減又は還付</u>》第2項の規定は、災害その他やむを得ない理由により滅失し、又は変質し、若しくは損傷した場合に限り適用されることに留意する。</p> <p>2 災免法と競合する場合の取扱い</p> <p>輸徴法第15条《<u>変質、損傷等の場合の軽減又は還付</u>》第2項の規定の適用事例と災免法第7条《<u>被災酒類等の控除又は還付の特例</u>》の規定の適用事例とが競合する場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 被災した酒類の所持者とその酒類に対する内国消費税の納税義務者とが同一人であるときは、その納税義務者の希望により、輸徴法第15条《<u>変質、損傷等の場合の軽減又は還付</u>》第2項の規定と災免法第7条《<u>被災酒類等の控除又は還付の特例</u>》の規定のいずれかを適用</p>

改正後	改正前
<p>(2) (省略)</p> <p>第7編 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係</p> <p>第7条 控除</p> <p>第1項関係</p> <p>3 「災害により亡失し、滅失した場合」の意義</p> <p>災免法第7条第1項《控除》に規定する「災害により亡失し、滅失した場合」とは、酒類が災害によって流出した場合、焼失した場合等を指すものであって、「亡失」、「滅失」についての解釈の相違はない。</p> <p>8 「損失の補償を受けた金額を限度とする。」の意義</p> <p>災免法第7条第1項ただし書《控除》に規定する「損失の補償を受けた金額を限度とする。」とは、被災酒類について課せられた酒税の額から当該被災酒類について被災酒類の所持者が保険金、損害賠償金等により損失を補填された金額のうち、酒税の額に相当する金額を控除した金額と、当該被災酒類の納税義務者が被災酒類の所持者に対し損失を補償した金額とのうちいずれか少ない金額をいう。</p> <p>10 「損失の補償を受けた事実を証する書類」の意義</p> <p>災免令第13条第4項《税額相当額の控除又は還付の申告》に規定する「損失の補償を受けた事実を証する書類」とは、損失の補償を受ける相手方すなわち被災酒類の所持者が損失の補償を受けた旨（現実に金銭で補償を受けた場合のほか債務の免除、事後における取引代金との相殺等により補償された又は補償される契約ができていない場合にはその旨）を記載した書類をいい、納税義務者が自ら「損失を補償した旨」又は「補償することを契約した旨」を記載した書類等は含まない。</p> <p>なお、納税義務者が直接災害被害者に損失の補償を行わず中間の卸売業者を通じて補償を行う場合（小売業者が災害被害者で卸売業者を通じて被災酒類等を購入している場合）においては、災害被害者が中間の卸売業者から損失の補償を受けた事実を証する書類と当該卸売業者が災害被害者に対して損失の補償をした金額について納税</p>	<p>する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>第7編 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律関係</p> <p>第7条 控除</p> <p>第1項関係</p> <p>3 「災害に因り亡失し、滅失した場合」の意義</p> <p>災免法第7条《控除》第1項に規定する「災害に因り亡失し、滅失した場合」とは、酒類が災害によって流出した場合、焼失した場合等を指すものであって、「亡失」、「滅失」についての解釈の相違はない。</p> <p>8 「損失の補償を受けた金額を限度とする。」の意義</p> <p>災免法第7条《控除》第1項ただし書に規定する「損失の補償を受けた金額を限度とする。」とは、被災酒類について課せられた酒税の額から当該被災酒類について被災酒類の所持者が保険金、損害賠償金等により損失を補てんされた金額のうち、酒税の額に相当する金額を控除した金額と、当該被災酒類の納税義務者が被災酒類の所持者に対し損失を補償した金額とのうちいずれか少ない金額をいう。</p> <p>10 「損失の補償を受けた事実を証する書類」の意義</p> <p>災免令第13条《税額相当額の控除又は還付の申告》第4項に規定する「損失の補償を受けた事実を証する書類」とは、損失の補償を受ける相手方すなわち被災酒類の所持者が損失の補償を受けた旨（現実に金銭で補償を受けた場合のほか債務の免除、事後における取引代金との相殺等により補償された又は補償される契約ができていない場合にはその旨）を記載した書類をいい、納税義務者が自ら「損失を補償した旨」又は「補償することを契約した旨」を記載した書類等は含まない。</p> <p>なお、納税義務者が直接災害被害者に損失の補償を行わず中間の卸売業者を通じて補償を行なう場合（小売業者が災害被害者で卸売業者を通じて被災酒類等を購入している場合）においては、災害被害者が中間の卸売業者から損失の補償を受けた事実を証する書類と当該卸売業者が災害被害者に対して損失の補償をした金額について</p>

改 正 後	改 正 前												
<p>義務者から補償を受けた事実を証する書類とを災免令第13条《税額相当額の控除又は還付の申告》に規定する明細書と併せて添付しなければならない。</p>	<p>納税義務者から補償を受けた事実を証する書類とを災免令第13条《税額相当額の控除又は還付の申告》に規定する明細書と併せて添付しなければならない。</p>												
<p>12 災害時における確認書交付申請があると認められる場合の事前調査</p> <p>災免令第14条第1項《<u>確認書</u>》により確認書の交付を要すると認められる場合で、あらかじめ調査が可能なときは、当該災害被害者が販売のために所持していた酒類の被害の概況及び当該被災酒類に対する保険金若しくは損害賠償金による損失の<u>補填</u>又は納税義務者からの損失の補償の有無を調査しておく。</p>	<p>12 災害時における確認書交付申請があると認められる場合の事前調査</p> <p>災免令第14条《<u>確認書</u>》第1項により確認書の交付を要すると認められる場合で、あらかじめ調査が可能なときは、当該災害被害者が販売のために所持していた酒類の被害の概況及び当該被災酒類に対する保険金若しくは損害賠償金による損失の<u>補てん</u>又は納税義務者からの損失の補償の有無を調査しておく。</p>												
<p>13 保険金又は損害賠償金で損失が<u>補填</u>される場合の控除すべき金額の計算方法</p> <p>被災酒類等及びその他の物件に対して保険金又は損害賠償金等で損失が<u>補填</u>される場合において、被災酒類に対する酒税に相当する金額から控除すべき金額の計算方法については、災免令第15条《税額相当額から控除すべき金額の計算》に規定されているところであるが、これを例示すれば次のとおりである。</p> <p>「計算例」</p> <p>1 災害被害者の損害状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">家財じゅう器等</td> <td style="text-align: right;">1,500,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">酒 類</td> <td style="text-align: right;">2,500,000円（内 酒税相当額1,500,000円）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right;">4,000,000円</td> </tr> </table> <p>2 保険金により<u>補填</u>された金額 800,000円</p> <p>3 被災酒類の納税義務者別内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">A者 1,000,000円（内酒税相当額600,000円）</p> <p style="padding-left: 20px;">B者 1,500,000円（内酒税相当額900,000円）</p> <p>4 被災酒類の納税義務者別保険金<u>補填</u>額</p> <p style="padding-left: 20px;">A者の納めた酒税に対する<u>補填</u>額</p> $800,000円 \times \frac{1,000,000円}{4,000,000円} \times \frac{600,000円}{1,000,000円}$ <p style="padding-left: 20px;">= 120,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">B者の納めた酒税に対する<u>補填</u>額</p> $800,000円 \times \frac{1,500,000円}{4,000,000円} \times \frac{900,000円}{1,500,000円}$ <p style="padding-left: 20px;">= 180,000円</p>	家財じゅう器等	1,500,000円	酒 類	2,500,000円（内 酒税相当額1,500,000円）	計	4,000,000円	<p>13 保険金又は損害賠償金で損失が<u>補てん</u>される場合の控除すべき金額の計算方法</p> <p>被災酒類等及びその他の物件に対して保険金又は損害賠償金等で損失が<u>補てん</u>される場合において、被災酒類に対する酒税に相当する金額から控除すべき金額の計算方法については、災免令第15条《税額相当額から控除すべき金額の計算》に規定されているところであるが、これを例示すれば次のとおりである。</p> <p>「計算例」</p> <p>1 災害被害者の損害状況</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">家財じゅう器等</td> <td style="text-align: right;">1,500,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">酒 類</td> <td style="text-align: right;">2,500,000円（内 酒税相当額1,500,000円）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right;">4,000,000円</td> </tr> </table> <p>2 保険金により<u>補てん</u>された金額 800,000円</p> <p>3 被災酒類の納税義務者別内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">A者 1,000,000円（内酒税相当額600,000円）</p> <p style="padding-left: 20px;">B者 1,500,000円（内酒税相当額900,000円）</p> <p>4 被災酒類の納税義務者別保険金<u>補てん</u>額</p> <p style="padding-left: 20px;">A者の納めた酒税に対する<u>補てん</u>額</p> $800,000円 \times \frac{1,000,000円}{4,000,000円} \times \frac{600,000円}{1,000,000円}$ <p style="padding-left: 20px;">= 120,000円</p> <p style="padding-left: 20px;">B者の納めた酒税に対する<u>補てん</u>額</p> $800,000円 \times \frac{1,500,000円}{4,000,000円} \times \frac{900,000円}{1,500,000円}$ <p style="padding-left: 20px;">= 180,000円</p>	家財じゅう器等	1,500,000円	酒 類	2,500,000円（内 酒税相当額1,500,000円）	計	4,000,000円
家財じゅう器等	1,500,000円												
酒 類	2,500,000円（内 酒税相当額1,500,000円）												
計	4,000,000円												
家財じゅう器等	1,500,000円												
酒 類	2,500,000円（内 酒税相当額1,500,000円）												
計	4,000,000円												

改正後	改正前
<p>5 したがって、A者が納付すべき酒税額から控除を受ける金額の限度は、</p> <p style="text-align: center;">600,000円－120,000円＝480,000円</p> <p>B者が納付すべき酒税額から控除を受ける金額の限度は、</p> <p style="text-align: center;">900,000円－180,000円＝720,000円</p> <p>(注) 以上の金額は、控除を受ける限度額で、実際に控除できるのは、限度額の範囲内において納税義務者が被災者に対し損失の補償をした金額である。</p>	<p>5 したがって、A者が納付すべき酒税額から控除を受ける金額の限度は、</p> <p style="text-align: center;">600,000円－120,000円＝480,000円</p> <p>B者が納付すべき酒税額から控除を受ける金額の限度は、</p> <p style="text-align: center;">900,000円－180,000円＝720,000円</p> <p>(注) 以上の金額は、控除を受ける限度額で、実際に控除できるのは、限度額の範囲内において納税義務者が被災者に対し損失の補償をした金額である。</p>
<p>14 輸入酒類の引取者が販売するために所持する酒類が被災した場合の取扱い</p> <p><u>輸入酒類の引取者が保税地域から引き取った輸入酒類については、当該被災した輸入酒類の引取りに係る保税地域の所在地の所轄税関長に還付申告を行うのであるから留意する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>15 同一税務署管内に2以上の販売場を有する場合の取扱い</p> <p><u>同一税務署管内に2以上の販売場を有し、それぞれにおいて所持する酒類が被災した場合における確認書の交付申請については、当該販売場ごとの被災酒類を一括して確認を受けることとして差し支えない。</u></p> <p><u>なお、この場合、それぞれの販売場ごとに被災酒類の明細を区分することに留意する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>16 輸送途上において被災した酒類の取扱い</p> <p><u>輸送途上において酒類が被災した場合における災免令第14条第2項《確認書》に規定する確認書の交付申請については、当該被災酒類の所有者である酒類製造者又は酒類の販売業者の酒類が輸送途上の場所において被災したものと取り扱う。</u></p> <p><u>なお、この場合、交付申請書の被災場所欄には、当該輸送途上の場所を被災場所として記載することとし、併せて当該特定被災酒類の所有者の製造場又は販売場の所在地及び名称を付記する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>第3項関係</p> <p>1 「控除すべきものとして計算したその税目の異なるごとの金額が500円未満である場合」の意義</p> <p>災免法第7条第3項《控除》に規定する「控除すべきも</p>	<p>第3項関係</p> <p>1 「控除すべきものとして計算したその税目の異なるごとの金額が500円未満である場合」の意義</p> <p>災免法第7条《控除》第3項に規定する「控除すべきも</p>

改正後	改正前
<p>のとして計算したその税目の異なるごとの金額が500円未満である場合」とは、被災酒類について納付された税額を当該被災酒類の製造者のいかに問わず所持者ごと及び酒税、たばこ税等税目の異なるごとに計算し、その各税目別の税額から同条第1項の規定の保険金、損害賠償金等により損失を補填された金額を控除した後の金額が500円未満である場合のほか、当該被災酒類の納税義務者が当該被災酒類の所持者に対して損失の補償をした金額の合計が500円未満の場合をいう。</p>	<p>のとして計算したその税目の異なるごとの金額が500円未満である場合」とは、被災酒類について納付された税額を当該被災酒類の製造者のいかに問わず所持者ごと及び酒税、たばこ税等税目の異なるごとに計算し、その各税目別の税額から災免法第7条《控除》第1項の規定の保険金、損害賠償金等により損失を補てんされた金額を控除した後の金額が500円未満である場合のほか、当該被災酒類の納税義務者が当該被災酒類の所持者に対して損失の補償をした金額の合計が500円未満の場合をいう。</p>
<p>第8条</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>1 指定酒類製造者の公示の取扱い</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>災免令第15条の2第3項《特定被災酒類に係る控除の特例》の規定による公示は、次に掲げる事項を記載した書面を通則令第3条第1項《災害等による期限の延長》の規定により指定された地域を所轄する全ての税務署の掲示場に掲示することによって行うものとする。</u></p>	
<p>(1) <u>特定被災酒類に係る酒税の納税義務者に代わる酒類の製造者を指定した旨</u></p>	
<p>(2) <u>指定酒類製造者（災免令第15条の2第3項に定める指定酒類製造者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び法人にあっては、法人番号並びに代表者の氏名</u></p>	
<p>(3) <u>指定酒類製造者の酒類の製造場（特定被災酒類において課せられた酒税に相当する金額をその災害のあった日以後に納付すべき酒税の税額から控除する酒類の製造場に限る。）の名称及び所在地</u></p>	
<p>(4) <u>指定した日及びその期限</u></p>	
<p>2 指定の解除又は延長の取扱い</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>災免法第8条第1項《特定被災酒類に係る控除の特例》の規定による指定を解除又は延長する場合は、特定被災酒類に係る酒税の納税義務者に代わる酒類の製造者の指定を解除又は延長した旨を記載した書面を通則令第3条第1項《災害等による期限の延長》の規定により指定された地域を所轄する全ての税務署の掲示場に掲示することによって行うものとする。</u></p>	
<p>3 確認書の交付申請の期限</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>災免令第15条の2第4項《特定被災酒類に係る控除の特例》の規定により適用される同令第14条第2項《確認書》の規定に基づく確認書の交付申請に係る書類は、同項</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>の規定により災害のやんだ日から1月以内に提出しなければならないこととされているが、災免法第8条第1項の規定により指定された酒類の製造者が当該指定されている期間内（指定の日から災害がやんだ日までの期間を含む。）であれば、何時も提出できることとして取り扱って差し支えない。</u></p>	
<p>4 確認書交付申請の基礎となる特定被災酒類の明細の取扱い</p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>災免法第8条《特定被災酒類に係る控除の特例》の規定により指定酒類製造者を指定している期間において、所轄税務署に確認書の交付申請を行う場合の基礎となる特定被災酒類の明細の取扱いは次による。</u></p>	
<p><u>(1) 帳簿等により特定被災酒類の明細が明らかな場合</u> <u>帳簿等により特定被災酒類の品目、製造者名、アルコール分別の数量が明らかな場合については、帳簿等に基づき記載させる。</u></p>	
<p><u>(2) 帳簿等の滅失等により、特定被災酒類の明細が明らかでない場合</u> <u>家屋の倒壊等により、帳簿等が滅失又は散逸したこと、特定被災酒類自体が確認できない状況にあること等により特定被災酒類の明細が明らかでない場合については、原則として、交付申請書の作成の基とした資料を添付又は提示等させる。</u></p>	
<p>第8編 酒類行政法令関係</p>	<p>第8編 酒類行政法令関係</p>
<p>第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係</p>	<p>第1章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係</p>
<p>第13条 法定脱退</p>	<p>第13条 法定脱退</p>
<p>第3項関係</p>	<p>第3項関係</p>
<p>2 組合と被除名組合員との権利義務の関係</p>	<p>2 組合と被除名組合員との権利義務の関係</p>
<p><u>組合員の除名は、組合法第13条第3項《法定脱退》の規定により、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができないから、除名された組合員は、同項に規定する通知を受けるまでの間は、なお、議決権、施設の利用権その他組合に対する一切の権利を有し、かつ、経費、手数料又は使用料の納付その他組合に対する一切の義務を負う。</u></p>	<p><u>組合員の除名は、組合法第13条《法定脱退》第3項の規定により、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもってその組合員に対抗することができないから、除名された組合員は、同項に規定する通知を受けるまでの間は、なお、議決権、施設の利用権その他組合に対する一切の権利を有し、かつ、経費、手数料又は使用料の納付その他組合に対する一切の義務を負う。</u></p>
<p>(注) 1 組合員の除名について総会又は総代会で議決した後においては組合法第13条第3項《法定脱退》の規定による通知前であっても、除名された組合員</p>	<p>(注) 1 組合員の除名について総会又は総代会で議決した後においては組合法第13条《法定脱退》第3項の規定による通知前であっても、除名された組合員</p>

改正後	改正前
<p>の数及び当該組合員の組合法第38条第2項《<u>特別の議決</u>》に規定する酒類の移出数量は組合の構成要件及び議決権の数の算定の基礎となる人数及び数量の定足数にそれぞれ算入されないこととなる。</p> <p>2 連合会及び中央会についても同様である。</p>	<p>の数及び当該組合員の組合法第38条《<u>特別の決議</u>》第2項に規定する酒類の移出数量は組合の構成要件及び議決権の数の算定の基礎となる人数及び数量の定足数にそれぞれ算入されないこととなる。</p> <p>2 連合会及び中央会についても同様である。</p>
<p>第14条 組合の構成要件</p>	<p>第14条 組合の構成要件</p>
<p>第1項関係</p>	<p>第1項関係</p>
<p>1 組合員資格者の数への不算入</p> <p>次に掲げる者は、その事業活動の実情又は形態に鑑み、各地区の状況によっては特に組合法第14条《組合の構成要件》の規定の適用においては、これらの者を「組合員たる資格を有する者」の数に算入しないことができる。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p>	<p>1 組合員資格者の数への不算入</p> <p>次に掲げる者は、その事業活動の実情又は形態に<u>かんがみ</u>、各地区の状況によっては特に組合法第14条《組合の構成要件》の規定の適用においては、これらの者を「組合員たる資格を有する者」の数に算入しないことができる。</p> <p>(1)～(8) (同左)</p>
<p>3 「組合令第5条の移出数量」の意義及びその算出方法</p> <p>組合法第14条第1項《<u>組合の構成要件</u>》及び第38条第2項《<u>特別の議決</u>》(組合法第83条《<u>準用</u>》において準用する場合を含む。)に規定する「前年中において当該酒造組合の地区内にある製造場から移出した酒類の数量」(以下「<u>組合令第5条の移出数量</u>」という。)は、その製造場において製造した酒類(法第43条《<u>みなし製造</u>》の規定により、新たに製造したものとみなされた酒類を含む。)の前年中における移出数量(以下「<u>移出数量</u>」という。)から法第30条第1項《<u>戻入れの場合の酒税額の控除等</u>》に規定する当該製造場への前年中における当該年中における戻し入れ酒類の数量(以下「<u>戻入れ数量</u>」という。)を控除した数量をいうものとし、その数量の計算は、次による。</p> <p>(1) 移出数量及び<u>戻入れ数量</u>は各別に合計し、移出数量についてはk位未満を切り上げ、<u>戻入れ数量</u>についてはk位未満を切り捨てた後に、当該移出数量から<u>戻入れ数量</u>を控除する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) <u>連続式蒸留焼酎</u>と<u>単式蒸留焼酎</u>の混和酒の移出数量は、品目ごとの混和数量の比によりあん分する。</p> <p>(4) 未納税移出酒類であっても、4の(3)に該当する酒類</p>	<p>3 「組合令第5条の移出数量」の意義及びその算出方法</p> <p>組合法第14条《<u>組合の構成要件</u>》第1項及び第38条《<u>特別の決議</u>》第2項(組合法第83条《<u>準用</u>》において準用する場合を含む。)に規定する「前年中において当該酒造組合の地区内にある製造場から移出した酒類の数量」(以下「<u>組合令第5条の移出数量</u>」という。)は、その製造場において製造した酒類(法第43条《<u>みなし製造</u>》の規定により、新たに製造したものとみなされた酒類を含む。)の前年中における移出数量(以下「<u>移出数量</u>」という。)から法第30条《<u>戻入れの場合の酒税額の控除等</u>》第1項に規定する当該製造場への前年中における当該年中における戻し入れ酒類の数量(以下「<u>戻し入れ数量</u>」という。)を控除した数量をいうものとし、その数量の計算は、次による。</p> <p>(1) 移出数量及び<u>戻し入れ数量</u>は各別に合計し、移出数量についてはk位未満を切り上げ、<u>戻し入れ数量</u>についてはk位未満を切り捨てた後に、当該移出数量から<u>戻し入れ数量</u>を控除する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) <u>連続式蒸留しょうちゅう</u>と<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の混和酒の移出数量は、品目ごとの混和数量の比によりあん分する。</p> <p>(4) 未納税移出酒類であっても、4の(3)に該当する酒類</p>

改 正 後	改 正 前
<p>以外の酒類の数量は、上記の移出数量に含まれる。</p> <p>第16条 定款</p> <p>第1項関係</p> <p>2 定款の無効</p> <p>定款には、組合法第16条第1項各号《定款》に掲げる事項の<u>全て</u>を記載しなければならないものであって、その1の記載を欠いても、定款が無効となるものであるから留意する。</p> <p>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</p> <p>第26条の2 組合を代表する理事</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第29条 組合員名簿</p> <p>第1項関係</p> <p>1 組合員名簿の記載事項</p> <p>酒造組合の組合員名簿には、組合法第29条第1項各号<u>《組合員名簿》</u>に掲げる事項を記載するほか、組合員ごとに組合員たる資格に係る品目の酒類の「<u>組合令第5条の移出数量</u>」を掲記させる。この場合において当該組合が合体酒造組合であるときは、上記の移出数量は組合員たる資格に係る酒類の品目別に記載させる。</p> <p>(注) 年の更新により、上記の移出数量が異動しても、組合法第87条の2第2項<u>《決算関係書類等の提出》</u>の規定による届出をする必要はない。</p> <p>第32条 役員の兼職禁止</p> <p>1 理事と使用人との兼職</p> <p>組合法第32条<u>《役員の兼職禁止》</u>の規定は、監事に対するものであるから、理事が組合の使用人を兼ねることは差し支えない。</p>	<p>以外の酒類の数量は、上記の移出数量に含まれる。</p> <p>第16条 定款</p> <p>第1項関係</p> <p>2 定款の無効</p> <p>定款には、組合法第16条<u>《定款》</u>第1項各号に掲げる事項の<u>すべて</u>を記載しなければならないものであって、その1の記載を欠いても、定款が無効となるものであるから留意する。</p> <p>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</p> <p>第26条の2 組合を代表する理事</p> <p>2 代表理事の権限</p> <p><u>代表理事は、組合法第26条の2《組合を代表する理事》第1項の規定により、組合を代表して組合の業務に関する一切の裁判上及び裁判外の行為をする権限があり、同条第2項において準用する民法第54条《理事の代理権の制限》の規定により、これを内部的に制約しても、これをもって善意の第三者に対抗し得ない。</u></p> <p><u>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</u></p> <p>第29条 組合員名簿</p> <p>第1項関係</p> <p>1 組合員名簿の記載事項</p> <p>酒造組合の組合員名簿には、組合法第29条<u>《組合員名簿》</u>第1項各号に掲げる事項を記載するほか、組合員ごとに組合員たる資格に係る品目の酒類の「<u>令第5条の移出数量</u>」を掲記させる。この場合において当該組合が合体酒造組合であるときは、上記の移出数量は組合員たる資格に係る酒類の品目別に記載させる。</p> <p>(注) 年の更新により、上記の移出数量が異動しても、組合法第87条の2<u>《決算関係書類等の提出》</u>第2項の規定による届出をする必要はない。</p> <p>第32条 役員の兼職禁止</p> <p>1 理事と使用人との兼職</p> <p>組合法第32条<u>《役員の兼務禁止》</u>の規定は、監事に対するものであるから、理事が組合の使用人を兼ねることは差し支えない。</p>

改正後	改正前
<p>(注) 1 「組合の使用人」とは、組合と雇用関係にある者をいうものである。</p> <p>2 連合会及び中央会についても同様である。</p>	<p>(注) 1 「組合の使用人」とは、組合と雇傭関係にある者をいうものである。</p> <p>2 連合会及び中央会についても同様である。</p>
<p>第38条 特別の議決</p>	<p>第38条 特別の議決</p>
<p>第2項関係</p>	<p>第2項関係</p>
<p>1 合体酒造組合における特別議決の要件たる移出数量の算定方法</p>	<p>1 合体酒造組合における特別議決の要件たる移出数量の算定方法</p>
<p>合体酒造組合が、組合法第38条第2項《特別の議決》に規定する酒類の移出数量を議決の要件として付加している場合における当該移出数量の算定は、当該組合の定款で定める品目の酒類の移出数量を合算した数量によるものとする。</p>	<p>合体酒造組合が、組合法第38条《特別の議決》第2項に規定する酒類の移出数量を議決の要件として付加している場合における当該移出数量の算定は、当該組合の定款で定める品目の酒類の移出数量を合算した数量によるものとする。</p>
<p>(注) 1 <u>連続式蒸留焼酎</u>とみりん一種の合体酒造組合について本文の規定により移出数量を算定する場合には、<u>連続式蒸留焼酎</u>とみりん一種の移出数量とを単純合計する。</p> <p>2 組合法第38条において定める組合の構成要件の基礎となる数量の算定方法とは異なるから、注意を要する。</p>	<p>(注) 1 <u>連続式蒸留しょうちゅう</u>とみりん一種の合体酒造組合について本文の規定により移出数量を算定する場合には、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>とみりん一種の移出数量とを単純合計する。</p> <p>2 組合法第38条において定める組合の構成要件の基礎となる数量の算定方法とは異なるから、注意を要する。</p>
<p>第42条 事業</p>	<p>第42条 事業</p>
<p>2 「国の行う酒税の保全に関する措置に対する協力」の意義</p>	<p>2 「国の行う酒税の保全に関する措置に対する協力」の意義</p>
<p>組合法第42条第3号《事業》に規定する「国の行う酒税の保全に関する措置に対する協力」とは、<u>例えば</u>、組合法第84条《酒税保全のための勧告又は命令》の規定による所轄官庁の勧告又は命令の実施、組合法第86条《基準販売価格》の規定による基準販売価格制度の実施及び組合法第86条の5《酒類の品目等の表示義務》の規定による酒類の品目等の表示の実施に対する協力並びに組合法第91条第1項《質問検査権》の規定により所轄官庁に提出する業務若しくは財産に関する報告書その他組合又は組合員たる酒類製造業者若しくは販売業者が、任意に所轄官庁に提出する資料等の取りまとめ等をいう。</p> <p>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</p>	<p>組合法第42条《事業》第3号に規定する「国の行う酒税の保全に関する措置に対する協力」とは、<u>たとえば</u>、組合法第84条《酒税の保全のための勧告又は命令》の規定による所轄官庁の勧告又は命令の実施、組合法第86条《基準販売価格》の規定による基準販売価格制度の実施及び組合法第86条の5《酒類の品目等の表示義務》の規定による酒類の品目等の表示の実施に対する協力並びに組合法第91条《質問検査権》第1項の規定により所轄官庁に提出する業務若しくは財産に関する報告書その他組合又は組合員たる酒類製造業者若しくは販売業者が、任意に所轄官庁に提出する資料等の取りまとめ等をいう。</p> <p>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</p>
<p>5 「施設」の範囲</p> <p>組合法第42条第5号《事業》に規定する「販売のための</p>	<p>5 「施設」の範囲</p> <p>組合法第42条《事業》5号に規定する「販売のための施</p>

改正後	改正前
<p>施設」とは、店舗や倉庫等の建物、陳列ケース、販売のための設備、自動販売機その他の有形施設に限り、同条第8号に規定する「福利厚生に関する施設」並びに同条第9号に規定する「教育及び情報の提供に関する施設」とは、有形施設のほか、講演会、講習会、研修会又は研究会等の無形施設を含む。</p> <p>(注) 1 主として組合員を対象として行う講演会等に、営利を目的としない範囲で、組合員以外の者を参加させることは差し支えないのであるから留意する。</p> <p>2 連合会及び中央会についても同様である。</p>	<p>施設」とは、店舗や倉庫等の建物、陳列ケース、販売のための設備、自動販売機その他の有形施設に限り、同条第8号に規定する「福利厚生に関する施設」並びに同条第9号に規定する「教育及び情報の提供に関する施設」とは、有形施設のほか、講演会、講習会、研修会又は研究会等の無形施設を含む。</p> <p>(注) 1 主として組合員を対象として行う講演会等に、営利を目的としない範囲で、組合員以外の者を参加させることは差し支えないのであるから留意する。</p> <p>2 連合会及び中央会についても同様である。</p>
<p>第58条 清算等についての会社法等の準用</p> <p>第1項関係</p> <p>2 清算人についての準用規定</p> <p>清算人については、本通達の第8編第1章第25条第2項関係の2〈代表理事以外の役付理事の選任〉、第26条第1項関係の1〈理事会の議決要件〉及び2〈理事会の議決事項〉、第26条第4項関係の1〈議事録の署名〉、第26条第5項関係の1〈理事会の招集者〉、第26条の2の1〈代表理事の業務執行〉及び2〈代表理事の権限〉、第27条の1〈組合代表の特例〉、第28条第2項関係の1〈閲覧謄写の請求を拒否する「正当な理由」の意義〉、第29条第1項関係の1〈組合員名簿の記載事項〉及び2〈組合員名簿の記載要領〉、第29条第2項関係の1〈組合員への通知又は催告〉、第30条第1項関係の1〈「理事がその任務を怠ったとき」の意義〉、第32条の1〈理事と使用人との兼職〉、第34条第5項関係の1〈組合員等の総会招集請求〉、第34条第11項関係の1〈総会招集通知書の発送期日の計算方法等〉、第35条第1項関係の1〈部会の組織〉、第40条第1項関係の1〈事業報告書等の提出及び備付期日の計算方法〉、第41条の1〈会計帳簿等の閲覧を拒否する「正当な理由」の意義〉の規定を準用する。</p> <p>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</p>	<p>第58条 清算等についての会社法等の準用</p> <p>第1項関係</p> <p>2 清算人についての準用規定</p> <p>清算人については、本通達の第8編第1章第25条第2項関係の2〈代表理事以外の役付理事の選任〉、第26条第1項関係の1〈理事会の議決要件〉及び2〈理事会の議決事項〉、第26条第4項関係の1〈議事録の署名〉、第26条第5項関係の1〈理事会の招集者〉、第26条の2の1〈代表理事の業務執行〉及び2〈代表理事の権限〉、第27条の1〈組合代表の特例〉、第28条第2項関係の1〈閲覧謄写の請求を拒否する「正当な理由」の意義〉、第29条第1項関係の1〈組合員名簿の記載事項〉及び2〈組合員名簿の記載要件〉、第29条第2項関係の1〈組合員への通知又は催告〉、第30条第1項関係の1〈「理事がその任務を怠ったとき」の意義〉、第32条の1〈理事と使用人との兼職〉、第34条第5項関係の1〈組合員等の総会招集請求〉、第34条第11項関係の1〈総会招集通知書の発送期日の計算方法等〉、第35条第1項関係の1〈部会の組織〉、第40条第1項関係の1〈事業報告書等の提出及び備付期日の計算方法〉、第41条の1〈会計帳簿等の閲覧を拒否する「正当な理由」の意義〉の規定を準用する。</p> <p>(注) 連合会及び中央会についても同様である。</p>
<p>第79条 連合会</p> <p>第1項関係</p> <p>1 連合会の設立</p> <p>連合会は、組合法第79条第1項「<u>連合会</u>」の規定により、</p>	<p>第79条 連合会</p> <p>第1項関係</p> <p>1 連合会の設立</p> <p>連合会は、組合法第79条「<u>連合会</u>」第1項の規定により、</p>

改正後	改正前
<p>定款で定める酒類の品目又は業態を同じくする組合によって組織されるものであるが、これが設立するに当たっては、特に次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(注) 1 卸売酒販組合と小売酒販組合との関係及び組合法第9条第5項《<u>組合員の資格</u>》及び組令第4条第3項《<u>組合員の資格</u>》の規定により、ビールの卸売酒販組合が組織された場合の全酒類の卸売酒販組合又は小売酒販組合との関係についても同様である。</p> <p>2 中央会についても同様である。</p> <p>(1) 合体酒造組合又は合体酒販組合は、当該酒類の品目又は業態の一部について定款で定める連合会に加入することができる。</p> <p>(注) 清酒及び<u>単式蒸留焼酎</u>の合体酒造組合は、清酒の連合会及び<u>単式蒸留焼酎</u>の連合会のそれぞれに加入することができる。</p> <p>(2) 連合会が、その定款で2以上の酒類の品目又は業態を定めている場合において、当該酒類の品目又は業態の一部のものだけを定款で定めている組合は、当該連合会に加入することができない。</p> <p>(注) <u>連続式蒸留焼酎</u>の組合及びみりん一種の組合は、いずれも<u>連続式蒸留焼酎</u>及びみりん一種の合体連合会に加入することができない。したがって、当該合体連合会へ加入するためには、<u>連続式蒸留焼酎</u>及びみりん一種の合体組合を組織しなければならない。</p> <p>(3) 連合会が、その定款で2以上の酒類の品目又は業態を定めている場合において、当該品目又は業態の一部につき、組合の地区内において該当者が存在しないために当該組合がその該当のない品目又は業態を定款で定めていないことにより、上記の連合会に加入することができない事情にあるときは、組合法第14条《組合の構成要件》の規定にかかわらず、当該組合は、上記の連合会が定款で定めている酒類の品目又は業態と同一の酒類の品目又は業態を定款で定めることができる。</p> <p>(注) (2)の(注)の場合において、組合の地区内にみりん一種の酒類製造業者が皆無であるときは、<u>連続式蒸留焼酎</u>のほか、みりん一種を定款で定めることにより合体連合会に加入することができること</p>	<p>定款で定める酒類の品目又は業態を同じくする組合によって組織されるものであるが、これが設立するに当たっては、特に次に掲げる事項に留意する。</p> <p>(注) 1 卸売酒販組合と小売酒販組合との関係及び組合法第9条《<u>組合員の資格</u>》第5項及び組令第4条《<u>組合員の資格</u>》第3項の規定により、ビールの卸売酒販組合が組織された場合の全酒類の卸売酒販組合又は小売酒販組合との関係についても同様である。</p> <p>2 中央会についても同様である。</p> <p>(1) 合体酒造組合又は合体酒販組合は、当該酒類の品目又は業態の一部について定款で定める連合会に加入することができる。</p> <p>(注) 清酒及び<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の合体酒造組合は、清酒の連合会及び<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の連合会のそれぞれに加入することができる。</p> <p>(2) 連合会が、その定款で2以上の酒類の品目又は業態を定めている場合において、当該酒類の品目又は業態の一部のものだけを定款で定めている組合は、当該連合会に加入することができない。</p> <p>(注) <u>連続式蒸留しょうちゅう</u>の組合及びみりん一種の組合は、いずれも<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>及びみりん一種の合体連合会に加入することができない。したがって、当該合体連合会へ加入するためには、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>及びみりん一種の合体組合を組織しなければならない。</p> <p>(3) 連合会が、その定款で2以上の酒類の品目又は業態を定めている場合において、当該品目又は業態の一部につき、組合の地区内において該当者が存在しないために当該組合がその該当のない品目又は業態を定款で定めていないことにより、上記の連合会に加入することができない事情にあるときは、組合法第14条《組合の構成要件》の規定にかかわらず、当該組合は、上記の連合会が定款で定めている酒類の品目又は業態と同一の酒類の品目又は業態を定款で定めることができる。</p> <p>(注) (2)の(注)の場合において、組合の地区内にみりん一種の酒類製造業者が皆無であるときは、<u>連続式蒸留しょうちゅう</u>のほか、みりん一種を定款で定めることにより合体連合会に加入することが</p>

改 正 後	改 正 前
<p>ととなる。</p> <p><u>第 86 条の 2 基準販売価格に係る告示</u></p> <p><u>第 86 条の 3 公正な取引の基準</u></p> <p><u>1 公正な取引に関する基準の取扱い</u> 公正な取引に関する基準（平成 29 年 3 月国税庁告示第 2 号）の取扱いは、別に定めるところによる。</p> <p><u>第 86 条の 4 公正な取引の基準に関する命令</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>第 86 条の 5 酒類の品目等の表示義務</u></p> <p><u>1 総則</u></p> <p>(1) 表示を要しない酒類 次に掲げる酒類の容器又は包装には、表示義務事項の表示を要しないことに取り扱う。</p> <p><u>イ 品評会、鑑評会等に出品する酒類</u></p> <p><u>ロ 法第 6 条の 4 《収去酒類等の非課税》の規定により収去される酒類及び通則法第 74 条の 4 第 2 項《当該職員の酒税に関する調査に係る質問検査権》の規定により採取する見本の酒類</u></p> <p><u>ハ 消費者（酒場、料理店等を含む。）に対して通常そのままの状態で引き渡すことを予定していない容器（例えば、タンクローリー）に充填した酒類</u></p> <p><u>ニ 医薬品医療機器等法の規定により厚生労働大臣から製造（輸入販売を含む。）の許可を受けたアルコール含有医薬品に該当する酒類</u></p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 文字の種別等</u> 表示義務事項を表示するために用いる文字の書体</p>	<p>できることとなる。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第 86 条の 4 基準販売価格に係る告示</u></p> <p><u>第 86 条の 5 酒類の品目等の表示義務</u></p> <p><u>1 酒類の表示の取扱い等</u></p> <p>(1) 表示を要しない酒類 次に掲げる酒類の容器又は包装には、表示義務事項の表示を要しないことに取り扱う。</p> <p><u>(イ) 品評会、鑑評会等に出品する酒類</u></p> <p><u>(ロ) 法第 6 条の 4 《収去酒類等の非課税》の規定により収去される酒類及び法第 53 条《当該職員の権限》第 2 項の規定により採取する見本の酒類</u></p> <p><u>(ハ) 消費者（酒場、料理店等を含む。）に対して通常そのままの状態で引渡すことを予定していない容器（例えば、タンクローリー）に充てんした酒類</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2)・(3) (同左)</p> <p><u>(4) 容器の容量の表示</u> <u>容器の容量は、「L」、「ml」、「ℓ」、「mℓ」、「リットル」又は「ミリリットル」と表示する。</u> <u>また、粉末酒の重量は、「kg」、「g」、「キログラム」又は「グラム」と表示する。</u></p> <p><u>(5) アルコール分及びエキス分の表示</u> <u>アルコール分及びエキス分は、「度」又は「%」と表示する。</u></p> <p><u>(6) 表示に用いる文字の種別</u> 表示義務事項を表示するために用いる文字の書体</p>

改正後	改正前
<p>は、原則として「楷書体」又は「ゴシック体」とし、種別は次のとおりとする。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ <u>内容量</u>、アルコール分、エキス分及び税率適用区分の数字は、原則としてアラビア数字とする。</p> <p>ハ <u>表示に用いる文字の大きさ(ポイント)</u>は、<u>日本工業規格 Z 8305 (1962) に規定する文字の大きさとする。</u></p> <p>(5) <u>単位の表示</u> <u>単位の表示は、主に次を用いる。</u></p> <p>イ <u>内容量は、「L」、「ml」、「ℓ」、「mℓ」、「リットル」又は「ミリリットル」</u></p> <p>ロ <u>粉末酒の重量は、「kg」、「g」、「キログラム」又は「グラム」</u></p> <p>ハ <u>アルコール分及びエキス分は、「度」又は「%」</u></p> <p>(6) (省略) <u>(削除)</u></p>	<p>は、原則として「楷書体」又は「ゴシック体」とし、種別は次のとおりとする。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ <u>容器の容量</u>、アルコール分、エキス分及び税率適用区分の数字は、原則としてアラビア数字とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(7) (同左)</p> <p>(8) <u>アルコール含有医薬品の表示</u> <u>薬事法の規定により厚生労働大臣から製造(輸入販売を含む。)の許可を受けたアルコール含有医薬品で酒類に該当するものについては、組合法第86条の5《酒類の品目等の表示義務》に定める表示を行わないこととしても差し支えない。</u></p>
<p>2 <u>酒類の容器に対する品目の表示の取扱い</u> 酒類の品目の表示は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>酒類の品目の表示方法</u></p> <p>イ 酒類の品目は、法又は組合規則に表記されている文字の種別とする。</p> <p>なお、<u>「単式蒸留しょうちゅう」、「焼酎乙類」又は「本味酎」</u>等、法が施行される以前に既に慣熟した表記として使用されていたものについては、これを使用することとしても差し支えない。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ <u>連続式蒸留焼酎又は単式蒸留焼酎</u>をホワイトリカーと表示する場合には、ホワイトリカーの文字の後に、組合規則第11条の3第4項《<u>表示方法の届出等</u>》に規定する①又は②の記号を一体的に表示する。</p> <p>ニ <u>連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎の混和酒</u>は「<u>連続式・単式蒸留焼酎混和</u>」、「<u>焼酎甲類・乙類混和</u>」又</p>	<p>2 <u>酒類の容器に対する品目等の表示の取扱い</u> 酒類の品目の表示は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>酒類の品目の表示方法</u></p> <p>イ 酒類の品目は、法又は組合規則に表記されている文字の種別とする。</p> <p>なお、<u>「焼酎乙類」、「本味酎」</u>等、法が施行される以前に既に慣熟した表記として使用されていたものについては、これを使用することとしても差し支えない。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ <u>連続式蒸留しょうちゅう又は単式蒸留しょうちゅう</u>をホワイトリカーと表示する場合には、ホワイトリカーの文字の後に、組合規則第11条の3《<u>表示方法の届出等</u>》第4項に規定する①又は②の記号を一体的に表示する。</p> <p>ニ <u>連続式蒸留しょうちゅうと単式蒸留しょうちゅう</u>の混和酒は「<u>連続式・単式蒸留しょうちゅう混和</u>」、</p>

改正後	改正前																																												
<p>は「ホワイトリカー①②混和」と表示する。この場合、<u>混和酒に対する混和した一方の品目の割合が純アルコール数量で5%未満となるものについては、混和量の多い方の品目だけの表示としても差し支えない。</u></p> <p>ホ 組合規則第11条の5《品目の例外表示》に規定する「<u>本格焼酎</u>」について、酒造の合理化等の目的で製造工程中に使用する僅少（穀類又は<u>芋類</u>のこうじと併用する水以外の原料の重量の1,000分の1以下に相当する量）の酵素剤は原料として取り扱わない。</p> <p>なお、<u>単式蒸留焼酎と連続式蒸留焼酎</u>の混和酒には、「<u>本格焼酎</u>」の呼称を使用できないことに留意する。</p> <p>へ・ト （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 表示する文字の大きさ</p> <p>イ 原則</p> <p>「酒類の品目」の文字の大きさは、<u>内容量</u>、文字の数に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。</p> <p>なお、<u>内容量が100ml以下の酒類については、適宜の大きさの文字によることとしても差し支えない。</u></p> <p><u>(注) 別途、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第8条第9号の規定では、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のもの及び印刷瓶に入れられた一般用加工食品であって表示すべき事項を蓋（その面積が30平方センチメートル以下のものに限る。）に表示するものにあつては、5.5ポイントの活字以上の大きさとする</u><u>ことができることとされていることに留意する。</u></p> <table border="1" data-bbox="220 1693 799 2036"> <thead> <tr> <th>文字の数</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活字の大きさ</td> <td>ポイント</td> <td>ポイント</td> <td>ポイント</td> </tr> <tr> <td>内容量別</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.60超</td> <td>42ポイント</td> <td>26ポイント</td> <td>26ポイント</td> </tr> <tr> <td>1.80超</td> <td>26ポイント</td> <td>22ポイント</td> <td>16ポイント</td> </tr> </tbody> </table>	文字の数	2	3	4以上	活字の大きさ	ポイント	ポイント	ポイント	内容量別				3.60超	42ポイント	26ポイント	26ポイント	1.80超	26ポイント	22ポイント	16ポイント	<p>「<u>しょうちゅう甲類・乙類混和</u>」又は「ホワイトリカー①②混和」と表示する。この場合、<u>混和酒に対する混和した一方の品目の割合が純アルコール数量で5%未満となるものについては、混和量の多い方の品目だけの表示としても差し支えない。</u></p> <p>ホ 組合規則第11条の5《品目の例外表示》に規定する「<u>本格しょうちゅう</u>」について、酒造の合理化等の目的で製造工程中に使用する僅少（穀類又は<u>いも類</u>のこうじと併用する水以外の原料の重量の1,000分の1以下に相当する量）の酵素剤は原料として取り扱わない。</p> <p>なお、<u>単式蒸留しょうちゅうと連続式蒸留しょうちゅう</u>の混和酒には、「<u>本格しょうちゅう</u>」の呼称を使用できないことに留意する。</p> <p>へ・ト （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 表示する文字の大きさ</p> <p>イ 原則</p> <p>「酒類の品目」の文字の大きさは、<u>容器の容量</u>、文字の数に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。</p> <p>なお、<u>容器の容量が100ml以下の酒類については、適宜の大きさの文字によることとしても差し支えない。</u></p> <table border="1" data-bbox="882 1693 1461 2036"> <thead> <tr> <th>文字の数</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活字の大きさ</td> <td>ポイント</td> <td>ポイント</td> <td>ポイント</td> </tr> <tr> <td>容量別</td> <td><u>(号)</u></td> <td><u>(号)</u></td> <td><u>(号)</u></td> </tr> <tr> <td>3.60超</td> <td>42ポイント</td> <td>26ポイント</td> <td>26ポイント</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(初号)</u></td> <td><u>(1号)</u></td> <td><u>(1号)</u></td> </tr> <tr> <td>1.80超</td> <td>26ポイント</td> <td>22ポイント</td> <td>16ポイント</td> </tr> </tbody> </table>	文字の数	2	3	4以上	活字の大きさ	ポイント	ポイント	ポイント	容量別	<u>(号)</u>	<u>(号)</u>	<u>(号)</u>	3.60超	42ポイント	26ポイント	26ポイント		<u>(初号)</u>	<u>(1号)</u>	<u>(1号)</u>	1.80超	26ポイント	22ポイント	16ポイント
文字の数	2	3	4以上																																										
活字の大きさ	ポイント	ポイント	ポイント																																										
内容量別																																													
3.60超	42ポイント	26ポイント	26ポイント																																										
1.80超	26ポイント	22ポイント	16ポイント																																										
文字の数	2	3	4以上																																										
活字の大きさ	ポイント	ポイント	ポイント																																										
容量別	<u>(号)</u>	<u>(号)</u>	<u>(号)</u>																																										
3.60超	42ポイント	26ポイント	26ポイント																																										
	<u>(初号)</u>	<u>(1号)</u>	<u>(1号)</u>																																										
1.80超	26ポイント	22ポイント	16ポイント																																										

改正後				改正前			
3.6ℓ以下				3.6ℓ以下	(1号)	(2号)	(3号)
1ℓ超	22ポイント	16ポイント	14ポイント	1ℓ超	22ポイント	16ポイント	14ポイント
1.8ℓ以下				1.8ℓ以下	(2号)	(3号)	(4号)
360ml超	16ポイント	14ポイント	10.5ポイント	360ml超	16ポイント	14ポイント	10.5ポイント
1ℓ以下				1ℓ以下	(3号)	(4号)	(5号)
360ml以下	14ポイント	10.5ポイント	7.5ポイント	360ml以下	(4号)	(5号)	(6号)
ロ 粉末酒の場合 粉末酒の文字の大きさは、粉末酒の重量に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。				ロ 粉末酒の場合 粉末酒の文字の大きさは、粉末酒の重量に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。			
活字の大きさ		ポイント		活字の大きさ		ポイント(号)	
重量別				重量別			
1 kg超		42ポイント		1 kg超		42ポイント(初号)	
500g超 1 kg以下		22ポイント		500g超 1 kg以下		22ポイント(2号)	
100g超500g以下		16ポイント		100g超500g以下		16ポイント(3号)	
100g以下		14ポイント		100g以下		14ポイント(4号)	
(削除)				ハ <u>しょうちゅうの「組合規則第11条の3《表示方法の届出等》第4項に規定する連続式蒸留しょうちゅうの①及び単式蒸留しょうちゅうの②の記号」については、容器の容量に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。</u>			
活字の大きさ		ポイント(号)		活字の大きさ		ポイント(号)	
容量別				容量別			
3.6ℓ超		26ポイント(1号)		3.6ℓ超		26ポイント(1号)	
1.8ℓ超3.6ℓ以下		16ポイント(3号)		1.8ℓ超3.6ℓ以下		16ポイント(3号)	
1ℓ超1.8ℓ以下		14ポイント(4号)		1ℓ超1.8ℓ以下		14ポイント(4号)	
360ml超 1ℓ以下		10.5ポイント(5号)		360ml超 1ℓ以下		10.5ポイント(5号)	
360ml以下		7.5ポイント(6号)		360ml以下		7.5ポイント(6号)	
(4) <u>表示方法届出書の取扱い</u> 組合令第8条の3第1項及び第2項《表示事項》の規定による表示方法届出書は、次の場合に提出を省略することができることとして取り扱う。				3 <u>酒類の品目の表示方法の届出の効力</u> 届出の効力は、届出の対象となった製造場等ごとに、届出をした表示証等の全部(形、大きさ、内容等の一切)に及ぶものとする。ただし、次の場合は、既に届出をしている表示証等(以下「届出済表示証等」という。)の効力が及ぶものとして取り扱う。			
イ <u>既に届出をしている表示証等(以下「届出済表示証等」という。)の表示義務事項のうち、組合法又は組合令の改正により、次の範囲内で記載内容を変更す</u>				(1) <u>届出済表示証等の表示義務事項のうち、組合法又は組合令の改正により、次の範囲内で記載内容を変更するとき。</u>			

改正後	改正前
<p><u>るとき。</u></p> <p>(イ) 表示を要しないこととなった事項につき、その文字を削除又は抹消するとき及びその削除により空白となる部分へ他の表示義務事項の文字を若干移動させるとき。</p> <p>(ロ) 表示を要することとなった事項につき、その文字を他の表示義務事項の文字に並べ又は若干移動させて同一の表示方法をもって追加表示するとき。</p> <p>ㄱ 届出済表示証等の酒類の品目の表示以外の表示義務事項につき、その文字及び模様等の一部を削除するとき若しくは表示証等の全体の構成に影響を及ぼさない範囲で、文字の一部を変更するとき。</p> <p>ㄴ 相続（包括遺贈を含む。<u>6</u>において同じ。）、合併、経営組織の変更、社名変更、行政区画の変更等により届出済表示証等に記載されている氏名又は名称若しくは製造場等の所在地を同一の文字の大きさと変更するとき。</p> <p>ㄷ 届出済表示証等の大きさを、原型のまま若干拡大するとき、<u>又は同一の図柄等の表示証のアルコール分若しくは内容量を変更するとき。</u></p> <p>ㄹ 組合令第8条の3第5項《表示事項》の規定により、製造場等の所在地を表示する記号の届出をした者が、届出済表示証等に記載された製造場等の所在地に代えて、新たに届け出た記号を印刷するとき。</p> <p>ㅁ 届出済表示証等の中に、製造場等の所在地を表示している場合において、その表示している箇所に「製造場」の文字を冠記し、又は酒類の品目の表示以外の表示義務事項につき、同一の文字以上の大きさの文字でこれらの表示場所を相互に置き換えるとき。</p>	<p>イ 表示を要しないこととなった事項につき、その文字を削除又は抹消するとき及びその削除により空白となる部分へ他の表示義務事項の文字を若干移動させるとき。</p> <p>ロ 表示を要することとなった事項につき、その文字を他の表示義務事項の文字に並べ又は若干移動させて同一の表示方法をもって追加表示するとき。</p> <p>(2) 届出済表示証等の酒類の品目の表示以外の表示義務事項につき、その文字及び模様等の一部を削除するとき若しくは表示証等の全体の構成に影響を及ぼさない範囲で、文字の一部を変更するとき。</p> <p>(3) 相続（包括遺贈を含む。<u>7</u>において同じ。）、合併、経営組織の変更、社名変更、行政区画の変更等により届出済表示証等に記載されている氏名又は名称若しくは製造場等の所在地を同一の文字の大きさと変更するとき。</p> <p>(4) 届出済表示証等の大きさを、原型のまま若干拡大するとき。</p> <p>(5) 組合令第8条の3《表示事項》第5項の規定により、製造場等の所在地を表示する記号の届出をした者が、届出済表示証等に記載された製造場等の所在地に代えて、新たに届け出た記号を印刷するとき。</p> <p>(6) 届出済表示証等の中に、製造場等の所在地を表示している場合において、その表示している箇所に「製造場」の文字を冠記し、又は酒類の品目の表示以外の表示義務事項につき、同一の文字以上の大きさの文字でこれらの表示場所を相互に置き換え、<u>又はアルコール分若しくは容器の容量につき、その記載内容を変更するとき。</u></p>
<p>3 酒類の品目の表示以外の表示義務事項の表示</p> <p>次に掲げる酒類の品目の表示以外の表示義務事項は、それぞれに掲げる方法により表示する。</p> <p>(1) <u>内容量</u></p> <p><u>内容量は、その容器に充填した容量（粉末酒にあっては、重量）を表示する。</u></p> <p><u>また、果実の実等の入った酒類に対する内容量の表</u></p>	<p>4 酒類の品目の表示以外の表示義務事項の表示</p> <p>次に掲げる酒類の品目の表示以外の表示義務事項は、それぞれに掲げる方法により表示する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>示は、当該果実の実等を除いた酒類の内容量を表示する。この場合、果実の実等の量又は果実の実等の量を加えた内容総量を併せて表示することとしても差し支えない。</p> <p>(注) 粉末酒を除く酒類は、特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成5年政令第249号）に従った表示義務があることに留意する。</p> <p>(2) アルコール分 アルコール分は、法に定める税率適用区分を同じくする1度の範囲内で「〇〇度以上〇〇度未満」と表示する。ただし、次の方法によることとしても差し支えない。</p> <p>イ～ハ （省略）</p> <p>(3) 税率適用区分 税率適用区分の表示は、次による。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ その他の発泡性酒類は、酒類の「品目」、「発泡性を有する旨」の後に「①」と表示する。</p> <p>ただし、法第23条第2項第3号括弧書《税率》に規定する「ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で同号イ又はロに該当しないもの」については「①」に代えて「②」と表示する。</p> <p>(表示例)</p> <p>発泡性を有するその他の醸造酒（アルコール分5度）で、法第23条第2項第3号括弧書《税率》に規定する「ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で同号イ又はロに該当するもの」</p> <p>「その他の醸造酒（発泡性）①」</p> <p>ハ 雑酒は、法第23条第5項括弧書《税率》に規定する「その性状がみりんに類似する酒類」に該当するものについては「雑酒①」、それ以外のものについては、「雑酒②」と表示する。</p> <p>(4) 発泡性を有する旨の表示 発泡性を有する旨の表示は、「発泡性」、「炭酸ガス含有」、「炭酸ガス入り」、「炭酸ガス混合」の表現を用いる。</p> <p>(注) 炭酸ガスを加えた酒類は、発泡性を有する旨の表示義務が課せられているか否かにかかわらず、</p>	<p>(1) アルコール分 アルコール分は、法に定める税率適用区分を同じくする1度の範囲内で「〇〇度以上〇〇度未満」と表示する。ただし、次の方法によることとしても差し支えない。</p> <p>イ～ハ （同左）</p> <p>(2) 税率適用区分 税率適用区分の表示は、次による。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ その他の発泡性酒類は、酒類の「品目」、「発泡性を有する旨」の後に「①」と表示する。</p> <p>ただし、法第23条《税率》第2項第3号かっこ書きに規定する「ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で同号イ又はロに該当しないもの」については「①」に代えて「②」と表示する。</p> <p>(表示例)</p> <p>発泡性を有するその他の醸造酒（アルコール分5度）で、法第23条《税率》第2項第3号かっこ書きに規定する「ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で同号イ又はロに該当するもの」</p> <p>「その他の醸造酒（発泡性）①」</p> <p>ハ 雑酒は、法第23条《税率》第5項かっこ書きに規定する「その性状がみりんに類似する酒類」に該当するものについては「雑酒①」、それ以外のものについては、「雑酒②」と表示する。</p> <p>(3) 発泡性を有する旨の表示は、「発泡性」、「炭酸ガス含有」、「炭酸ガス入り」、「炭酸ガス混合」の表現を用いる。</p> <p>(注) 炭酸ガスを加えた酒類は、発泡性を有する旨の表示義務が課せられているか否かに係わらず、別</p>

改正後	改正前
<p>別途、<u>食品表示基準第3条第1項</u>の規定に基づき、 添加物としての表示義務があることに留意する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>途、<u>食品衛生法第十九条第一項</u>の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）<u>第1条</u>の規定に基づき、<u>食品添加物</u>としての表示義務があることに留意する。</p> <p><u>(4) 果実の実等が入った酒類に対する「容器の容量」の表示は、当該果実の実等を除いた正味の内容量をもって表示する。この場合、果実の実等の容量を併せて表示することとしても差し支えない。</u></p>
<p>4 酒類の包装に対する品目等の表示の取扱い</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 酒類の包装に対する表示の取扱い</p> <p>酒類の包装に対する表示の取扱いは、原則として2に準ずるものとするが、次に掲げる事項については、それぞれに次に掲げるところにより取り扱う。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 2個以上の容器を一括して収容する包装に対する「<u>内容量</u>」等の表示は、次による。</p> <p>(イ) 容器の<u>内容量</u>が同一である場合の<u>内容量</u>の表示は、容器の<u>内容量</u>と当該容器の個数とを、例えば「<u>内容量</u>720mℓ詰2本」等と記載する。</p> <p>(ロ) 容器の<u>内容量</u>が異なる場合の<u>内容量</u>の表示は、それぞれの容器の<u>内容量</u>と個数とを、例えば「<u>内容量</u>720mℓ詰1本、<u>内容量</u>500mℓ詰1本」等と記載する。</p> <p>(ハ) 容器の個数については、「ダース」、「半ダース」で表示することとしても差し支えない。</p> <p>(注) <u>内容量</u>を包装される容器の<u>内容総量</u>で表示することのないようにさせる。</p> <p>(ニ) (省略)</p>	<p>5 酒類の包装に対する品目等の表示の取扱い</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 酒類の包装に対する表示の取扱い</p> <p>酒類の包装に対する表示の取扱いは、原則として2に準ずるものとするが、次に掲げる事項については、それぞれに次に掲げるところにより取り扱う。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 2個以上の容器を一括して収容する包装に対する「<u>容器の容量</u>」等の表示は、次による。</p> <p>(イ) 容器の<u>容量</u>が同一である場合の<u>容器の容量</u>の表示は、容器の<u>容量</u>と当該容器の個数とを、例えば「<u>容量</u>720mℓ詰2本」等と記載する。</p> <p>(ロ) 容器の<u>容量</u>が異なる場合の<u>容器の容量</u>の表示は、それぞれの容器の<u>容量</u>と個数とを、例えば「<u>容量</u>720mℓ詰1本、<u>容量</u>500mℓ詰1本」等と記載する。</p> <p>(ハ) 容器の個数については、「ダース」、「半ダース」で表示することとしても差し支えない。</p> <p>(注) <u>容器の容量</u>を包装される容器の<u>総容量</u>で表示することのないようにさせる。</p> <p>(ニ) (同左)</p>
<p>5 製造場等の所在地の「記号表示」の取扱い</p> <p>組合令第8条の3第5項《<u>表示事項</u>》及び組合規則第11条の6《<u>記号表示の届出</u>》に規定する製造場等の所在地を記号で表示する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 表示に用いる記号</p> <p>表示に用いる記号は、他の表示義務事項の表示と<u>混同しない</u>ように定めるものとする。</p>	<p>6 製造場等の所在地の「記号表示」の取扱い</p> <p>組合令第8条の3《<u>表示事項</u>》第5項及び組合規則第11条の6《<u>記号表示の届出</u>》に規定する製造場等の所在地を記号で表示する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 表示に用いる記号</p> <p>表示に用いる記号は、他の表示義務事項の表示との<u>混同を避ける</u>とともに、<u>食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条の規定に適合する</u>ように定めるものとする。</p>

改正後	改正前
	<p>(注) 1 <u>酒類製造業者が他の酒類製造業者の酒類の製造場又は蔵置場において容器に詰められた酒類を法第28条《未納税移出》の規定に基づき未納税移入した後に更に移出する場合には、食品衛生法上は、当該酒類を容器に詰めた者が製造者として取り扱われ、同法に基づく表示義務が課せられることになるが、この場合の製造場等の所在地等の表示は、次のとおり行うことができるのであるから留意する。</u></p> <p><u>〔表示例〕</u></p> <p>1 <u>当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等の所在地が住所と同一である場合</u> <u>「販売元 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号 霞が関酒造株式会社A」</u> <u>〔A：食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条の規定により届け出た記号</u> <u>（当該酒類を容器に詰めた者を表す記号）〕</u></p> <p>2 <u>当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等の所在地が住所と異なる場合</u> <u>「販売元 東京都千代田区大手町1丁目3番2号 東京酒造株式会社B C」</u> <u>〔B：組合令第8条の3第5項の規定により届け出た記号</u> <u>（当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等を表す記号）</u> <u>C：食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条の規定により届け出た記号</u> <u>（当該酒類を容器に詰めた者を表す記号）〕</u></p> <p>2 <u>酒類販売業者が酒類の製造を酒類製造業者に委託し、酒類の製造場又は蔵置場において容器に詰められた酒類を移入した後に更に移出する場合には、当該酒類の酒類製造業者に組合法及び食品衛生法上の表示義務が課せられることになる。</u></p> <p><u>なお、この場合においても、酒類販売業者の住所及び氏名又は名称の表示を行うことはできる</u></p>

改正後	改正前
<p>(3) (省略)</p> <p>6 表示義務事項の「省略」又は「異なる表示」の承認の取扱い</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 異なる表示を行うことができる表示義務事項 組合令第8条の3第6項《表示事項》に規定する「異なる表示」を行うことができる表示義務事項は、次のとおりとする。</p> <p>イ 組合法、組合令又は組合規則（<u>「酒税法施行規則第3条の2に規定する国税庁長官が指定する物品」</u>（平成18年4月国税庁告示第10号）を含む。以下ロにおいて同じ。）の改正により表示義務事項が削除又は変更された場合において、改正前の表示義務事項 なお、法又は令の改正に関連して特定の酒類について表示義務事項の一部を表示する必要がなくなったとき及び表示義務事項に異動を生じたときは、「削除又は変更された場合」に準じて取り扱う。</p> <p>ロ 相続、合併、経営組織の変更、社名変更、行政区画の変更等によって表示義務事項に異動を生じた場合において、その異動前の表示義務事項</p>	<p>が、製造場等の所在地の記号表示と併せて表示する場合は、次のとおり行うこととなるのであるから留意する。</p> <p><u>〔表示例〕</u></p> <p><u>「製造者 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号</u> <u>霞が関酒造株式会社D</u></p> <p><u>販売者 東京都千代田区大手町1丁目3番2号</u> <u>大手町酒販株式会社」</u></p> <p><u>〔D：組合令第8条の3第5項の規定により届け出た記号</u> <u>（当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等を表す記号）</u></p> <p><u>食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第10条の規定により届け出た記号</u> <u>（当該酒類の製造者の製造所所在地を表す記号） 〕</u></p> <p>(3) (同左)</p> <p>7 表示義務事項の「省略」又は「異なる表示」の承認の取扱い</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 異なる表示を行うことができる表示義務事項 組合令第8条の3《表示事項》第6項に規定する「異なる表示」を行うことができる表示義務事項は、次のとおりとする。</p> <p>イ 組合法、組合令又は組合規則（平成18年4月28日付<u>国税庁告示第10号</u>を含む。以下ロ及びハにおいて同じ。）の改正により表示義務事項が削除又は変更された場合において、改正前の表示義務事項 なお、法又は令の改正に関連して特定の酒類について表示義務事項の一部を表示する必要がなくなったとき及び表示義務事項に異動を生じたときは、「削除又は変更された場合」に準じて取り扱う。</p> <p>ロ 相続、合併、経営組織の変更、社名変更、行政区画の変更等によって表示義務事項に異動を生じた場合において、その異動前の表示義務事項</p>

改正後	改正前
<p>なお、異動前の表示義務事項を削除又は抹消する場合において、異動後の表示義務事項の<u>全て</u>を表示することが、困難であると認められるときは、表示義務事項の省略の承認を与えることとしても差し支えない。</p>	<p>なお、異動前の表示義務事項を削除又は抹消する場合において、異動後の表示義務事項の<u>すべて</u>を表示することが、困難であると認められるときは、表示義務事項の省略の承認を与えることとしても差し支えない。</p>
<p>第86条の6 酒類の表示の基準</p>	<p>第86条の6 酒類の表示の基準</p>
<p>1 総則</p>	<p>1 総則</p>
<p>(1) 表示の基準における「容器」又は「包装」の取扱い等</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 表示を行わないことができる容器又は包装</p> <p>表示の基準に特に定めがある場合を除き、次に掲げる酒類の容器又は包装(以下この条において「容器等」という。)には、原則として、表示を行わないこととして差し支えない。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 法第6条の4《<u>収去酒類等の非課税</u>》の規定より収去される酒類及び<u>通則法第74条の4第2項《当該職員の酒税に関する調査等に係る質問検査権》</u>の規定により採取する見本の酒類</p>	<p>(1) 表示の基準における「容器」又は「包装」の取扱い等</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 表示を行わないことができる容器又は包装</p> <p>表示の基準に特に定めがある場合を除き、次に掲げる酒類の容器又は包装(以下この条において「容器等」という。)には、原則として、表示を行わないこととして差し支えない。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 法第6条の4《<u>収去酒類等の非課税</u>》の規定より収去される酒類及び<u>法第53条《当該職員の権限》第2項</u>の規定により採取する見本の酒類</p>
<p>(2) 表示の基準に基づく表示の取扱い等</p> <p>表示の基準に基づいて行う表示は、表示の基準に特に定めがある場合を除き、容器等その他の表示の基準に定めるものの見やすい箇所に、容易に判読できる大きさ及び書体の文字で<u>明瞭</u>に行う。</p> <p>なお、表示の基準に特に定めがある場合を除き、日本文字以外の文字による表示についても、表示の基準が適用されるのであるから留意する。</p>	<p>(2) 表示の基準に基づく表示の取扱い等</p> <p><u>イ</u> 表示の基準に基づいて行う表示は、表示の基準に特に定めがある場合を除き、容器等その他の表示の基準に定めるものの見やすい箇所に、容易に判読できる大きさ及び書体の文字で<u>明りょう</u>に行う。</p> <p>なお、表示の基準に特に定めがある場合を除き、日本文字以外の文字による表示についても、表示の基準が適用されるのであるから留意する。</p>
<p>2 清酒の製法品質表示基準の取扱い</p>	<p>2 清酒の製法品質表示基準の取扱い</p>
<p>清酒の製法品質表示基準(平成元年11月国税庁告示第8号。以下この2において「表示基準」という。)の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 特定名称の清酒の表示</p> <p>イ 表示基準1の本文について</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 特定名称の表示に当たっては、例えば、「吟醸酒」を「吟醸」又は「吟醸清酒」若しくは「吟醸日本酒」のように、「酒」を省略し又は「酒」を「清酒」若</p>	<p>清酒の製法品質表示基準(平成元年11月22日付国税庁告示第8号。以下この2において「表示基準」という。)の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 特定名称の清酒の表示</p> <p>イ 表示基準1の本文について</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 特定名称の表示に当たっては、例えば、「吟醸酒」を「吟醸」又は「吟醸清酒」若しくは「吟醸日本酒」のように、「酒」を省略し又は「酒」を「清酒」若</p>

改正後	改正前
<p>しくは「日本酒」と表示しても差し支えない。</p> <p>(注) 「日本酒」の表示は、<u>組合法第86条の6第1項《酒類の表示の基準》の規定により定められた酒類の表示の基準によって国税庁長官が地理的表示として指定した日本酒の表示を使用することができる場合に限ることに留意する。</u></p> <p>(ハ)・(ニ) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 表示基準1の本表の適用に関する通則(2)について</p> <p>(イ) 「これに相当する玄米」とは、外国産玄米であつて、農産物規格規程(平成13年2月農林水産省告示第244号)に規定されている国内産玄米の3等以上の品位に相当することが明らかなものをいい、当分の間、農産物検査法(昭和26年法律第144号)に基づく検査により合格と格付けされたものは、これに該当するものとして取り扱う。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ニ (省略)</p> <p>ホ 表示基準1の本表の適用に関する通則(4)について 醸造アルコールには、<u>でん粉質物又は含糖質物</u>を原料として発酵させて蒸留したアルコールに水を加えたものを含むものとする。</p> <p>ヘ 表示基準1の本表の適用に関する通則(5)について 醸造アルコールの重量計算は、アルコール分95%に換算して行うものであるが、その比重は0.8157により計算し、計算過程におけるキログラム位及びリットル位未満3位以下の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(注) 例えば、白米1,000kg<u>当たり</u>30%アルコール350ℓを使用したとすれば、醸造アルコールの白米の重量に対する割合は、</p> $350\ell \times 0.3 = 105\ell \text{ (アルコール分100\%換算)}$ $105\ell \div 0.95 = 110.52\ell \text{ (アルコール分95\%換算)}$ $110.52\ell \times 0.8157 \text{ (比重)} = 90.15\text{kg (重量換算)}$ $90.15\text{kg} \div 1.000\text{kg} \times 100 = 9.01\% \text{ となる。}$ <p>ト～ヌ (省略)</p> <p>(3) 記載事項の表示</p>	<p>しくは「日本酒」と表示しても差し支えない。</p> <p>(ハ)・(ニ) (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 表示基準1の本表の適用に関する通則(2)について</p> <p>(イ) 「これに相当する玄米」とは、外国産玄米であつて、農産物規格規程(昭和26年農林省告示第133号)に規定されている国内産玄米の3等以上の品位に相当することが明らかなものをいい、当分の間、農産物検査法(昭和26年法律第144号)に基づく検査により合格と格付けされたものは、これに該当するものとして取り扱う。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ニ (同左)</p> <p>ホ 表示基準1の本表の適用に関する通則(4)について 醸造アルコールには、<u>でんぷん質物又は含糖質物</u>を原料として発酵させて蒸留したアルコールに水を加えたものを含むものとする。</p> <p>ヘ 表示基準1の本表の適用に関する通則(5)について 醸造アルコールの重量計算は、アルコール分95%に換算して行うものであるが、その比重は0.8157により計算し、計算過程におけるキログラム位及びリットル位未満3位以下の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(注) 例えば、白米1,000kg<u>当り</u>30%アルコール350ℓを使用したとすれば、醸造アルコールの白米の重量に対する割合は、</p> $350\ell \times 0.3 = 105\ell \text{ (アルコール分100\%換算)}$ $105\ell \div 0.95 = 110.52\ell \text{ (アルコール分95\%換算)}$ $110.52\ell \times 0.8157 \text{ (比重)} = 90.15\text{kg (重量換算)}$ $90.15\text{kg} \div 1.000\text{kg} \times 100 = 9.01\% \text{ となる。}$ <p>ト～ヌ (同左)</p> <p>(3) 記載事項の表示</p>

改正後	改正前
<p>イ 表示基準3の(1)「原材料名」について</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 原材料名の表示は、原則として法に規定する原材料名により表示するものであり、その表示方法を例示すると次のとおりである。</p> <p>吟醸酒……原材料名 米、米こうじ、醸造アルコール</p> <p>純米酒……原材料名 米、米こうじ</p> <p>本醸造酒…原材料名 米、米こうじ、醸造アルコール</p> <p>特定名称以外の清酒…原材料名 米、米こうじ、醸造アルコール（更にこれに清酒かす、<u>焼酎</u>、ぶどう糖、水あめ、有機酸、アミノ酸塩、清酒等を使用した場合は、その原材料名）</p> <p>(ハ) 原材料名の表示に当たっては、ぶどう糖、<u>でんぷん</u>質物を分解した糖類を「糖類」と、有機酸である乳酸、こはく酸等を「酸味料」と、アミノ酸塩であるグルタミン酸ナトリウムを「グルタミン酸 Na」又は「調味料（アミノ酸）」と表示しても差し支えない。</p> <p>なお、発酵を助成促進し、又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要最低限の有機酸は、原材料に該当しないものとして差し支えない。</p> <p>(ニ)・(ホ) (省略)</p>	<p>イ 表示基準3の(1)「原材料名」について</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 原材料名の表示は、原則として法に規定する原材料名により表示するものであり、その表示方法を例示すると次のとおりである。</p> <p>吟醸酒……原材料名 米、米こうじ、醸造アルコール</p> <p>純米酒……原材料名 米、米こうじ</p> <p>本醸造酒…原材料名 米、米こうじ、醸造アルコール</p> <p>特定名称以外の清酒…原材料名 米、米こうじ、醸造アルコール（更にこれに清酒かす、<u>しょうちゅう</u>、ぶどう糖、水あめ、有機酸、アミノ酸塩、清酒等を使用した場合は、その原材料名）</p> <p>(ハ) 原材料名の表示に当たっては、ぶどう糖、<u>でんぷん</u>質物を分解した糖類を「糖類」と、有機酸である乳酸、こはく酸等を「酸味料」と、アミノ酸塩であるグルタミン酸ナトリウムを「グルタミン酸 Na」又は「調味料（アミノ酸）」と表示しても差し支えない。</p> <p>なお、発酵を助成促進し、又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要最低限の有機酸は、原材料に該当しないものとして差し支えない。</p> <p>(ニ)・(ホ) (同左)</p>
<p>ロ 表示基準3の(2)「製造時期」について</p> <p>(イ) 特定名称の清酒であって、容器に<u>充填</u>し冷蔵等特別な貯蔵をした上で販売するものについては、その貯蔵を終了し販売する目的をもって製品化した日を製造時期として取り扱う。</p> <p>(ロ) 製造時期の表示については、「製造年月」の文字の後に続けて製造時期を表示するものであるから留意する。</p> <p>なお、<u>内容量</u>が300ml以下である場合及び容器の形態からみて「製造年月」の文字を表示することが困難である場合には、「年月」の文字を省略しても差し支えない。</p>	<p>ロ 表示基準3の(2)「製造時期」について</p> <p>(イ) 特定名称の清酒であって、容器に<u>充てん</u>し冷蔵等特別な貯蔵をした上で販売するものについては、その貯蔵を終了し販売する目的をもって製品化した日を製造時期として取り扱う。</p> <p>(ロ) 製造時期の表示については、「製造年月」の文字の後に続けて製造時期を表示するものであるから留意する。</p> <p>なお、<u>容器の容量</u>が300ml以下である場合及び容器の形態からみて「製造年月」の文字を表示することが困難である場合には、「年月」の文字を省略しても差し支えない。</p>

改正後	改正前
<p>(注) 賞味期限を表示する場合には、その期限の設定、表示方法等については、<u>食品表示法</u>の規定の適用を受けるものであるから留意する。</p> <p>なお、賞味期限を表示した場合であっても、製造時期の表示は省略できないのであるから留意する。</p> <p>(ハ) (省略)</p> <p>ハ～ホ (省略)</p> <p>(4)・(5) (省略)</p>	<p>(注) 賞味期限を表示する場合には、その期限の設定、表示方法等については、<u>食品衛生法</u>の規定の適用を受けるものであるから留意する。</p> <p>なお、賞味期限を表示した場合であっても、製造時期の表示は省略できないのであるから留意する。</p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>ハ～ホ (同左)</p> <p>(4)・(5) (同左)</p>
<p>3 果実酒等の製法品質表示基準の取扱い</p> <p>果実酒等の製法品質表示基準（平成27年10月国税庁告示第18号。以下この3において「表示基準」という。）の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 表示基準の対象となる果実酒等について</p> <p>この表示基準は、法第28条第1項《<u>未納税移出</u>》の規定の適用を受けて酒類の製造場から移出する果実酒等についても適用されることに留意する。</p> <p>なお、消費者に対して通常そのままの状態で引き渡すことを予定していない容器（例えば、タンクローリー）に<u>充填</u>した果実酒等への表示については、当該果実酒等の送り状、納品書、規格書その他当該果実酒等と合わせて譲渡される書類に表示することとして差し支えない。</p> <p>(3)～(14) (省略)</p>	<p>3 果実酒等の製法品質表示基準の取扱い</p> <p>果実酒等の製法品質表示基準（平成27年10月国税庁告示第18号。以下この3において「表示基準」という。）の取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 表示基準の対象となる果実酒等について</p> <p>この表示基準は、法第28条《<u>未納税移出</u>》第1項の規定の適用を受けて酒類の製造場から移出する果実酒等についても適用されることに留意する。</p> <p>なお、消費者に対して通常そのままの状態で引き渡すことを予定していない容器（例えば、タンクローリー）に<u>充てん</u>した果実酒等への表示については、当該果実酒等の送り状、納品書、規格書その他当該果実酒等と合わせて譲渡される書類に表示することとして差し支えない。</p> <p>(3)～(14) (同左)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>4 未成年者の飲酒防止に関する表示基準の取扱い</p> <p><u>(省略)</u></p>
<p>4 酒類における有機の表示基準の取扱い等</p> <p>酒類における有機の表示基準（平成12年12月国税庁告示第7号。以下この4において「表示基準」という。）の取扱い等は、次による。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 表示基準2の(2)「原材料の使用割合」について</p> <p>(イ)・(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 使用割合の計算における食品添加物の重量に</p>	<p>5 酒類における有機の表示基準の取扱い等</p> <p>酒類における有機の表示基準（平成12年12月26日付国税庁告示第7号。以下この5において「表示基準」という。）の取扱い等は、次による。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 表示基準2の(2)「原材料の使用割合」について</p> <p>(イ)・(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 使用割合の計算における食品添加物の重量に</p>

改正後	改正前
<p>は、製造した酒類に残留するかどうかにかかわらず、<u>使用した食品添加物の重量を全て含む</u>のであるから留意する。</p> <p>ハ 表示基準2の(3)「製造その他の工程に係る管理」について</p> <p>(イ)・(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 「製造その他の工程に係る管理」は、酒類業者の業態に応じて以下に掲げる管理方法によることとする。</p> <p>ただし、JAS法第16条《登録認定機関の登録》の規定に基づき有機加工食品に係る登録認定機関の登録を受けた者(以下「登録認定機関」という。)に酒類の原材料及び製造工程等の検査を依頼し、当該登録認定機関から表示基準を満たしている旨の証明(当該登録認定機関が行う酒類に関する有機の認証を含む。)を受けた酒類については、表示基準2の(1)から(3)の定める基準を満たすものとして取り扱う。</p> <p>A (省略)</p> <p>B 酒類の<u>詰替え</u>における管理方法</p> <p>(A) 酒類の<u>詰替え</u>における責任者(詰替え責任者)として、酒類の販売に3年以上従事した経験を有する者を1人以上置き、次に掲げる職務を行わせていること。</p> <p>a <u>詰替え</u>に関する計画の立案及び推進</p> <p>b <u>詰替え</u>の工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言</p> <p>(B) 次に掲げる事項について、その管理の実施方法に関する内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>a (省略)</p> <p>b <u>詰替え前</u>の有機農畜産物加工酒類の表示の確認に関する事項</p> <p>c <u>詰替え</u>の方法に関する事項</p> <p>d <u>詰替え</u>に使用する機械及び器具に関する事項</p> <p>e・f (省略)</p> <p>g <u>詰替え</u>の実施状況についての組合法第91</p>	<p>は、製造した酒類に残留するかどうかにかかわらず、<u>使用した食品添加物の重量をすべて含む</u>のであるから留意する。</p> <p>ハ 表示基準2の(3)「製造その他の工程に係る管理」について</p> <p>(イ)・(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 「製造その他の工程に係る管理」は、酒類業者の業態に応じて以下に掲げる管理方法によることとする。</p> <p>ただし、JAS法第16条《登録認定機関の登録》の規定に基づき有機加工食品に係る登録認定機関の登録を受けた者(以下「登録認定機関」という。)に酒類の原材料及び製造工程等の検査を依頼し、当該登録認定機関から表示基準を満たしている旨の証明(当該登録認定機関が行う酒類に関する有機の認証を含む。)を受けた酒類については、表示基準2の(1)から(3)の定める基準を満たすものとして取り扱う。</p> <p>A (同左)</p> <p>B 酒類の<u>詰め替え</u>における管理方法</p> <p>(A) 酒類の<u>詰め替え</u>における責任者(詰め替え責任者)として、酒類の販売に3年以上従事した経験を有する者を1人以上置き、次に掲げる職務を行わせていること。</p> <p>a <u>詰め替え</u>に関する計画の立案及び推進</p> <p>b <u>詰め替え</u>の工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言</p> <p>(B) 次に掲げる事項について、その管理の実施方法に関する内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>a (同左)</p> <p>b <u>詰め替え前</u>の有機農畜産物加工酒類の表示の確認に関する事項</p> <p>c <u>詰め替え</u>の方法に関する事項</p> <p>d <u>詰め替え</u>に使用する機械及び器具に関する事項</p> <p>e・f (同左)</p> <p>g <u>詰め替え</u>の実施状況についての組合法第</p>

改正後	改正前
<p>条《質問検査権》に基づく当該職員による質問、検査の適切な実施に関し必要な事項</p> <p>(c) 内部規程に基づいて<u>詰替え</u>を適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該有機農畜産物加工酒類ごとに作成し、当該帳票等の閉鎖の日から3年以上保持すること。</p> <p>C (省略)</p> <p>ニ 表示基準2の(4)「品目の表示」について</p> <p>(i) (省略)</p> <p>(ii) 「品目の表示に用いている文字」とは、第86条の5《酒類の品目等の表示義務》の2《<u>酒類の容器に対する品目の表示の取扱い</u>》の(3)に定める文字の大きさをいう。</p> <p>(4)・(5) (省略)</p> <p>(6) 表示基準5「有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示」について</p> <p>イ 有機農畜産物等の使用表示は、表示基準5の各号に定める要件を<u>全て</u>満たしている酒類について表示ができるものであり、その表示を義務付けるものではないのであるから留意する。</p> <p>なお、有機農畜産物等の使用表示をする場合は、有機農畜産物等の使用割合を表示する必要があることから、例えば、酒類を混和し、混和後の酒類における有機農畜産物等の使用割合が計算できないときは有機農畜産物等の使用表示はできないのであるから留意する。</p> <p>ロ～へ (省略)</p> <p>(7) (省略)</p>	<p>91条《質問検査権》に基づく当該職員による質問、検査の適切な実施に関し必要な事項</p> <p>(c) 内部規程に基づいて<u>詰め替え</u>を適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を当該有機農畜産物加工酒類ごとに作成し、当該帳票等の閉鎖の日から3年以上保持すること。</p> <p>C (同左)</p> <p>ニ 表示基準2の(4)「品目の表示」について</p> <p>(i) (同左)</p> <p>(ii) 「品目の表示に用いている文字」とは、第86条の5《酒類の品目等の表示義務》の1《<u>酒類の表示の取扱い等</u>》の(6)及び2《<u>酒類の容器に対する品目等の表示の取扱い</u>》のイ又は5《<u>酒類の包装に対する品目等の表示の取扱い</u>》の(2)に定める文字の大きさをいう。</p> <p>(4)・(5) (同左)</p> <p>(6) 表示基準5「有機農畜産物等を原材料に使用した酒類における有機農畜産物等の使用表示」について</p> <p>イ 有機農畜産物等の使用表示は、表示基準5の各号に定める要件を<u>すべて</u>満たしている酒類について表示ができるものであり、その表示を義務付けるものではないのであるから留意する。</p> <p>なお、有機農畜産物等の使用表示をする場合は、有機農畜産物等の使用割合を表示する必要があることから、例えば、酒類を混和し、混和後の酒類における有機農畜産物等の使用割合が計算できないときは有機農畜産物等の使用表示はできないのであるから留意する。</p> <p>ロ～へ (同左)</p> <p>(7) (同左)</p>
<p>5 酒類の地理的表示に関する表示基準の取扱い</p> <p><u>酒類の地理的表示に関する表示基準（平成27年10月国税庁告示第19号）の取扱いは、別に定めるところによる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>6 未成年者の飲酒防止に関する表示基準の取扱い</p> <p><u>未成年者の飲酒防止に関する表示基準（平成元年11月国税庁告示第9号。以下この6において「表示基準」とい</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>う。)の取扱いは、次による。</p> <p>(1) <u>表示基準の意義</u></p> <p><u>アルコール飲料としての酒類の特性に鑑み、酒類の容器又は包装等に「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を表示させるとともに、酒類小売販売場における酒類の陳列場所に「酒類の売場である」旨等を表示させること等によって、未成年者が酒類を誤って購入することを防止するとともに、酒類販売業者及び消費者に対して未成年者の飲酒防止に関する啓発を図り、もって未成年者の飲酒の防止等に資するものである。</u></p> <p>(2) <u>酒類の容器等に対する「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示の取扱い</u></p> <p><u>表示基準1に規定する「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示とは、例えば、「未成年者の飲酒は法律で禁止されています」又は「飲酒は20歳になってから」等の未成年者の飲酒防止に資する文言を表示することをいい、「これはお酒です」又は「お酒はゆっくり適量を」といった酒類である旨又は適正な飲酒を喚起する旨の文言は含まれないのであるから留意する。</u></p> <p>(3) <u>「専ら酒場、料理店等に対する引渡しに用いられるもの」の意義</u></p> <p><u>表示基準3の(1)に規定する「専ら酒場、料理店等に対する引渡しに用いられるもの」とは、酒類の容器等の形状、取引形態等からみて、一般消費者に対して通常そのままの状態で引き渡されることが予定されない酒類の容器等であって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>イ 専ら事業者間の取引に用いられ、通常、移し替え等されて一般消費者に提供される酒類が収容されたキュービテナー、タンク等の酒類の容器等</u></p> <p><u>(注) ホテル、料飲店等における専用商品、いわゆるプライベートブランドと称されるものであって、例えばボトルワインのように当該容器等そのまま一般消費者に提供されるものは、表示が必要であるから留意する。</u></p> <p><u>ロ 菓子等の製造原料として使用する事業者に引き渡されることが明らかな酒類の容器等</u></p> <p>(4) <u>「調味料として用いられること又は薬用であることが明らかであるもの」の意義</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>表示基準3の(3)に規定する「調味料として用いられること又は薬用であることが明らかであるもの」とは、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>イ みりん又は雑酒（その性状がみりに類似するものに限る。）等の専ら料理用に限定して消費されている酒類の容器等</u></p> <p><u>(注) 例示した酒類以外の酒類については、「料理用〇〇」、「クッキング〇〇〇」等と表示されているものであっても、その酒類の性状、容器等の形状及び取引形態等からみて、専ら料理用に限定して消費されていると認められないものは表示が必要であるから留意する。</u></p> <p><u>ロ 組合規則第11条の5《品目の例外表示》に規定する「薬剤甘味果実酒」、「薬用甘味果実酒」、「薬味酒」又は「薬用酒」の表示がされている酒類の容器等</u></p> <p><u>(5) 酒類の陳列場所における「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示の取扱い</u></p> <p><u>イ 表示基準4に規定する「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示とは、例えば、以下のような文言を表示することをいい、陳列されている酒類が特定の品目の酒類である場合については、「酒」又は「酒類」の文言に代えて当該品目の名称を用いることとして差し支えない。</u></p> <p><u>(イ) 「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨の表示</u></p> <p><u>「酒類売場」、「酒売場」又は「酒コーナー」等の酒類の陳列場所であることを消費者が認識できる文言</u></p> <p><u>(ロ) 「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示</u></p> <p><u>「成年者（成人）と確認できない場合は酒類を販売しません」、「未成年者ではないと確認できない場合は酒類を販売しません」、「年齢確認実施中未成年者には酒類を販売しません」、「年齢を確認の上、成人のみに酒類を販売します」等の年齢確認を</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>実施している旨及び未成年者には酒類を販売しない旨の文言が一体的に表示されているものをいい、細かな表現までを限定するものではないことに留意する。</u></p> <p>ロ 「<u>酒類の売場である</u>」又は「<u>酒類の陳列場所である</u>」旨の表示と「<u>20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない</u>」旨の表示のいずれか一方しか行っていない場合には、<u>表示基準を満たしていないこととなるのであるから留意する。</u></p> <p><u>なお、次に掲げる酒類の陳列場所については、表示基準4に規定する表示を行わないこととして差し支えない。</u></p> <p>(イ) <u>商品見本用その他の販売を予定していない酒類（以下この(イ)において「商品見本用等酒類」という。）の陳列場所のうち、当該陳列場所に「陳列されている商品が見本である」旨又は「見本」等の文言の表示が明瞭に行われている等、陳列されている商品が商品見本用等酒類であることを購入者が容易に認識できる場合</u></p> <p>(ロ) <u>表示基準3の(3)に掲げる酒類（以下この(ロ)において「みりん等」という。）の陳列場所のうち、他の酒類と別の陳列棚、陳列ケースその他の商品を陳列するための設備（以下この6において「陳列棚等」という。）に陳列され、かつ、当該陳列棚等に陳列されているみりん等の陳列箇所「陳列されている商品がみりん等である」旨又は「みりん」等の文言の表示が明瞭に行われている場合</u></p> <p>(注) <u>陳列棚等に陳列されている商品の全部がみりん等である場合には、当該陳列棚等に「陳列されている商品がみりん等である」旨又は「みりん」等の文言の表示を行うこととして差し支えない。</u></p> <p>(6) 「<u>明確に分離</u>」の意義</p> <p><u>表示基準4に規定する「明確に分離」とは、酒類の陳列場所を壁若しくは間仕切り等で囲うことにより、又は酒類をレジカウンターの内側等に陳列して消費者が酒類に触れられない状態とする等により、酒類と他の商品の陳列場所を物理的に分離し、又は酒類の陳列場所を独立させることをいう。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(7) 「明確に区分」の意義等</p> <p><u>表示基準4に規定する「明確に区分」とは、例えば、酒類を他の商品と混在しないように区分して陳列し、酒類の陳列箇所を明らかにする等、陳列されている商品が酒類であること及び酒類の陳列箇所を消費者が容易に認識できるようにされていることをいう。</u></p> <p><u>なお、陳列棚等に酒類が陳列されているときは、次に掲げる場合に、「明確に区分」されているものとして取り扱う。この場合において、「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に使用されている文字が表示基準5に規定するポイントの活字以上の大きさであるときは、表示基準4に規定する「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示が行われているものとして取り扱う。</u></p> <p><u>イ 陳列棚等に陳列されている商品の全部が酒類である場合には、当該陳列棚等（扉がある場合には当該扉を含む。）の見やすい位置に、「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示する。</u></p> <p><u>なお、陳列棚等の扉に表示する場合には、当該扉を閉じた状態又は開いた状態のいずれの場合においても表示内容を認識できるように表示する（口において同じ。）。</u></p> <p><u>(注) 1 二以上の陳列棚等を連ねて設置している場合については、当該陳列棚等の全体を一の陳列棚等と取り扱うこととして差し支えない。</u></p> <p><u>2 酒類の陳列棚等の一部に酒類以外の商品が少量陳列されている場合で、かつ、酒類以外の商品の陳列箇所を明らかにしてイの方法により表示されているときは、「明確に区分」されているものとして取り扱う。</u></p> <p><u>ロ 陳列棚等に陳列されている商品の一部が酒類である場合には、当該陳列棚等の見やすい位置及び酒類と他の商品を区分している棚板又は仕切り板等に、「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示する。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>なお、陳列棚等への表示と棚板又は仕切り板等への表示のいずれか一方しか行っていない場合は、明確に区分されていないこととなるのであるから留意する。</u></p> <p><u>(注) 棚板又は仕切り板等とは、酒類を手にとる際に容易に動かない構造のものをいう。</u></p> <p><u>ハ 床に箱又はケース（以下「箱等」という。）に入った商品を積み上げている場合には、当該商品の全部が酒類であるか、一部が酒類であるかに応じ、イ又はロの方法に準じて、「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示する。</u></p> <p><u>(8) 「自動販売機の前面の見やすい所に、夜間でも判読できるよう明りょうに表示する」の取扱い</u></p> <p><u>イ 表示基準6の(1)から(3)に規定する表示事項は、自動販売機の硬貨等投入口周辺等の前面の見やすい所に表示する。</u></p> <p><u>ロ 表示基準6の(1)に規定する「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示は、同(3)に規定する「販売停止時間」と併記して表示する。</u></p> <p><u>なお、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示とは、例えば、「未成年者の飲酒は法律で禁止されています」又は「法律で未成年者の飲酒は禁止されています」等の未成年者の飲酒防止に資する文言を表示することをいう。</u></p> <p><u>ハ 表示基準6の(2)に規定する「免許者の氏名又は名称、酒類販売管理者の氏名、並びに連絡先の所在地及び電話番号」及び同(3)に規定する「販売停止時間」は、販売場の店舗内に設置され、購入者が店舗外から利用できない自動販売機であり、かつ、常時免許者又は酒類販売管理者が管理できるものには、表示を行わないこととして差し支えない。</u></p> <p><u>(注) 「連絡先の所在地及び電話番号」とは、酒類の自動販売機に関する利用者からの相談等に迅速に対応できる者が所在する所及びその電話番号をいう。</u></p> <p><u>ニ 夜間においては、自動販売機の照明を点灯しないときにはその状態で、照明を点灯するときには主たる照明の明るさで、各表示事項が判読できるように</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>表示する。</u></p> <p><u>ただし、販売が停止されている時間帯において、自動販売機の主たる照明が消え販売が停止されている状況が明らかであるものについては、当該販売が停止されている時間帯に限り、各表示事項を判読できるようにするための措置は必要ない。</u></p> <p>(9) <u>「郵便、電話その他の方法」の範囲</u></p> <p><u>表示基準7に規定する「郵便、電話その他の方法」とは、次に掲げる方法をいう。</u></p> <p>イ <u>郵便又は信書便</u></p> <p>ロ <u>電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器又は情報処理の用に供する機器を利用する方法</u></p> <p>ハ <u>電報</u></p> <p>ニ <u>預金又は貯金の口座に対する払込み</u></p> <p>(10) <u>酒類の通信販売における「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨の表示の取扱い</u></p> <p><u>表示基準7に規定する「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」又は「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨の表示とは、例えば、以下のような文言を表示することをいう。</u></p> <p>イ <u>「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示</u></p> <p><u>「未成年者の飲酒は法律で禁止されています」又は「飲酒は20歳になってから」等の未成年者の飲酒防止に資する文言</u></p> <p>ロ <u>「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨の表示</u></p> <p><u>「未成年者への酒類の販売はいたしておりません」又は「未成年者の方の酒類のお申込みはお受けできません」等の未成年者に酒類を購入できないことを認識させる文言</u></p> <p>(11) <u>「酒類に関する広告又はカタログ等」の範囲</u></p> <p><u>表示基準7の(1)に規定する「酒類に関する広告又はカタログ等」とは、その名称のいかんを問わず、酒類の通信販売に関し、顧客を誘引するための手段として、自己が販売する酒類の内容又は取引条件その他取引に関する事項を表示する全てのものをいう。</u></p> <p><u>なお、表示基準7の(1)に規定する表示については、通信販売の対象となる酒類が掲載されている紙面又はイ</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>インターネット等における酒類が表示されている画面等の全てについて行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 表示基準7の(1)に規定する「インターネット等」とは、インターネットやパソコン通信等の情報処理の用に供する機器を利用しているものをいう。</u></p> <p><u>(12) 「申込書等の書類」及び「近接する場所」の取扱い</u> <u>表示基準7の(2)に規定する「申込書等の書類」とは、その名称のいかんを問わず、購入申込者が酒類の購入に際して酒類の通信販売を行う者に交付するものをいい、「近接する場所」とは、酒類の申込者が年齢確認欄を見た場合において、同一視野の範囲に入る位置をいう。</u></p> <p><u>(13) 「納品書等」の取扱い</u> <u>表示基準7の(3)に規定する「納品書等」とは、その名称のいかんを問わず、酒類の通信販売を行う者が酒類の販売に際して作成し、酒類の購入者に交付するものをいう。</u></p>	
<p>第86条の9 酒類販売管理者</p>	<p>第86条の9 酒類販売管理者</p>
<p>第1項関係</p>	<p>第1項関係</p>
<p>1 酒類販売管理者の選任の意義</p>	<p>1 酒類販売管理者の選任の意義</p>
<p>酒類販売管理者は、酒類小売業者（製造者及び販売業者以外の者に酒類を販売する製造者又は販売業者をいう。以下第86条の9において同じ。）の販売場（製造者及び販売業者以外の者に酒類を販売する場所をいう。以下第1項関係において「酒類の小売販売場」という。）において、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令（<u>組合規則第11条の9各号《法第86条の9第1項の財務省令で定める法令》</u>に規定する法令等をいう。以下同じ。）に基づいた適正な販売管理の確保を図るため、<u>酒類販売管理研修を受けた者のうちから酒類小売業者が選任するものである。</u></p>	<p>酒類販売管理者は、酒類小売業者（製造者及び販売業者以外の者に酒類を販売する製造者又は販売業者をいう。以下第86条の9において同じ。）の販売場（製造者及び販売業者以外の者に酒類を販売する場所をいう。以下第1項関係において「酒類の小売販売場」という。）において、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令（<u>法、組合法、未成年者飲酒禁止法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）、独占禁止法、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等の法令をいう。以下同じ。）</u>に基づいた適正な販売管理の確保を図るために<u>酒類小売業者が選任するものである。</u></p>
<p>(注) 1 酒類販売管理者の選任は、酒類販売管理者を酒類の小売販売場に常駐<u>させる</u>ことを義務付けるものではないことに留意する。</p> <p>2 酒類販売管理者について、酒類の販売業務に従事しない者、組合法第86条の9第2項各号《<u>酒類</u></p>	<p>(注) 1 酒類販売管理者の選任は、酒類販売管理者を酒類の小売販売場に常駐<u>する</u>ことを義務付けるものではないことに留意する。</p> <p>2 酒類販売管理者について、酒類の販売業務に従事しない者、組合法第86条の9《<u>酒類販売管理者</u>》</p>

改正後	改正前
<p><u>販売管理者</u>のいずれかに該当する者、引き続き6月以上の期間継続して雇用されることが予定されていない者、他の販売場において酒類販売管理者に選任されている者、又は過去3年以内に酒類販売管理研修を受けていない者を選任した場合には、酒類販売管理者を選任したこととならないことに留意する。</p> <p>また、酒類販売管理者に選任した者が酒類の販売業務に従事しないこととなった時若しくは継続して雇用しないこととなった時又は酒類販売管理者を解任した時は、当該従事しないこととなった時若しくは継続して雇用しないこととなった時又は解任した時に酒類販売管理者が欠けるに至ったこととなることに留意する。</p>	<p><u>第2項各号</u>のいずれかに該当する者、引き続き6月以上の期間継続して雇用されることが予定されていない者、又は他の販売場において酒類販売管理者に選任されている者を選任した場合には、酒類販売管理者を選任したこととならないことに留意する。</p> <p>また、酒類販売管理者に選任した者が酒類の販売業務に従事しないこととなった時若しくは継続して雇用しないこととなった時又は酒類販売管理者を解任した時は、当該従事しないこととなった時若しくは継続して雇用しないこととなった時又は解任した時に酒類販売管理者が欠けるに至ったこととなることに留意する。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>3 「引き続き六月以上の期間継続して雇用されることが</u></p>
<p><u>3 「使用人その他の従業者」の範囲</u> (省略)</p>	<p><u>3 「引き続き六月以上の期間継続して雇用されることが予定されている者」の範囲</u> 組合規則第11条の8《酒類販売管理者の選任》第3号に規定する「引き続き6月以上の期間継続して雇用されることが予定されている者」には、雇用期間の定めのない者を含む。</p>
<p><u>4 酒類販売管理者が行う助言又は指導</u></p>	<p><u>4 「使用人その他の従業者」の範囲</u> (同左)</p>
<p>酒類販売管理者が行わなければならない助言又は指導の主なものは、次のとおりである。</p>	<p><u>5 酒類販売管理者が行う助言又は指導</u> 酒類販売管理者が行わなければならない助言又は指導の主なものは、次のとおりである。</p>
<p>(1) (省略)</p>	<p>(1) (同左)</p>
<p>(2) 使用人その他の従業者に対する指導</p>	<p>(2) 使用人その他の従業者に対する指導</p>
<p><u>イ 未成年者と思われる者に対する年齢確認の実施及び酒類の陳列場所における表示など酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事項</u></p>	<p><u>未成年者の飲酒防止等を図るための年齢確認の実施及び酒類売場での表示など酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事項</u></p>
<p><u>ロ アルコール飲料としての酒類の特性や酒類の商品知識等の修得に関する事項</u></p>	<p>(注) 使用人その他の従業者に対する指導は、<u>未成年者と思われる者に対する年齢確認の実施及び酒類の陳列場所における表示など酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事項のほか、アルコール飲料としての酒類の特性や酒類の商品知識等の修得に関する事項について社内研修</u></p>
<p>(注) 使用人その他の従業者に対する指導は、社内研修等を通じて実施する。</p>	<p>(注) 使用人その他の従業者に対する指導は、<u>未成年者と思われる者に対する年齢確認の実施及び酒類の陳列場所における表示など酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事項のほか、アルコール飲料としての酒類の特性や酒類の商品知識等の修得に関する事項について社内研修</u></p>

改正後	改正前
<p>5 酒類販売管理研修の意義</p> <p><u>酒類販売管理研修は、酒類販売管理者が、未成年者と思われれる者に対する年齢確認の実施及び酒類の陳列場所における表示など酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事項のほか、アルコール飲料としての酒類の特性や酒類の商品知識等を修得することにより、その資質の向上を図り、もって酒類の小売販売場における酒類の適正な販売管理の確保等について実効性を高めることを目的として実施されるものである。</u></p> <p>6 「引き続き6月以上の期間継続して雇用されることが予定されている者」の範囲</p> <p><u>組合規則第11条の8第3号《酒類販売管理者の選任》に規定する「引き続き6月以上の期間継続して雇用されることが予定されている者」には、雇用期間の定めのない者を含む。</u></p> <p>7 「酒類販売管理研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するもの」の意義</p> <p><u>組合規則第11条の12第2号《指定の基準》に規定する「酒類販売管理研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するもの」とは、次のいずれにも適合していると認められるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>酒類販売管理研修の運営、受講者名簿の作成及び受講履歴の管理等を適切に行うことが確実であること。</u></p> <p>(2) <u>研修講師が、酒類販売管理研修を適切に行うための十分な能力を有していること。</u></p> <p>(3) <u>酒類販売管理研修を継続的に実施することが確実であること。</u></p> <p>(4) <u>申請団体の構成員及び構成員となると見込まれる者に対する酒類販売管理研修の受講の機会を勘案し、酒類販売管理研修を2か月に1回程度実施すると認められる組織及び能力を有すること。</u></p> <p>8 「酒類販売管理研修の実施に関する計画が適切なもの」の意義</p> <p><u>組合規則第11条の12第3号《指定の基準》に規定する「酒類販売管理研修の実施に関する計画が適切なもの」とは、次のいずれにも適合していると認められるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>酒類販売管理研修の項目、講師及びテキストが、研修</u></p>	<p>等を通じて実施する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>を適切に行うのに十分であること。</u></p> <p><u>(2) 酒類販売管理研修を実施する日時、場所その他研修の実施に関し必要な事項を事前に公表することが可能であること。</u></p> <p><u>9 「受講手数料が適当と認められる額であること」の意義</u> <u>組合規則第 11 条の 12 第 4 号《指定の基準》に規定する「受講手数料が適当と認められる額であること」とは、研修テキストの作成費用、会場借料、講師謝金などを勘案し、実費相当と認められる額であることをいう。</u> <u>なお、受講手数料を会費その他の名目で徴している場合は、酒類販売管理研修以外の事業内容等を勘案し、受講手数料に相当する額が適当と認められる額である必要があることに留意する。</u></p> <p><u>10 組合規則第 11 条の 12 第 5 号《指定の基準》に規定する「正当な理由」の意義</u> <u>組合規則第 11 条の 12 第 5 号《指定の基準》に規定する「正当な理由」とは、会場の規模や収容人数等により、定員を超える申込みに対し、受講者を制限する場合等をいう。</u></p> <p><u>11 組合規則第 11 条の 13 第 3 号《指定の取消し》に規定する「正当な理由」の意義</u> <u>組合規則第 11 条の 13 第 3 号《指定の取消し》に規定する「正当な理由」とは、例えば、酒類販売管理研修の実施日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項を事前に公表し、研修受講希望者を募集したにもかかわらず、研修受講の申込者がなく酒類販売管理研修を実施できなかった場合等をいう。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>第 5 項関係</u></p> <p><u>1 酒類販売管理研修の意義</u> <u>酒類の販売業務に関する法令に係る研修（以下「酒類販売管理研修」という。）は、酒類販売管理者が、未成年者と思われる者に対する年齢確認の実施及び酒類陳列場所における表示など酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令に関する事項のほか、アルコール飲料としての酒類の特性や酒類の商品知識等を修得することにより、その資質の向上を図り、もって販売場における酒類の適正な販売管理の確保等について実効性を高めることを目的として実施されるものである。</u></p>

改正後	改正前
(削除)	<p>2 既に酒類販売管理研修を受講している者を酒類販売管理者として選任する場合の取扱い</p> <p><u>酒類小売業者が、当該販売場の酒類販売管理者として、既に酒類販売管理研修を受講している者（直前の酒類販売管理研修の受講日から3年を経過する日が、選任日から3か月を経過する日までに到来する者を除く。）を選任したときは、当該酒類小売業者が当該酒類販売管理者に、選任後3か月以内に酒類販売管理研修を受講させたもの</u>と取り扱って差し支えない。</p>
(削除)	<p>3 「研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するもの」の意義</p> <p><u>組合規則第11条の12《指定の基準》第2号に規定する「研修を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有するもの」とは、次のいずれにも適合していると認められるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>酒類販売管理研修の運営、受講者名簿の作成及び管理を適切に行うことが確実であること。</u></p> <p>(2) <u>研修講師が、酒類販売管理研修を適切に行うための十分な能力を有していること。</u></p> <p>(3) <u>酒類販売管理研修を継続的に実施することが確実であること。</u></p> <p>(4) <u>申請団体の構成員及び構成員となると見込まれる者に対する酒類販売管理研修の受講の機会を勘案し、酒類販売管理研修を2ヶ月に1回程度実施すると認められる組織及び能力を有すること。</u></p>
(削除)	<p>4 「研修の実施に関する計画が適切なもの」の意義</p> <p><u>組合規則第11条の12《指定の基準》第3号に規定する「研修の実施に関する計画が適切なもの」とは、次のいずれにも適合していると認められるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>酒類販売管理研修の項目、講師及びテキストが、研修を適切に行うのに十分であること。</u></p> <p>(2) <u>酒類販売管理研修を実施する日時、場所その他研修の実施に関し必要な事項を事前に公表することが可能であること。</u></p>
(削除)	<p>5 「受講手数料が適当と認められる額であること」の意義</p> <p><u>組合規則第11条の12《指定の基準》第4号に規定する「受講手数料が適当と認められる額であること」とは、研修テキストの作成費用、会場借料、講師謝金などを勘案し、実費相当と認められる額であることをいう。</u></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5項関係</p> <p>1 「その情状により酒類販売管理者として不適当である」の意義</p> <p>組合法第86条の9第5項《酒類販売管理者》に規定する「その情状により酒類販売管理者として不適当である」とは、酒類販売管理者として酒類販売業務を行うに当たって遵守すべき法令の規定に違反した場合において当該違反の程度、違反に至った経緯と違反行為との因果関係及び関係者への影響等を総合的に勘案して判断する。</p> <p>第9項関係</p> <p>1 標識の揭示</p> <p>組合法第86条の9第9項《酒類販売管理者》に規定する標識に記載した組合規則第11条の18《標識の揭示》に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その標識に記載した当該事項を訂正する必要があることに留意する(2において同じ。)</p> <p>2 組合規則第11条の18第2項《標識の揭示》の取扱い</p> <p>「インターネットその他の公衆の閲覧に供する方法」</p>	<p>なお、受講手数料を会費その他の名目で徴している場合は、酒類販売管理研修以外の事業内容等を勘案し、受講手数料に相当する額が適当と認められる額である必要があることに留意する。</p> <p>6 組合規則第11条の12《指定の基準》第5号に規定する「正当な理由」の意義</p> <p>組合規則第11条の12《指定の基準》第5号に規定する「正当な理由」とは、例えば、申請団体の構成員外の者に事業の実施を禁止している定款等に基づき、構成員のみに酒類販売管理研修を実施する場合等をいう。</p> <p>7 組合規則第11条の13《指定の取消し》第3号に規定する「正当な理由」の意義</p> <p>組合規則第11条の13《指定の取消し》第3号に規定する「正当な理由」とは、例えば、酒類販売管理研修の実施日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項を事前に公表し、研修受講希望者を募集したにもかかわらず、研修受講の申込者がなく酒類販売管理研修を実施できなかった場合等をいう。</p> <p>第6項関係</p> <p>1 「その情状により酒類販売管理者として不適当である」の意義</p> <p>組合法第86条の9《酒類販売管理者》第6項に規定する「その情状により酒類販売管理者として不適当である」とは、酒類販売管理者として酒類販売業務を行うに当たって遵守すべき法令の規定に違反した場合において当該違反の程度、違反に至った経緯と違反行為との因果関係、酒類販売管理研修の受講の有無及び関係者への影響等を総合的に勘案して判断する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>とは、インターネットのウェブサイト等の見やすい場所に、閲覧に供すべき事項を一体的に表示するものとする。</p>	
<p>第2章 資源の有効な利用の促進に関する法律関係</p>	<p>第2章 資源の有効な利用の促進に関する法律関係</p>
<p>1 鋼製又はアルミニウム製の缶の材質に関する表示の取扱い</p>	<p>1 鋼製又はアルミニウム製の缶の材質に関する表示の取扱い</p>
<p>資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「リサイクル法」という。）第24条第1項の規定に基づき制定された「鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」（平成3年大蔵省、農林水産省、通商産業省令第1号。以下この第2章において「省令」という。）別表に定める缶の材質に関する表示の取扱いは、次による。</p>	<p>資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「リサイクル法」という。）第24条第1項の規定に基づき制定された「鋼製又はアルミニウム製の缶であって、飲料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令」（平成3年大蔵省、農林水産省、通商産業省令第1号。以下この第2章において「省令」という。）別表に定める缶の材質に関する表示の取扱いは次による。</p>
<p>(1) 「缶に飲料を充てんする事業者」の意義等</p>	<p>(1) 「缶に飲料を充てんする事業者」の意義等</p>
<p>イ 省令第2条に規定する「缶に飲料を充てんする事業者」とは、当該飲料の所有権を有する等当該飲料を実質的に支配する事業者をいい、例えば、酒類製造者が他の事業者に対し、自己の製造した酒類の<u>充填</u>を委託する場合には、当該委託者が「缶に飲料を充てんする事業者」となるのであるから留意する。</p>	<p>イ 省令第2条に規定する「缶に飲料を充てんする事業者」とは、当該飲料の所有権を有する等当該飲料を実質的に支配する事業者をいい、例えば、酒類製造者が他の事業者に対し、自己の製造した酒類の<u>充てん</u>を委託する場合には、当該委託者が「缶に飲料を充てんする事業者」となるのであるから留意する。</p>
<p>ロ 国内において缶に酒類を<u>充填</u>する場合における省令の別表に定める缶の材質に関する表示の様式（以下この第2章において「識別マーク」という。）の表示義務者は、具体的には次のとおりとなる。</p>	<p>ロ 国内において缶に酒類を<u>充てん</u>する場合における省令の別表に定める缶の材質に関する表示の様式（以下この第2章において「識別マーク」という。）の表示義務者は、具体的には次のとおりとなる。</p>
<p>(イ) 酒類を缶に<u>充填</u>する事業者（以下この第2章において「ボトルー」という。）が缶を製造する事業者（以下この第2章において「缶メーカー」という。）からホワイト缶（缶体に商標や図柄が全く印刷されていない缶又はこれらを表示したラベルが添付されていない缶等をいう。）を購入して酒類を<u>充填</u>することとしている場合は、ボトルー。</p>	<p>(イ) 酒類を缶に<u>充てん</u>する事業者（以下この第2章において「ボトルー」という。）が缶を製造する事業者（以下この第2章において「缶メーカー」という。）からホワイト缶（缶体に商標や図柄が全く印刷されていない缶又はこれらを表示したラベルが添付されていない缶等をいう。）を購入して酒類を<u>充てん</u>することとしている場合は、ボトルー。</p>
<p>(注) 識別マークの表示が行われていない缶詰め酒類又は基準を充足していない識別マークの表示が行われた缶詰め酒類が市場に流通したときは、リサイクル法第25条の規定により、財務大臣が当該ボトルーに対し、「表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告」等必要な措置を講ずることになる。</p>	<p>(注) 識別マークの表示が行われていない缶詰め酒類又は基準を充足していない識別マークの表示が行われた缶詰め酒類が市場に流通したときは、リサイクル法第25条の規定により、財務大臣が当該ボトルーに対し、「表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告」等必要な措置を講ずることになる。</p>

改正後	改正前
<p>(ロ) (省略)</p> <p>(2) 「酒類を自ら輸入して販売する事業者」の範囲等 イ (省略)</p> <p>ロ 国外において缶に<u>充填</u>された酒類を輸入する場合における識別マークの表示義務者は、酒類を保税地域から引き取る事業者が表示義務者となる。</p> <p>(3) 「表示の特例」を設けた理由</p> <p>省令附則2《表示の特例》を設けた理由は、例えば、輸入品については、日本向けとしてのオリジナル商品でない場合には、生産国において識別マークを缶の胴へ印刷することは経済的に困難と認められること、また、当該酒類を輸入した後において、仮に、缶の胴に表示することとした場合には、缶を一旦箱(カートン)から取り出した上で、識別マークを貼付しなければならないという事情に<u>鑑み</u>措置されたものである。</p> <p>(4) 「製造又は販売の数量が少ないため、缶の胴に表示することが困難な場合」の取扱い</p> <p>イ 省令附則2に規定する「製造又は販売の数量が少ないため、缶の胴に表示することが困難な場合」については①国内において酒類を<u>充填</u>する場合にあっては、商品の品質、容器の材質、容量又はデザインのうち、いずれかが異なること、②国外において酒類を<u>充填</u>する場合にあっては、これらに加えて、海外における輸出業者ごとにみた商品の製造数量又は輸入数量が、前年1年間の実績で概ね300万缶未満の場合に限り適用することに取り扱う。</p> <p>ロ イの数量が300万缶未満の場合であっても、①国内において酒類を<u>充填</u>する場合にあっては、印刷缶であるとき、また、②国外において酒類を<u>充填</u>する場合にあっては、当該商品に日本向けとしてのオリジナルのデザインが缶の胴に印刷されるとき又は我が国の法律により義務付けられている表示事項が缶の胴に印刷されるときは、それぞれ、「缶の胴に表示することが困難な場合」には該当しないことに留意する。</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>(ロ) (同左)</p> <p>(2) 「酒類を自ら輸入して販売する事業者」の範囲等 イ (同左)</p> <p>ロ 国外において缶に<u>充てん</u>された酒類を輸入する場合における識別マークの表示義務者は、酒類を保税地域から引き取る事業者が表示義務者となる。</p> <p>(3) 「表示の特例」を設けた理由</p> <p>省令附則2《表示の特例》を設けた理由は、例えば、輸入品については、日本向けとしてのオリジナル商品でない場合には、生産国において識別マークを缶の胴へ印刷することは経済的に困難と認められること、また、当該酒類を輸入した後において、仮に、缶の胴に表示することとした場合には、缶を一旦箱(カートン)から取り出した上で、識別マークを貼付しなければならないという事情に<u>かんがみ</u>措置されたものである。</p> <p>(4) 「製造又は販売の数量が少ないため、缶の胴に表示することが困難な場合」の取扱い</p> <p>イ 省令附則2に規定する「製造又は販売の数量が少ないため、缶の胴に表示することが困難な場合」については①国内において酒類を<u>充てん</u>する場合にあっては、商品の品質、容器の材質、容量又はデザインのうち、いずれかが異なること、②国外において酒類を<u>充てん</u>する場合にあっては、これらに加えて、海外における輸出業者ごとにみた商品の製造数量又は輸入数量が、前年1年間の実績で概ね300万缶未満の場合に限り適用することに取り扱う。</p> <p>ロ イの数量が300万缶未満の場合であっても、①国内において酒類を<u>充てん</u>する場合にあっては、印刷缶であるとき、また、②国外において酒類を<u>充てん</u>する場合にあっては、当該商品に日本向けとしてのオリジナルのデザインが缶の胴に印刷されるとき又は我が国の法律により義務付けられている表示事項が缶の胴に印刷されるときは、それぞれ、「缶の胴に表示することが困難な場合」には該当しないことに留意する。</p> <p>(5) (同左)</p>
<p>第3章 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律関係</p>	<p>第3章 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律関係</p>

改正後	改正前
<p>1 法第18条の自主回収の認定の取扱い</p> <p><u>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）</u>第18条《自主回収の認定》に定める酒類に係る特定容器又は特定包装（以下この第3章において「特定容器等」という。）の自主回収の認定の取扱いは次による。</p> <p>(1)～(6) （省略）</p>	<p>1 法第18条の自主回収の認定の取扱い</p> <p>容器包装リサイクル法第18条《自主回収の認定》に定める酒類に係る特定容器又は特定包装（以下この第3章において「特定容器等」という。）の自主回収の認定の取扱いは次による。</p> <p>(1)～(6) （同左）</p>